



348
119



始



エトW-77

348
119



千葉縣印
藩郡誌
卷三至五

千葉縣印藩郡役所編

第七章 墳墓誌

- (一) 平重胤墓 二六
- (二) 堀田正睦墓 二七
- (三) 堀田正倫墓 二八
- (四) 南山先生吉見君墓 二八
- (五) 鈴木清助墓 二九

第八章 名勝誌

- (一) 鹿島山 三一
- (二) 鹿島橋 三一
- (三) 野狐台の梅林 三一
- (四) 野狐台の馬市 三一

第九章 人物誌

- (一) 平賀保秀 三二
- (二) 澁井孝徳 三二
- (三) 磯部昌言 三二
- (四) 菱川寶 三三
- (五) 佐藤泰然 三三
- (六) 佐藤尙中 三三
- (七) 佐藤舜海 三七
- (八) 鈴木清助 三八

第十章 神社誌

- (一) 西村勝三 四二
- (二) 勘七の寡婦もと 四三
- (三) 髪結作兵衛 四三
- (四) 辰五郎の寡婦みね 四四
- (五) 神門神社 四四
- (六) 將門神社 四四
- (七) 村社麻賀多神社 四七
- (八) 村社愛宕神社 四八
- (九) 村社八幡神社 四八
- (十) 村社神明大神社 四八
- (十一) 村社麻賀多神社 四九
- (十二) 村社熊野神社 四九
- (十三) 無格社稻荷神社 四九
- (十四) 無格社稻荷神社 五〇
- (十五) 無格社稻荷神社 五〇
- (十六) 無格社稻荷神社 五〇
- (十七) 無格社稻荷神社 五〇
- (十八) 無格社稻荷神社 五〇
- (十九) 無格社稻荷神社 五〇
- (二十) 無格社稻荷神社 五一

第十一章 寺院佛堂誌

- (一) 無格社稻荷神社 五一
- (二) 無格社稻荷神社 五一
- (三) 無格社稻荷神社 五一
- (四) 海隣寺 五二
- (五) 其大寺 五四
- (六) 教安寺 五四
- (七) 宗圓寺 五五
- (八) 嶺南寺 五五
- (九) 延覺寺 五五
- (十) 松林寺 五六
- (十一) 勝壽寺 五六
- (十二) 妙經寺 五六
- (十三) 大聖院 五七
- (十四) 周德院 五七
- (十五) 勝全寺 五七
- (十六) 重願寺 五七
- (十七) 妙隆寺 五七
- (十八) 蓮藏院 五八
- (十九) 自性院 五八

第十二章 衛生警察兵事誌

- (一) 東慶院 五八
- (二) 昌柏寺 五八
- (三) 文殊寺 五九
- (四) 藥師堂 五九
- (五) 七佛藥師堂 五九
- (六) 彌勒堂 六〇
- (七) 衛生警察兵事誌 六〇
- (八) 第一節 衛生 六〇
- (九) 第二節 警察 六〇
- (十) 第三節 兵事 六〇

第十三章 經濟誌

- (一) 第一節 金融 六九
- (二) 第二節 生産消費 七二
- (三) 第三節 財政 七二
- (四) 第四節 佐倉稅務署 七四
- (五) 第五節 佐倉區裁判所 七四
- (六) 第十四章 運輸交通土木誌 七五
- (七) 第一節 根鄉村誌 七六
- (八) 第一章 位置地勢土質地目誌 七六

第一節	位當區分廣表	七八
第二節	地勢土質地目反別	七八
第二章	水系誌	七九
第一節	河川	七九
第二節	水利	七九
第三章	戶口生業物産誌	七九
第一節	戶口	七九
第二節	生業生産物	八〇
(附)	農會、暗渠排水	
第四章	教育誌	八一
第一節	學校教育	八一
(一)	根郷尋常高等小學校	八一
第二節	社會教育	八二
(一)	青年會	八二
(二)	老人會婦人會	八二
(三)	兒童文庫	八二
第五章	沿革誌	八三
第一節	郷土の總説	八三
第二節	郷土の各説	八五
(一)	城	八五
(二)	六崎	八五

七八
七八
七九
七九
七九
八〇
八一
八一
八二
八二
八二
八三
八五
八五

(三)	神門	八六
第三節	村役場	八六
第六章	古蹟古墳誌	八七
(一)	城	八七
(二)	用替ヶ丘	八七
(三)	加藤秀丸墓	八七
第七章	名勝誌	八七
(一)	熊野石	八七
(二)	鐘淵	八八
第八章	神社誌	八八
(一)	郷社麻賀多神社	八八
(二)	郷社麻賀多神社	八八
(三)	村社南六所神社	八八
(四)	村社六所神社	八八
(五)	村社神門神社	八九
(六)	村社諏訪神社	八九
(七)	無格社淺間神社	九〇
(八)	無格社妙見神社	九〇
(九)	村社菅原神社	九〇
(十)	村社麻賀多神社	九〇

(七)	其の他の神社	九一
第九章	寺院佛堂誌	九二
(一)	玉藏院	九二
(二)	西福寺	九二
(三)	慈眼寺	九三
(四)	圓城寺	九三
(五)	養昌寺	九三
(六)	密藏院	九三
(七)	鏡寶寺	九三
(八)	普門院	九四
(九)	新照寺	九四
(十)	東泉寺	九四
(十一)	藥師堂	九五
第十章	衛生警察兵事誌	九五
第一節	衛生	九五
第二節	警察	九五
第三節	兵事	九五
第十一章	經濟誌	九六
第一節	金融	九六
第二節	生産消費	九八

九一
九二
九二
九三
九三
九三
九三
九三
九四
九四
九四
九五
九五
九五
九六
九六
九八

第三節	財政	一〇〇
第十二章	運輸交通土木誌	一〇〇
○第十一	和田村誌	一〇〇
第一章	位置地勢土質地目誌	一〇一
第一節	位置廣表區分	一〇一
第二節	地勢土質地目反別	一〇一
第二章	水系誌	一〇二
第一節	河池	一〇二
第二節	水利	一〇三
第三章	戶口生業物産誌	一〇三
第一節	戶口	一〇三
第二節	生業生産物(附)農會	一〇三
第四章	教育誌	一〇四
第一節	學校教育	一〇四
(一)	和田尋常高等小學校	一〇四
(二)	社會教育	一〇五
(一)	和田村青年會	一〇五
第五章	沿革誌	一〇五
第一節	郷土の總説	一〇五

第二章 郷土の各説	(一)	宮本	一〇九
	(二)	高崎	一一〇
	(三)	寒風	一一一
	(四)	米戸	一一三
	(五)	勝田	一一三
	(六)	天邊	一一三
第三章 村役場			
第六章 古蹟古墳誌	(一)	北條氏勝墓	一一四
	(二)	高岡壘	一一四
	(三)	八木壘	一一四
	(四)	上勝田壘	一一四
第七章 名勝誌	(一)	澁無巖	一一四
	(二)	勝間田池	一一四
	(三)	隠れ里	一一七
	(四)	子は清水	一一七
第八章 人物誌	(一)	下勝田村重右衛門	一一八

第九章 神社誌	(一)	村社宮米神社	一二九
	(二)	無格社道祖神社	一二〇
	(三)	村社諏訪神社	一二〇
	(四)	村社天満神社	一二〇
	(五)	村社大宮神社	一二一
	(六)	無格社淺間神社	一二一
	(七)	村社熊野神社	一二一
	(八)	村社麻賀多神社	一二一
	(九)	村社諏訪神社	一二二
	(十)	村社鹽釜神社	一二二
	(十一)	村社稻荷神社	一二二
	(十二)	村社熊野神社	一二二
	(十三)	其の他の神社	一二三
第九章 寺院佛堂誌	(一)	妙勝寺	一二四
	(二)	西光寺	一二五
	(三)	要行寺	一二五
	(四)	寶壽院	一二五
	(五)	養福寺	一二五

正光院	(六)	一一六
寶金剛寺	(七)	一一六
多寶院	(八)	一一九
東福院	(九)	一一九
不動院	(十)	一一九
圓所院	(十一)	一二九
寶壽院	(十二)	一三〇
圓輪寺	(十三)	一三二
觀音堂	(十四)	一三二
地藏堂	(十五)	一三三
勢至眞言堂	(十六)	一三三
第十章 衛生警察兵事誌		
第一節 衛生		一三三
第二節 警察		一三三
第三節 兵事		一三四
第十一章 經濟誌		
第一節 金融		一三四
第二節 生産消費		一三四
第三節 財政		一三七
第十二章 運輸交通土木誌		一三七

○第十二 酒々井町誌

第一章 位置地勢土質地目誌		一三八
第一節 位置廣袤區分		一三八
第二節 地勢土質地目反別		一三八
第二章 水系誌		
第一節 河沼池		一三九
第二節 水利		一四〇
第三章 戸口生業物産誌		
第一節 戸口		一四〇
第二節 生業生産物(附)農會		一四〇
第四章 教育誌		
第一節 學校教育		
(甲) 明治四十一年以前の狀況		一四四
(乙) 墨尋常小學校		一四四
(丙) 酒々井尋常小學校		一四四
(丁) 岩橋尋常小學校		一四四
(戊) 酒々井高等小學校		一四四
(己) 明治四十一年以後の狀況		一四五
(庚) 酒々井尋常高等小學校		一四五

(二)	酒々井實業補習學校	一四五
(三)	學齡兒童保護會	一四五
第二節	社會教育	
(一)	酒々井町青年會	一四六
第五章	沿革誌	
第一節	郷土の總說	一四六
第二節	郷土の各說	
(一)	酒々井	一五二
(二)	本佐倉	一五三
(三)	中川	一五四
(四)	上岩橋下岩橋相木	一五四
(五)	伊篠	一五四
(六)	新堀	一五五
(七)	墨	一五五
第三節	町役場	
第六章	古蹟誌	
(一)	根古屋城	一五五
(二)	大堀館	一五八
(三)	本佐倉城址	一五八
(四)	右京の館址	一六〇

(五)	不動の舊址	一六〇
(六)	大臺の野馬込場	一六一
(七)	清宮屋舖跡	一六二
第七章	古墳誌	
(一)	源廣忠公齒骨墓	一六二
(二)	石井平兵衛墓	一六二
第八章	名勝誌	
(一)	處寶山の不動堂	一六三
(二)	圓福院の酒の井	一六四
(三)	嚴島山の隠れ里	一六四
(四)	下り松の展望	一六五
(五)	鬼塚	一六五
(六)	魔三郎石	一六五
(七)	近江八景の庭	一六六
(八)	伊篠清水	一六六
(九)	稻荷藤兵衛	一六六
第九章	名木誌	
(一)	妙見社の古松	一六八
(二)	物見の松	一六九
(三)	李進並木	一六九

(四)	袈裟掛の松	一六九
(一)	天和の書上げ	一六九
(二)	牧士の紀元	一七二
第十一章	神社誌	
(一)	村社白幡神社	一七三
(二)	村社松嶋神社	一七四
(三)	無格社水神社	一七四
(四)	無格社駒形神社	一七四
(五)	村社八社神社	一七五
(六)	村社明神大神社	一七五
(七)	村社妙見神社	一七五
(八)	村社諏訪神社	一七六
(九)	無格社麻賀多神社	一七六
(十)	無格社八坂神社	一七六
(十一)	無格社朝日神社	一七六
(十二)	村社伊豆神社	一七七
(十三)	村社住吉神社	一七七
(十四)	村社六所神社	一七七
(十五)	村社麻賀多神社	一七八

(六)	村社香取神社	一七八
(七)	無格社七社神社	一七八
(六)	其の他の神社	一七九
第十二章	寺院佛堂誌	
(一)	東光寺	一八〇
(二)	圓福院	一八〇
(三)	勝藏院	一八一
(四)	清光寺	一八四
(五)	經胤寺	一八四
(六)	光徳院	一八四
(七)	古祥寺	一八五
(八)	妙胤寺	一八六
(九)	長福寺	一八六
(十)	妙樂寺	一八七
(十一)	大佛頂寺	一八七
(十二)	西藏院	一八八
(十三)	泉福寺	一八八
(十四)	正福院	一八九
(十五)	東傳院	一八九
(十六)	相持院	一八九

(七) 淨泉寺	一九〇
(式) 釋迦堂	一九二
第十三章 衛生警察兵事誌	
第一節 衛生	一九二
第二節 警察	一九四
第三節 兵事	一九五
第十四章 經濟誌	
第一節 金融	一九六
第二節 生産消費	一九六
第三節 財政	一九九
第十五章 運輸交運土木誌	
酒井町誌補遺	一九九
上岩橋村誌	二〇〇
中川村誌	二〇〇
柏木村誌	二〇三
下岩橋村誌	二〇四
伊篠村誌	二〇五
伊篠新田村誌	二〇六
伊篠新田村誌	二〇八

○第十三 八街村誌

第一章 位置地勢土質地目誌	二〇九
第一節 位置廣袤區分	二〇九
第二節 地勢土質地目反別	二〇九
第二章 水系誌	
第一節 川	二一〇
第二節 水利	二一〇
第三章 戶口生業物産誌	
第一節 戶口	二一一
第二節 生業生産物	二一一
第三節 同協社	二一一
第四章 教育誌	
第一節 學校教育	二一一
(一) 交進尋常小學校	二二五
(二) 朝陽尋常小學校	二二五
(三) 實住尋常高等小學校	二二六
(四) 二洲尋常高等小學校	二二六
第二節 社會教育	二二六
(一) 笹引青年團	二二七
(二) 殖谷道青年同志會	二二七
(三) 青年夜學會	二二七

(四) 校友會	二二七
(五) 西林青年團	二二七
(六) 兒童圖書館	二二七
第五章 沿革誌	
第一節 郷土の各説	二二七
(一) 柳澤牧	二二八
(2) 住野區	二二〇
(3) 西林區	二二一
(4) 夕日丘區	二二一
(5) 八街村	二二一
(6) 小間子牧	二二四
(7) 舊村	二二四
第二節 郷土の總説	二二六
第三節 村役場	二二六
第六章 名勝古蹟誌	
(一) 小間子原野	二二三
(二) 富山の櫻	二二三
(三) 六ッ塚	二二三
(四) 源頼朝卿の陣營跡	二二三
(五) 鬘盤の池	二二三

(六) 光明房坊御經塚	二三四
(七) 長者ブツコミ	二三四
第七章 人物誌	
(一) 故西村郡司	二三四
(二) 故深川亮藏	二三五
第八章 神社誌	
(一) 村社八街神社	二三五
(二) 無格社稻荷神社	二三六
(三) 村社大宮神社	二三七
(四) 村社大宮神社	二三七
(五) 村社若宮神社	二三七
(六) 八街神社	二三七
(七) 貴船神社	二三八
(八) 其の他の神社	二三九
第九章 寺院佛堂誌	
(一) 新藏寺	二三九
(二) 本昌寺	二三九
(三) 不動院	二四〇
第十章 衛生警察兵事誌	
第一節 衛生	二四一

第二節 警察	二四一
第三節 兵事	二四二
第十一章 經濟誌	
第一節 金融	二四三
第二節 生産消費	二四三
第三節 財政	二四六
第十二章 運輸交通土木誌	二四六
○第十四 富里村誌	
第一章 位置地勢土質目誌	
第一節 位置廣袤區分	二四七
第二節 地勢土質地目反別	二四七
第二章 水系誌	
第一節 川	二四九
第二節 水利	二四九
第三章 戶口生業物産誌	
第一節 戶口	二四九
第二節 生業生産物(附)農會、養蚕組合	二四九
第三節 岩崎男爵の植林	二五二
第四節 吉川子爵の植林	二五四

第四章 教育誌	
第一節 學校教育	
(一) 富里尋常小學校	二五四
(二) 富里農業補習學校	二五六
(三) 私立高松學館	二五六
第二節 社會教育	
(一) 青年會	二五六
(二) 夜學會	二五六
第五章 沿革誌	
第一節 郷土の總說	二五七
第二節 郷土の各說	
七榮	二五九
中澤新中澤	二六〇
立澤	二六〇
立澤新田	二六一
新橋	二六一
日吉倉	二六一
久能	二六二
根本名	二六三
高野	二六三

第三節 村役場	二六三
第六章 古蹟名勝誌	
(一) 葦ヶ作及笠懸	二六四
(二) 城山	二六四
(三) 鴛鴦寺跡	二六四
(四) 相模取作	二六四
(五) 取香牧	二六五
(六) 大久保遺德碑	二六六
(七) 三谷胤政墓	二六六
第七章 人物誌	
(一) 高野村三郎兵衛	二六七
第八章 神社誌	
(一) 村社白幡神社	二六八
(二) 村社十倉神社	二六八
(三) 村社駒形神社	二六八
(四) 村社熊野神社	二六九
(五) 村社駒形神社	二六九
(六) 村社香取神社	二六九
(七) 村社稻荷神社	二七〇
(八) 村社稻荷神社	二七〇

第九章 寺院佛堂誌	
(一) 聖德寺	二七三
(二) 潮音寺	二七三
(三) 常光寺	二七四
(四) 眞照院	二七四
(五) 圓勝寺	二七五
(六) 普門寺	二七五
(七) 昌福寺	二七五
(八) 觀照院	二七六
(九) 觀音堂	二七六
(十) 藥師堂	二七六
第十章 衛生警察兵事誌	
第一節 衛生	二七六
第二節 警察	二七七
第三節 兵事	二七七
第十一章 經濟誌	
第一節 金融	二七八

第二節 生産消費 二七八
 第三節 財政 二八〇
 第十二章 運輸交通土木誌 二八一

○第十五 公津村誌

第一章 位置地勢土質地目誌 二八一
 第一節 位置廣袤區分 二八一
 第二節 地勢土質地目反別 二八二
 第二章 水系誌 二八二
 第一節 川沼 二八三
 第二節 水利(附)排水機 二八三
 第三章 戸口生業物産誌 二八四
 第一節 戸口 二八四
 第二節 生業物産(附)農會、耕地 二八四
 第四章 教育誌 二八四
 第一節 學校教育 二八五
 一和二尋常小學校 二八五
 協濟尋常小學校 二八六
 大袋尋常小學校 二八六
 私立手黒補習學校 二八六

(五) 大袋學區學齡兒童保護會 二八六
 第二節 社會教育 二八七
 江辨須青年會 二八七
 八代青年團 二八七
 大袋尋常小學校父兄會 二八七

第五章 沿革誌 二八八
 第一節 郷土の總説 二八八
 第二節 郷土の各説 二九〇
 公津 二九〇
 船形 二九四
 北須賀 二九六
 下方台方 二九六
 江辨須 二九六
 第三節 村役場 二九六
 第六章 古蹟誌 二九六
 楫波山壘 二九六
 鷺山壘 二九六
 第七章 墳墓誌 二九七
 伊都許利命墓 二九七
 神津八十墓 二九八

平貞胤墓 二九八
 木内宗吾墓 二九八
 第八章 名勝誌 二九九
 一 七井 二九九
 濁江水 二九九
 稷山千座山 二九九
 甚兵衛渡 二九九
 宗吾の生家 三〇一
 水神の森 三〇二
 船塚山 三〇二
 高津山 三〇二
 猿田池 三〇二
 眞賀多池 三〇二

第九章 人物誌 三〇三
 (一) 木内宗吾 三〇三
 (1) 本傳 三〇三
 (2) 証考古文書 三一〇
 第十章 古史 三二七
 (一) 神代文字 三二七
 第十一章 神社誌 三二七

郷社麻賀多神社 三三三
 村社麻賀多神社 三三七
 無格社根山神社 三四一
 村社稻倉魂神社 三四二
 無格社五社神 三四二
 無格社天神社 三四二
 無格社辨財天神社 三四二
 無格社五社神 三四三
 無格社縣神社 三四三
 無格社琴平神社 三四三
 無格社五社神 三四三
 村社稻荷神社 三四四
 無格社八坂神社 三四四
 無格社伊都許利神社 三四四
 村社住吉神社 三四四
 其の他の神社 三四五
 第十二章 寺佛堂誌 三四七
 (一) 超林寺 三四七
 (二) 西光寺 三四八

(三)	東勝寺	三四八
(四)	普門寺	三四九
(五)	大經寺	三五〇
(六)	正藏寺	三五〇
(七)	東永院	三五〇
(八)	藥師寺	三五〇
(九)	善勝院	三五二
(十)	寶德寺	三五三
(十一)	勝福寺	三五三
(十二)	阿彌陀堂	三五三
(十三)	北堂	三五四
(十四)	釋迦堂	三五四
(十五)	宗吾供養堂	三五四
(十六)	觀音堂	三五八
(十七)	大日堂	三五八
(十八)	阿彌陀堂	三五八
第十三誌	衛生警察兵事誌	三五八
第一節	衛生	三五八
第二節	警察	三五九
第三節	兵事	三五九

第十四章	經濟誌	三六
第一節	金融	三五九
第二節	生産消費	三六〇
第三節	財政	三六一
第十五章	運輸交通土木誌	三六二
公津村誌補遺		三六二
第三(印東編下)目次終		三六三
卷四(印西編)		
第十六章	六合村誌	
第一章	位置地勢土質地目誌	三六五
第一節	位置區分廣袤	三六五
第二節	地勢土質地目反別	三六五
第二章	水系誌	三六五
第一節	池沼	三六五
第二節	水利	三六七
第三章	戶口生業物産誌	三六七
第一節	戶口	三六七
第二節	生業生産物(附)農會	三六七

第四章	教育誌	
第一節	學校教育	三六九
(一)	六合尋常高等小學校	三六九
第二節	社會教育	三六九
(一)	青年會	三六九
(二)	婦人會	三七〇
第五章	沿革誌	三七〇
第一節	郷土の總説	三七〇
第二節	郷土の各説	三七二
(一)	松虫	三七二
(二)	瀬戸	三七二
(三)	山田	三七二
(四)	平賀	三七二
(五)	吉高	三七二
(六)	萩原	三七三
第三節	村役場	三七三
第六章	古蹟誌	三七三
(一)	吉高城址	三七三
(二)	松虫皇女廟	三七四
(三)	松虫陣屋	三七四

第七章	名勝誌	三七四
(一)	花嶋山	三七六
(二)	鳥見丘	三七八
(三)	佐久知穴	三七八
(四)	カハボタル	三七九
(五)	雨祈	三八一
第八章	古史	三八一
第九章	神社誌	三八一
(一)	村社宗像神社	三八五
(二)	村社宗像神社	三八五
(三)	村社六所神社	三八六
(四)	村社松虫神社	三八六
(五)	村社鳥見神社	三八六
(六)	無格社淺間神社	三八七
(七)	村社宗像神社	三八八
(八)	村社宗像神社	三八八
(九)	其他の神社	三九〇
第十章	寺院佛堂誌	三九一
(一)	慶昌寺	三九一

第二節 生産消費	四一九
第三節 財政	四二一
第十一章 運輸交通土木誌	四二二

○第十八 船穂村誌

第一章 位置地勢土質地目誌	四二二
第一節 位置區分廣袤	四二二
第二節 地勢土質地目反別	四二三
第二章 水系誌	四二四
第一節 河沼	四二四
第二節 水利	四二四
第三章 戸口生業物産誌	四二四
第一節 戸口	四二四
第二節 生業生産物(附)農會	四二五
第四章 教育誌	四二六
第一節 學校教育	四二六
(一) 船穂尋常高等小學校	四二六
(二) 草深尋常小學校	四二六
(三) 武西尋常小學校	四二七
第二節 社會教育	四二七

青年會	四二七
夜學會	四二七
(三) 船穂小學校同窓會其他	四二七
第五章 沿革誌	四二八
第一節 郷土の總説	四二八
第二節 郷土の各説	四三〇
(一) 惣深	四三〇
(二) 船尾	四四七
(三) 結縁寺	四四七
(四) 松崎	四四七
(五) 多々羅田	四四七
第三節 村役場	四四七
第六章 古蹟古墳誌	四四八
(一) 城址	四四八
(二) 御所柵	四四八
(三) 源頼政塚	四四八
第七章 神社誌	四五二
(一) 村社宗像神社	四五二
(二) 村社宗像神社	四五二
(三) 無格社嚴島神社	四五三

無格社天神社	四五三
村社稻荷神社	四五三
村社熊野神社	四五三
其の他の神社	四五四
第八章 寺院佛堂誌	四五五
(一) 東光院	四五五
(二) 多聞院	四五五
(三) 安養寺	四五五
(四) 妙光院	四五五
(五) 結縁寺	四五六
(六) 泉王寺	四五八
(七) 觀音堂	四五九
(八) 藥師堂	四五九
(九) 太子堂	四五九
(十) 藥師堂	四六〇
(十一) 觀音堂	四六〇
(十二) 彌陀堂	四六〇

第三節 兵事	四六一
第十章 經濟誌	四六一
第一節 金融	四六一
第二節 生産消費	四六一
第三節 財政	四六四
第十一章 運輸交通土木誌	四六四
第十九 白井村誌	四六五
第一章 位置地勢土質地目誌	四六五
第一節 位置廣袤區分	四六五
第二節 地勢土質地目反別	四六六
第二章 水系誌	四六六
第一節 池川	四六六
第二節 水利	四六七
第三章 戸口生業物産誌	四六七
第一節 戸口	四六七
第二節 生業生産物(附)暗渠排水、農會、白井谷清村公益養蠶組合	四六七
第四章 教育誌	四六九
第一節 學校教育	四六九
(一) 白井尋常高等小學校	四六九

第九章 衛生警察兵事誌	四六〇
第一節 衛生	四六〇
第二節 警察	四六〇

根尋常小學校	四六九
富塚尋常小學校	四六九
名内尋常小學校	四七〇
私立印西學校	四七〇
第二節 社會教育	
自疆青年會	四七〇
印西青年團	四七一
北白青年會	四七一
富塚青年夜學會	四七一
自疆青年會附屬文庫	四七一
北白青年會文庫	四七一
兒童文庫	四七二
第五章 沿革誌	
第一節 郷土の總說	四七二
第二節 郷土の各說	
白井	四七四
橋本	四七四
富塚	四七四
中	四七四
復	四七四

根	四七四
木	四七四
第三節 村役場	四七五
第六章 神社誌	
村社鳥見神社	四七五
村社駒形神社	四七六
無格社妙見神社	四七六
村社熊野神社	四七七
無格社八幡神社	四七七
村社諏訪神社	四七七
村社大日神社	四七八
村社香神社	四七八
無格社天神八幡神社	四七八
村社天神社	四七九
無格社日枝神社	四七九
無格社天神社	四七九
無格社稻荷神社	四七九
村社愛宕神社	四七九
村社鷲神社	四七九
無格社市杵島神社	四八〇

村社鳥見神社	四八〇
村社鳥見神社	四八〇
村社鳥見神社	四八〇
無格社粟島神社	四八一
村社稻荷神社	四八一
其の他の神社	四八一
第七章 寺院佛堂誌	
東光院	四八二
光明寺	四八三
佛法寺	四八三
神宮寺	四八三
長樂寺	四八三
西輪寺	四八三
來迎寺	四八四
藥師堂	四八四
地藏堂	四八四
第八章 衛生警察兵事誌	
第一節 衛生	四八四
第二節 警察	四八五
第三節 兵事	四八五

第九章 經濟誌	
第一節 金融	四八六
第二節 生産消費	四八六
第三節 財政	四八九
第十章 運輸交通土木誌	四八九
○第二十章 谷清村誌	
第一章 位置地勢土質地目誌	
第一節 位置廣袤區分	四九〇
第二節 地勢土質地目反別	四九〇
第二章 水系誌	
第一節 河池	四九一
第二節 水利	四九一
第三章 戶口生業物産誌	
第一節 戶口	四九二
第二節 生業生産物(附)谷田區青年農會、 白井谷清組合村公益養蚕組合	四九二
第四章 教育誌	
第一節 學校教育	四九四
(一) 谷清尋常小學校	四九四
第五章 沿革誌	

第一節 郷土の總説	四九四
第二節 郷土の各説	四九五
(一) 十餘一	四九五
(二) 清戸	四九五
第三節 村役場	四九五
第六章 古蹟名勝誌	四九六
(一) 澤山	四九六
(二) 孫生杉	四九六
(三) 古窟	四九六
(四) 小金原の眺望	四九六
第七章 神社誌	四九七
(一) 村社八幡神社	四九七
(二) 村社宗像神社	四九八
(三) 村社大日神社	四九九
(四) 村社香取神社	四九九
(五) 無格社岐神	四九九
(六) 其の他の神社	四九九
第八章 寺院佛堂誌	五〇〇
(一) 藥王寺	五〇〇
(二) 西福寺	五〇二

(三) 觀音堂	五〇二
第九章 衛生警察兵事誌	五〇二
第一節 衛生	五〇二
第二節 警察	五〇二
第三節 兵事	五〇三
第十章 經濟誌	五〇三
第一節 金融	五〇三
第二節 生産消費	五〇三
第三節 財政	五〇六
第十一章 運輸交通土木誌	五〇六
○第二十一 大杜村誌	
第一章 位置地勢土質地目誌	五〇六
第一節 位置廣袤區分	五〇六
第二節 地勢土質地目反別	五〇七
第二章 水系誌	五〇八
第一節 河沼	五〇八
第二節 水利	五〇八
第三章 戸口生業物産誌	五〇九
第一節 戸口	五〇九

第二節 生業生産物(附)農會	五〇九
第四章 教育誌	五一
第一節 學校教育	五一
(一) 大杜尋常高等小學校	五一
(二) 印西女子染織學校	五二
第二節 社會教育	五二
(一) 大杜村教育懇話會	五二
(二) 大杜校友會	五三
第五章 沿革誌	五三
第一節 郷土の總説	五三
第二節 郷土の各説	五三
(一) 大森	五五
(二) 龜成	五五
(三) 發作	五八
(四) 鹿黒	五八
第三節 村役場	五八
第六章 人物誌	五九
(一) 椎名浩作	五九
第七章 神社誌	五二〇
(一) 村社火皇子神社	五二〇

(二) 村社鳥見神社	五二一
(三) 村社水神社	五二一
(四) 村社外川神社	五二一
(五) 村社水神社	五二一
(六) 村社稻荷神社	五二一
(七) 村社嚴島神社	五二二
(八) 村社八幡神社	五二二
第八章 寺院佛堂誌	五二二
(一) 長樂寺	五二二
(二) 星光院	五二四
(三) 最勝院	五二四
第九章 衛生警察兵事誌	五二四
第一節 衛生	五二四
第二節 警察	五二四
第三節 兵事	五二五
第十章 經濟誌	五二五
第一節 金融	五二五
第二節 生産消費	五二七
第三節 財政	五二九
第十一章 運輸交通土木誌	五二九

○第二十二 永治村誌

第一章 位置地勢土質地目誌	五三一
第一節 位置廣袤區分	五三一
第二節 地勢土質地目反別	五三一
第二章 水系誌	五三二
第一節 河沼	五三二
第二節 水利	五三二
第三章 戸口生業生産物誌	五三二
第一節 戸口	五三二
第二節 生業生産物(附)農會、養蠶組合	五三三
第四章 教育誌	五三四
第一節 學校教育	五三四
(一) 永治尋常高等小學校	五三四
第二節 社會教育	五三四
(一) 青年會	五三四
(二) 夜學會	五三四
(三) 同窓會	五三四
第五章 沿革誌	五三五
第一節 郷土の總説	五三五

第二節 郷土の各説	五三六
(一) 浦部	五三六
(二) 平塚	五三六
(三) 和泉	五三六
(四) 小倉	五三七
第三節 村役場	五三七
第六章 古蹟誌	五三七
(一) 大菅豊後守城址	五三七
(二) 武藏筑後碑	五三七
(三) 月影の井	五三七
(四) 天神鑿口	五三八
(五) 五結	五三八
第七章 古文書	五三八
第八章 人物誌	五三八
(一) 平野佐兵衛	五四〇
第九章 神社誌	五四一
(一) 無格社妙見神社	五四一
(二) 村社鳥見神社	五四一
(三) 村社皇大神社	五四二
(四) 村社阿夫利神社	五四二

第十章 寺院佛堂誌

(五) 村社八幡神社	五四三
(六) 村社鳥見神社	五四四
(七) 村社鳥見神社	五四四
(八) 村社鳥見神社	五四五
(九) 無格社八幡神社	五四五
(十) 村社嚴島神社	五四五
(一) 延命寺	五四六
(二) 泉倉寺	五四六
(三) 寶珠院	五四七
(四) 觀喜院	五四七
(五) 觀音寺	五四七
(六) 藥師堂	五四七
(七) 藥師堂	五四八
(八) 彌陀堂	五四八
(九) 藥師堂	五四八
(十) 觀音堂	五四八
(十一) 觀音堂	五四八
(十二) 如意輪堂	五四九
第十一章 衛生警察兵事誌	五四九

●第二十三 木下町誌

第一節 衛生	五四九
第二節 警察	五四九
第三節 兵事	五四九
第十二章 經濟誌	五五〇
第一節 金融	五五〇
第二節 生産消費	五五〇
第三節 財政	五五三
第十三章 運輸交通土木誌	五五三
第一節 位置地勢土地目誌	五五四
第一節 位置廣袤區分	五五四
第二節 地勢土質地目反別	五五四
第二章 水系誌	五五五
第一節 河池	五五五
第二節 水利(附)普通水利	五五五
第三節 組合(附)排水機	五五五
第三章 戸口生業生産物誌	五五六
第一節 戸口	五五六
第二節 生業生産物(附)農會	五五七
第四章 教育誌	五五七
第一節 學校教育	五五七

(一)	木下尋常高等小學校	五五七
(二)	組合立印西農學校	五五八
(三)	貧兒就學給與	五五八
(四)	木下町教育基本金貯金會	五五九
第二節	社會教育	
(一)	木下上町青年會	五五九
(二)	木下小學校青年夜學會	五五九
(三)	小岡青年會	五五九
(四)	木下青年會	五五九
(五)	竹袋青年會	五六〇
(六)	別所宗甫青年會	五六〇
(七)	木下町獎學義會	五六〇
第五章	沿革誌	
第一節	郷土の總說	五六〇
第二節	郷土の各說	
(一)	平岡	五六一
(二)	小林	五六一
(三)	木下	五六二
(四)	竹袋	五六二
(五)	宗甫新田	五七六

第三節	町役場	五七七
第六章	古蹟誌	
(一)	竹袋城址	五七七
(二)	別所區の舊家	五七八
第七章	古史古文書	
(一)	印西領	五七八
(二)	吉岡家	五七八
(三)	印西合戰	五七九
(四)	古文書	五八〇
第八章	神社誌	
(一)	郷社烏見神社	五八六
(二)	村社稻荷神社	五八七
(三)	村社烏見神社	五八八
(四)	烏見神社末社水神社	五八八
(五)	其の他の神社	五八八
第九章	寺院佛堂誌	
(一)	東大寺	五九〇
(二)	寶泉院	五九〇
(三)	光明寺	五九一
(四)	西福寺	五九一

(五)	三寶院	五九二
(六)	地藏堂其他	五九三
第十章	衛生警察兵事誌	
第一節	衛生	五九六
第二節	警察	五九六
第三節	兵事	五九七
第十一章	經濟誌	
第一節	全融	五九七
第二節	生産消費	五九七
第三節	財政	六〇〇
第四節	區裁判所	六〇〇
第十二章	運輸交通土木誌	六〇一
○第二十四	本郷村誌	
第一章	位置地勢土質地目誌	
第一節	位置廣袤區分	六〇三
第二節	地勢土質地目反別	六〇三
第二章	水系誌	
第一節	池	六〇四
第二節	水利(附)普通水利組合	六〇四

第三章	戶口生業物産誌	
第一節	戶口	六〇五
第二節	生業生産物	六〇五
第四章	教育誌	
第一節	學校教育	
(一)	本郷尋常高等小學校	六〇六
(二)	學令兒童保護會	六〇七
第二節	社會教育	
(一)	青年會	六〇七
(二)	主誠會	六〇八
(三)	夜學會	六〇九
(四)	婦人會	六〇九
第五章	沿革誌	
第一節	郷土の總說	六一〇
第二節	郷土の各說	
(一)	中根	六一三
(二)	笠神	六一三
(三)	龍腹寺	六一三
(四)	瀧村	六一四
第三節	村役場	六一四

第六章	古蹟名勝誌	六一四
(一)	陣馬台	六一四
(二)	中根觀音堂の龍燈	六一四
(三)	元開き巻き場	六一五
(四)	南陽院	六一五
(五)	鳴澤	六一七
第七章	古史	六一七
(一)	小林笠神城軍并肥前守討死之事並龍腹寺炎燒之事	六一七
第八章	神社誌	六一八
(一)	村社八幡神社	六一八
(二)	村社鳥見神社	六一九
(三)	無格社笠野神社	六一九
(四)	無格社熊野神社	六一九
(五)	村社諏訪神社	六二〇
(六)	村社熊野神社	六二〇
(七)	村社日枝神社	六二〇
(八)	村社白山神社	六二一
(九)	其の他の神社	六二一
第九章	寺院佛堂誌	六二二
(一)	南陽院	六二二

第十章	衛生警察兵事誌	六二二
(一)	大日庵	六二二
(二)	阿彌陀堂	六二二
(三)	子安庵	六二二
(四)	地藏堂	六二二
(五)	福聚院	六二二
(六)	東漸寺	六二二
(七)	龍腹寺	六二二
(八)	瀧水寺	六二二
(九)	安樂院	六二二
(十)	龍湖寺	六二二
(十一)	榮福寺	六二二
(十二)	地藏堂	六二二
第十一章	濟濟誌	六二七
第一節	金融	六二七
第二節	生產消費	六二七
第三節	財政	六二七
第十二章	沿革誌	六二七
第一節	衛生	六二七
第二節	警察	六二七
第三節	兵事	六二七
第十三章	郷土の總說	六二八
第一節	郷土の各說	六二八
(一)	埜原新田	六二八
第二節	村役場	六二八
(一)	吉次堀	六二八
第十四章	古蹟誌	六二九
第十五章	神社誌	六三〇
(一)	村社水神社	六三〇
(二)	村社水神社	六三〇
(三)	村社稻荷神社	六三〇
(四)	村社水神社	六三〇
(五)	其の他の神社	六三〇
第十六章	寺院佛堂誌	六三〇
(一)	東福庵	六三〇
(二)	覺了庵	六三〇
(三)	大日庵	六三〇
(四)	念佛庵	六三〇
(五)	念佛庵	六三〇
(六)	念佛庵	六三〇

第十二章	運輸交通土木誌	六三二
○第二十五	埜原村誌	六三二
第一章	位置地勢土質地目誌	六三二
第一節	位置廣袤區分	六三二
第二節	地勢土質地目反別	六三三
第二章	水系誌	六三三
第一節	河沼	六三四
第二節	水利(附)耕地整理と排水機、普通水利組合	六三四
第三章	戸口生業物産誌	六三四
第一節	戸口	六三五
第二節	生業生産物(附)農會、耕地整理	六三五
第四章	教育誌	六三五
第一節	學校教育	六三六
(一)	埜原小學校	六三六
第二節	社會教育	六三六
(一)	青年會	六三六
(二)	夜學會	六三六
(三)	婦人會	六三六
(四)	同窓會	六三六

第五章	沿革誌	六三八
第一節	郷土の總說	六三八
第二節	郷土の各說	六三九
(一)	埜原新田	六三九
第三節	村役場	六四〇
第六章	古蹟誌	六四〇
(一)	吉次堀	六四〇
第七章	神社誌	六四一
(一)	村社水神社	六四一
(二)	村社水神社	六四一
(三)	村社稻荷神社	六四一
(四)	村社水神社	六四一
(五)	其の他の神社	六四一
第八章	寺院佛堂誌	六四二
(一)	東福庵	六四二
(二)	覺了庵	六四二
(三)	大日庵	六四二
(四)	念佛庵	六四二
(五)	念佛庵	六四二
(六)	念佛庵	六四二

(七)	藥師庵	六四四
(八)	念佛庵	六四四
(九)	大日庵	六四四
(十)	密藏院	六四四
(十一)	念佛庵	六四四
(十二)	觀音堂	六四四
第九章 衛生警察兵事誌		
第一節	衛生	六四五
第二節	警察	六四五
第十章 經濟誌		
第一節	金融	六四六
第二節	生産消費	六四六
第三節	財政	六四八
第十一章	運輸交通土木誌	六四九
○第二十六 布鎌村誌		
第一章 位置地勢土質地目誌		
第一節	位置廣袤區分	六四九
第二節	地勢土質地目反別	六四九
第二章 水系誌		

第一節	河沼地	六五〇
第二節	水利(附)排水機	六五一
第三章 戶口生業物産誌		
第一節	戶口	六五二
第二節	生業生産物(附)耕地整理、農會	六五三
第四章 教育誌		
第一節	學校教育	六五四
(一)	布鎌尋常高等小學校	六五五
第二節	社會教育	六五五
(一)	曾根青年會	六五六
(二)	西青年會	六五六
(三)	東部青年同志會	六五六
第五章 沿革誌		
第一節	郷土の總説	六五六
第二節	郷土の各説	六五六
(一)	曾根	六六六
(二)	布鎌南	六六七
(三)	布鎌西	六六七
(四)	布太	六六八
(五)	三和	六六八

(六)	北	六六八
(七)	四ッ谷	六六九
(八)	酒直	六六九
(九)	和田	六六九
(十)	脇川	六六九
(十一)	四個	六六九
(十二)	長門谷	六七〇
(十三)	大森	六七〇
(十四)	押付	六七〇
(十五)	諸方	六七〇
(十六)	中谷	六七〇
第三節 村役場		
第一節	人物誌	六七二
(一)	島田是眞	六七二
第七章 神社誌		
(一)	村社水神社	六七三
(二)	村社土師神社	六七四
(三)	村社香取神社	六七四
(四)	村社水神社	六七四
(五)	無格社八坂神社	六七五

(六)	村社八幡神社	六七五
(七)	其の他の神社	六七五
第八章 寺院佛堂誌		
(一)	善勝庵	六七七
(二)	福聚庵	六七七
(三)	慈眼庵	六七七
(四)	可存庵	六七七
(五)	淨正寺	六七八
(六)	常福寺	六七八
(七)	雙林寺	六七八
第九章 衛生警察兵事誌		
第一節	衛生	六七九
第二節	警察	六八〇
第三節	兵事	六八〇
第十章 經濟誌		
第一節	金融	六八一
第二節	生産消費	六八一
第三節	財政	六八四
第十一章	運輸交通土木誌	六八四
卷四(印西編)目次終		

●第二十七 安食町誌

第一章 位置地勢土質地目誌	六八六
第一節 位置廣袤區分	六八六
第二章 地勢土質地目反別	六八七
第二章 水系誌	六八七
第一節 河池	六八七
第二節 水利(附)河川工事、普通水	六八七
第三章 戸口生業物産志	六八八
第一節 戸口	六八八
第二節 生業生産物	六八八
第四章 教育誌	六八九
第一節 中世の教育	六八九
(甲) 現代の教育	六八九
(乙) 第一節 學校教育	六八九
安食尋常高等小學校	六九〇
北邊田尋常小學校	六九〇
私立安食學院	六九〇
第二節 社會教育	六九〇

第五章 沿革誌	六九〇
第一節 郷土の總説	六九〇
第二節 郷土の各説	六九〇
(一) 安食區青年會	六九〇
(二) 北邊田區青年會	六九〇
(三) 麻生區青年會	六九一
(四) 須賀區青年會	六九一
第二章 郷土の各説	六九一
(一) 安食	六九二
(二) 麻生須賀	六九四
(三) 須賀	六九四
(四) 矢口	六九四
(五) 龍角寺	六九四
(六) 北邊田	六九四
第三章 町役場	七〇二
第六章 古蹟名勝誌	七〇三
(一) 大台城	七〇三
(二) 子は清水	七〇三
(三) 洞穴	七〇三
第七章 神社誌	七〇四
(一) 村社一ノ宮神社	七〇四

第八章 寺院佛堂誌

(一) 龍角寺	七〇八
(二) 正徳寺	七〇七
(三) 大乘寺	七〇七
(四) 寶壽院	七〇七
(五) 多寶院	七〇七
(六) 東光院	七〇七
(七) 蓮常寺	七〇八
(八) 西之庵	七〇八
(九) 長見寺	七〇八
(十) 地藏堂	七〇八
(十一) 大日堂	七〇九
(十二) 不動堂	七〇九
(十三) 彌陀堂	七〇九
(十四) 觀音堂	七〇九
(十五) 無格社鷲賀岡神社	七〇四
(十六) 村社駒形神社	七〇五
(十七) 村社素羽鷹神社	七〇六
(十八) 村社日枝神社	七〇六
(十九) 其の他の神社	七〇六

第九章 衛生警察兵事誌	七二〇
第一節 衛生	七二〇
第二節 警察	七二〇
第三節 兵事	七二〇
第十章 經濟誌	七二〇
第一節 金融	七二一
第二節 生産消費	七二一
第三節 財政	七二三
第十一章 運輸交通土木誌	七二四
○第二十八 豊住村誌	
第一章 位置地勢土質地目誌	七二五
第一節 位置廣袤區分	七二五
第二節 地勢土質地目反別	七二五
第二章 水系誌	七二七
第一節 河沼	七二七

第二節 水利(附)長沼水利豫防組合	七二八
第三章 戶口生業物産誌	
第一節 戶口	七二九
第二節 生業生産物(附)農會	七二九
第四章 教育誌	
第一節 學校教育	
(一) 豊住尋常高等小學校	七三〇
(二) 長沼尋常小學校	七三一
(三) 女子技藝學校	七三一
第二節 社會教育	
(一) 長沼青年同志會	七三一
第五章 沿革誌	
第一節 郷土の總説	七三二
第二節 郷土の各説	
(一) 北羽鳥	七三五
(二) 南羽鳥	七三六
(三) 長沼	七三七
(四) 佐野	七三七
(五) 興津	七三七
(六) 龍台	七三七

安西	七三七
(八) 田川	七三七
第三章 村役場	
第六節 古蹟誌	
(一) 長沼城址	七三八
(二) 小倉屋敷	七三九
(三) 小山台	七三九
(四) 彌宣所	七三九
(五) 調布井	七三九
(六) 御酒藏址	七四〇
(七) 曝し前	七四〇
(八) 廣の台	七四〇
(九) 内野	七四〇
(十) 線香塚	七四一
(十一) 機殿の遺址	七四一
第七章 名勝誌	
(一) 花見塚	七四三
(二) 鳥見塚	七四四
(三) 地獄水門	七四四
第八章 名木誌	

佐野さがり松	七四五
(二) 線香塚の松	七四六
第九章 古史	
(一) 織田左京大夫龍の台へ引取る事	七四六
(二) 龍台没落並に助崎城降参の事	七四七
(三) 栗林義長再び下總國に發向する事	七四八
(四) 龍台軍織田左京大夫討死の事	七四九
第十章 人物誌	
(一) 本多東仙	七五〇
(二) 鈴木雅之	七五〇
第十一章 神社誌	
(一) 村社六所神社	七五一
(二) 無格社疱瘡神社	七五一
(三) 無格社嚴嶋神社	七五二
(四) 村社水神社	七五二
(五) 村社稻荷神社	七五二
(六) 村社淺間神社	七五二
(七) 村社五社神社	七五三
(八) 村社熊野神社	七五三
(九) 村社香取神社	七五三

(十) 其の他の神社	七五四
第十一章 寺院佛堂誌	
(一) 龍昌院	七五五
(二) 知性院	七五五
(三) 常蓮寺	七五六
(四) 觀音寺	七五六
(五) 松林寺	七五六
(六) 吉祥院	七五七
(七) 常光寺	七五七
(八) 長壽院	七五七
(九) 地藏堂	七五七
(十) 大日堂	七五七
(十一) 觀音堂	七五八
第十二章 衛生警察兵事誌	
第一節 衛生	七五八
第二節 警察	七五八
第三節 兵事	七五八
第十三章 經濟誌	
第一節 金融	七五九
第二節 生産消費	七五九

第三節 財政	七六一
第十四章 運輸交通土木誌	七六一
○二十九 久住村誌	
第一章 位置地勢土地目誌	七六二
第一節 位置廣袤區分	七六二
第二章 地勢土質地目反別	六七二
第二章 水系誌	
第一節 河沼	七六三
第二節 水利	七六四
第三章 戸口生業物産誌	
第一節 戸口	七六四
第二節 生業生産物(附)農會	七六四
第四章 教育誌	
第一節 學校教育	七六五
(一) 久住尋常高等小學校	七六五
(二) 久住東尋常高等小學校	七六五
第二節 社會教育	七六六
(一) 青年會	七六六
第五章 沿革誌	
第一節 郷土の總説	七六六
第二節 郷土の各説	五八
(一) 土室大室	七六八
(二) 成毛	七六九
(三) 荒海 水掛	七六九
(四) 磯部	七七〇
(五) 飯岡	七七〇
(六) 幡谷	七七〇
第三節 村役場	七七二
第六章 古蹟墳墓名勝誌	
(一) 荒海舊城址	七七三
(二) 古戰場舊址	七七四
(三) 古墳	七七四
(四) 唐竹谷舊跡	七七四
(五) 晴間山	七七四
(六) 飯雀	七七四
第七章 名木址	
(一) 魚貫の松	七七五
(二) 小泉の櫻	七七五
第八章 人物誌	
(一) 田園歌人神山魚貫翁之傳	七七六

算數學の大家東宮先生之傳	七七八
初代團十郎略傳	七七九
神崎氏の略傳	七八〇
大河内平兵衛	七八一
澤田良敬	七八一
第九章 神社誌	
無格社子安神社	七八二
村社須賀神社	七八二
無格社稻荷神社	七八二
村社羽黒神社	七八三
村社姫宮神社	七八三
無格社天神社	七八三
村社七社大神	七八三
村社鹿島神社	七八四
村社八幡神社	七八四
村社香取神社	七八五
村社星神社	七八五
村社脇鷹神社	七八五
村社星神社	七八五
其の他の神社	七八六
第十章 寺院佛堂誌	
(一) 醫王院	七八七
(二) 觀喜院	七八八
(三) 永福寺	七八八
(四) 詳鳳寺	七九〇
(五) 福善寺	七九二
(六) 延命院	七九二
(七) 東光寺	七九三
(八) 圓通寺	七九三
(九) 自性院	八〇六
(十) 正善院	八〇六
(十一) 藥師堂	八〇六
(十二) 藥師堂	八〇七
(十三) 大師堂	八〇七
(十四) 地藏堂	八〇七
(十五) 藥師堂	八〇七
(十六) 觀音堂	八〇七
(十七) 地藏堂	八〇七
第十一章 衛生警察兵事誌	
第一節 衛生	八〇八

第二節 警察	八〇八
第三節 兵事	八〇八
第十二章 經濟誌	
第一節 金融	八〇八
第二節 生産消費	八〇九
第三節 財政	八一〇
第十三章 運輸交通土木誌	八一〇

第三十 八生村誌

第一章 位置地勢土質地目誌	八一〇
第一節 位置廣袤區分	八一〇
第二節 地勢土質地目反別	八一〇
第二章 水系誌	八一〇
第一節 河池沼	八一〇
第二節 水利(附)長沼普通水利組合	八一〇
第三章 戸口生業物産誌	八一〇
第一節 戸口	八一〇
第二節 生業生産物(附)農會	八一〇
第四章 教育誌	八一〇
第一節 學校教育	八一〇

日新尋常高等小學校	八一五
朝陽尋常小學校	八一五
八生實業補習學校	八一六
第二章 社會教育	
第一節 社會教育	八一六
丁酉俱樂部	八一六
青年夜學會	八一六
尙武會	八一六
福田婦人會	八一六
協和會	八一六
八生村教育研究會	八一七
上福田青年會	八一七
公津新田青年會	八一七
閱覽文庫	八一七
兒童文庫	八一七
父兄會其他	八一七
第五章 沿革誌	
第一節 郷土の總說	八一八
第二節 郷土の各說	八一八
松崎	八一八
寶田	八一八

押畑	八二二
山口	八二二
公津新田	八二二
大竹	八二二
上福田	八二二
下福田	八二二
第三節 村役場	八二三
第六章 古蹟誌	
第一節 子の神台城址	八二三
第二節 白子城址	八二四
第三節 古窟	八二四
第七章 名勝誌	
第一節 千把ヶ池	八二四
第二節 坂田池	八二四
第三節 お三ヶ池	八二四
第四節 湯川	八二四
第五節 袖切坂	八二五
第六節 明星水	八二五
第七節 櫻谷	八二五
第八節 栗谷	八二五

第八章 名木誌	
第一節 片多梅	八二五
第二節 腰掛松御前松	八二六
第三節 うなり松	八二六
第九章 人物誌	
第一節 井口二峯	八二六
第二節 幡谷信勝	八二七
第三節 山口宗勝	八二七
第四節 宮内利右衛門	八二七
第五節 下村白圭	八二八
第十章 神社誌	
第一節 村社稻荷神社	八二八
第二節 無格社雷神社	八二八
第三節 村社稻荷神社	八二八
第四節 村社二宮神社	八三〇
第五節 村社八幡神社	八三〇
第六節 村社土師神社	八三一
第七節 村社熊野神社	八三一
第八節 村社愛宕神社	八三一
第九節 村社麻賀多神社	八三一

第十(十)章 其の他の神社
寺院佛堂誌

(一)	証明寺	八三三
(二)	新福寺	八三三
(三)	來迎寺	八三三
(四)	圓光寺	八三三
(五)	觀行院	八三四
(六)	威光院	八三五
(七)	福壽院	八三五
(八)	正福寺	八三五
(九)	醫王寺	八三五
(十)	延命寺	八三五
(十一)	圓應寺	八三六
(十二)	善導堂	八三六
(十三)	觀音堂	八三六
(十四)	地藏堂	八三六
(十五)	藥師堂	八三七
(十六)	大日堂	八三七
(十七)	觀音堂	八三七
附	福田教會	八三七

第十二章 衛生警察兵事誌

第一節	衛生	八三七
第二節	警察	八三八
第三節	兵事	八三八
第十三章	經濟誌	
第一節	金融	八三八
第二節	生産消費	八三九
第十四章	運輸交通土木誌	八四一
第三十一	中鄉村誌	
第一章	位置地勢土質地目誌	
第一節	位置廣袤區分	八四二
第二節	地勢土質地目反別	八四二
第二章	水系誌	
第一節	川沼池	八四四
第二節	水利(附)長沼水利組合	八四四
第三章	戶口生業物産誌	
第一節	戶口	八四四
第二節	生業生産(附)農會	八四四
第三節	小山牧場	八四六

第四章 教育誌

第一節	學校教育	八四七
(一)	中郷尋常高等小學校	八四七
第二節	社會教育	
(一)	校友會	八四八
第五章	沿革誌	
第一節	郷土の總説	八四八
第二節	郷土の各説	
(一)	萩	八五〇
(二)	下金山	八五〇
第三節	村役場	八五一
第六章	古跡古墳誌	
(一)	東和泉壘	八五一
(二)	澤田氏墓	八五二
(三)	一の陣屋	八五二
第七章	神社誌	
(一)	郷社八幡神社	八五二
(二)	村社皇神社	八五三
(三)	村社稻荷神社	八五四
(四)	村社熊野神社	八五四

第八章 寺院佛堂誌

(五)	村社諏訪神社	八五四
(六)	村社神明神社	八五五
(七)	村社香取神社	八五五
(八)	無格社妙見社	八五五
(九)	村社熊野神社	八五五
(十)	其の他の神社	八五六
第八章	寺院佛堂誌	
(一)	善福寺	八五七
(二)	龍金寺	八五八
(三)	養泉寺	八五八
(四)	城固寺	八六〇
(五)	神光寺	八六一
(六)	東陽寺	八六一
(七)	觀世音堂	八六二
(八)	彌陀如來堂	八六二
(九)	藥師如來堂	八六二
(十)	觀世音堂	八六二
第九章	衛生警察兵事誌	
第一節	衛生	八六三
第二節	警察	八六三

第三節 兵事	八六三
第十章 經濟誌	
第一節 金融	八六四
第二節 生產消費	八六四
第三節 財政	八六六
第十一章 運輸交通土木誌	八六七

第三十二 成田町誌

第一章 位置地勢土質地目誌	八六七
第一節 位置廣表區分	八六八
第二節 地勢土質地目反別	八六八
第二章 水系誌	
第一節 河	八六九
第二節 水利(附長沼水利組合、長沼水害豫防組合)	八六九
第三章 戶口生業物產誌	
第一節 戶口	八七〇
第二節 生業生業物(附)農會、耕地整理、成田養蠶組合、物產陳列館	八七〇
第四章 教育誌	
第一節 學校教育	八七二
(一) 成田尋常高等小學校	

私立成田中學校	八七二
私立成田高等女學校	八七二
私立成田幼稚園	八七三
第二節 社會教育	
私立成田圖書館	八七三
私立成田山威化院	八七四
成田町佛教婦人會	八七四
成田町土曜會	八七四
成田清聚學院	八七五

第五章 沿革誌	
第一節 鄉土	八七六
(一) 成田	八七六
(二) 土屋	八七七
(三) 寺台	八七七
(四) 鄉部	八七七
第二節 町役場	八七八
第六章 古蹟誌	
(一) 寺台壘	八七九
(二) 海保三吉遺址	八七九
第七章 墳墓誌	

第八章 名勝誌	
(一) 愛宕山	八八一
(二) 二王面	八八一
(三) 殿塚	八八一
(四) 二宮尊徳翁參籠宿舍	八八二
(五) 公津原、論田、圍護台	八八七
(六) 童子が井戸	八八八

第九章 人物誌	
(一) 道譽上人	八九八
(二) 寛朝	九〇〇
(三) 原口照輪	九〇一

第十章 神社誌	
(一) 村社 埴生神社	九〇四
(二) 村社 保目神社	九〇五
(三) 無格社 土師神社	九〇五
(四) 村社 大宮神社	九〇五
(五) 無格社 八幡神社	九〇六

第十一章 寺院佛堂誌	
(一) 成田山新勝寺	九〇七
(二) 藥王寺	九二六
(三) 永興寺	九二七
(四) 藥師寺	九二八
(五) 地藏堂	九二八
(六) 吽岐尼天堂	九二八
(七) 大日塚	九二八
(八) 觀音堂	九二九

第十二章 衛生警察兵事誌	
第一節 衛生	九二九
第二節 警察	九二九
第三節 兵事	九二九

第十三章 經濟誌	
第一節 金融	九三一
第二節 生產消費	九三四
第三節 財政	九三六
第四節 裁判所	九三六

第十四章 運輸交通土木誌

第三十三 遠山村誌

- 第一章 位置地勢土質地目誌
 - 第一節 位置廣袤區分 九四〇
 - 第二節 地勢土質地目反別 九四〇
- 第二章 水系誌
 - 第一節 河池 九四一
 - 第二節 水利 九四一
- 第三章 戶口生業物產誌
 - 第一節 戶口 九四二
 - 第二節 生業生産物 九四二
 - 第三節 御料牧場 九四二
 - 第四節 瓜生農場 九四五
- 第四章 教育誌
 - 第一節 學校教育
 - (一) 遠山尋常高等小學校 九四六
 - (二) 遠山實業補習學校 九四六
 - 第二節 社會教育
 - (一) 各區青年會 九四七

九三七

第五章 沿革誌

- 第一節 郷土の總説 九四八
- 第二節 郷土の各説
 - (一) 河栗 九五〇
 - (二) 山ノ作 九五〇
 - (三) 取香牧三里塚 九五〇
 - (四) 吉倉 九五〇
- 第三節 村役場 九五二
- 第六章 神社誌
 - (一) 村社側高神社 九五二
 - (二) 村社側應神社 九五二
 - (三) 村社香取神社 九五三
 - (四) 無格社稻荷神社 九五三
 - (五) 無格社五社神社 九五三
 - (六) 村社深澤神社 九五三
 - (七) 其の他の神社 九五四
- 第七章 寺院佛堂誌 九五四

六六

第八章 衛生警察兵事生

- 第一節 衛生 九六二
- 第二節 警察 九六二
- 第三節 兵事 九六三
- 第九章 經濟誌
 - 第一節 金融 九六三
 - 第二節 生産消費 九六三
 - 第三節 財政 九六六
- 第十章 運輸交通土木誌
 - 卷五(埴生編)目次終 九六六

- (一) 妙福寺 九五七
- (二) 釋迦寺 九五八
- (三) 妙隆寺 九五八
- (四) 圓融寺 九五八
- (五) 長老寺 九五九
- (六) 多門院 九五九
- (七) 醫王院 九五九
- (八) 觀音寺 九五九
- (九) 圓勝寺 九六〇
- (十) 西福寺 九六〇
- (十一) 高福寺 九六〇
- (十二) 藥師堂 九六〇
- (十三) 觀音堂 九六一
- (十四) 藥師堂 九六一
- (十五) 藥師堂 九六一
- (十六) 觀音堂 九六一
- (十七) 弘法大師堂 九六一
- (十八) 阿彌陀堂 九六一
- (十九) 藥師如來堂 九六二
- (二十) 弘法大師堂 九六二

六七

千葉縣印旛郡誌卷二(印東編下)

印旛郡編纂

第九 佐倉町誌

第一章 位置地勢土質地目誌

第一節 位置廣袤區分

佐倉町は本郡の中央にありて東は酒々井町和田村西は白井町南は根郷村及び和田村北は内郷村に境す佐倉新町佐倉宮小路町佐倉並木町佐倉裏新町佐倉中尾余町佐倉最上町佐倉海隣寺町佐倉田町佐倉彌勒町鍋木町鍋山新田佐倉野狐臺町大蛇町將門町佐倉藤澤町佐倉樹木町佐倉本町の十七字より成り東西二十五町南北六町面積三百五十町歩にして役場は郡衙門前即新町にあり

第二節 地勢土質地目反別

本町の大部は岡陵の地にして繁華なる商區は多くこの丘上に發達せりその状恰も馬背に在が如く酒井町方面より西走し來れる一條の岡脈は佐倉町に入るに及びて一支脈北出して將門山を形成す本脈は藤澤町に於て小迂回を呈して漸次西方に向ひて馳走し數多の支脈を保持して本町より新町に至り南北の二支脈に分る北支脈は並木町を存して海隣寺町に至りて止る南支脈は宮小路町を形成し迂回して北に向ひ茲に有名なる鹿島山を成し佐倉町の西境を造る岡陵上に於ては東京灣海拔三十六米より三十二米の高さにあり固より丘陵の地なれ

ば山林多く又畑地も少からざれども田畑の地は丘下の平地を以て多しとなす平地は鑄木町の域に屬するもの多く鹿島川之を灌漑すこの低地は地味肥沃穀産に富めども卑濕排水の便を欠く所あり土質は田町の第四紀新層砂質壤土鑄木の第三紀砂土を除く外は一圓に第四紀古層壤土にして穀菽桑園蔬菜に適す其の地目反別左の如し

(一) 國有地		(二) 民有地	
反別	地價	反別	地價
(1) 社寺地	三、五三一七	(1) 田村宅地	八三、六一二七
(2) 官衙學校其他	一、七五〇一	(2) 畑地	八一、一八〇七
(3) 山林	二五、二六	(3) 池沼	一二四、一七一五
(4) 原野	一〇、二七	(4) 山	七、二四
(5) 池沼	三三、二	(5) 山	五、八六〇〇
(6) 其他	六一〇一	(6) 原野	一七、三七〇三
計	六、三〇〇四	計	一、一二二
		計	三五七、四〇〇八

第二章 水系誌

第一節 川

町の西部鹿島臺の下に匯合する野水は即鹿島川にして北に赴き印旛湖へ入る其の間一里許の流江を川口とも稱す上流は二支流あり一は立澤川にして内野高野に發し西流し來り柳澤牧の勝田川高崎川を合せて根郷村六崎と本町鑄木との間を経て鹿嶋臺の下に至る一は千葉郡に屬する千葉野に發源して北流し彌富村岩富旭村馬廻を過ぎ物井川の名あり二派匯合の邊地勢卑濕以て佐倉西南の阻障をなす

第一節 水利

南耕地には高崎川の流あり之より堰を派して灌漑の用に供すれど本流は惡水の排泄路たるに過ぎず下流鹿島臺下の邊より川幅稍廣きを以て舟楫を通じ得べく殊に川口は愈廣きが故に薪炭木材竹材等の運送高瀬船の航行あり然れども一朝利根川の出水するや印旛沼内滞水の逆流に因り鹿島川水亦奔騰飛瀑の猛威を鼓して逆流増水し沿岸各地の被害實に甚しく人をして酸鼻に堪へざらしむるの不利あり北部耕地亦山間豁谷の泉水相集り小流となりて西流して灌漑に便せり其の市街地は高臺にあるが故に日常の用水すら供給十分ならざるの不便ありとす

第三章 戶口生業物産誌

第一節 戶口

明治四十二年十二月三十一日現在本町の現住戶數は一千四百六十二戶人口は本籍男三千八百八十六人女四千

八人計七千八百九十四人なり現住は男は三千六百四十一人女三千八百六十六人計七千五百七十七人なり又本籍人口動態に在りては出生二百十三人死亡百九十人婚姻百六人離婚十人死産十四人なり

第二節 生業 生産物

生業の最多きは商業にして雑業之に次ぎ農業其の次に位す農産物の主なるものは穀類菘類蔬菜類等なり

養蠶は收購數量年百三十石價格三千七百七十八圓なり牧畜には牛豚家禽あり

印旛沼及び鹿嶋川沿岸には漁業を營むものあり鯉鰻鮎鮒蝦等二百圓の産あり

工業物には菜種油、胡麻油、油粕、竹行李、箒、乾燥甘藷、味噌、醬油粕、酒粕、菓子類、傘、履物製品、靴、建具、指物類、桶樽類、金物類等あり

名産には炭蒟蒻といふこと近世の諺なり○産業事小金原の柗林は往時使用の途なかりしに富塚村今白井村の川内にあり

上右仲といふ者あり寛政五年柗林輸伐の議を建て時の有司に請ひて之を實施せしに時人未製炭の術を知らざるを以て相州より職工を招き焚炭の業に従事す是實に下總柗炭の濫觴とす爾來益々盛大により遂に佐倉炭の名あるに至れり

其の他三度栗、炭、初茸、松露等ありされど多くは近村に産するものにして皆此の地の問屋を経るを以て土産の名を得たるなり

○遊歴雜記佐倉の城下の國産條云當所に名産二三品あり所謂蒟蒻は肴町にて製す色潔白にして曝能四角丸き竹輪花形又色とも

にありて一品とす又やたら漬の醬は坂下田町よし田屋にありて風味殊によし取分佐倉炭は關東にての名産とすこれに檜の木と樺との二種あり檜の木にて焼たるは皮厚く樺の樹を焼たるは皮薄し茶事に用ゆる炭是なり

武州よりも秩父八王子飯能青柳神奈川等より若干武城に於てひさくと雖下總佐倉の産を上品としその余は八王子をよしとす炭の出處同じからねど皆通じて佐倉炭と稱せり強ち此炭佐倉にて焼にはあらざれど佐倉の城

下にて賣捌を以て此名あり因にいはん攝津國池田の里は市中なれども近在より切炭若干を持出し池田の市日に賣捌くを以て池田炭といへるが如しされば下總佐倉の城下にては切炭を金一步に拾俵に換又常の山炭は金一分を以て上品なる性堅きは大体六俵半より七俵是東武にていへる角大といへるものなり下品にはやはらかきは金一分を以て十三俵迄に換何によらずその根本はこゝろ安しかれども東武まで陸路十二里余山坂あり

亦川あり又海手へ運送するに嶮しき山坂四里半あれば牛馬の脊を疲らし人力の隙を費せば武藏に至て直段抜群なりとなん此城下町平坦ならず抑八町坂をこりてより北の出はづれに至るまで嶮しき坂路上下すること八度なり殘更雨天には路にり又深く忽滑て歩行難儀したりき

第三節 堀田家農事試験場

本場は去る明治三十年本縣農事改良の資に供するの目的を以て故伯爵堀田正倫の創設せし所なり故伯爵は寛永四年十二月六日江戸に生る性寛厚にして人を容れ謹嚴己を持し上を敬し下を憐み父母に奉仕して孝道至らざるなし平素己を節して衆を愛し志常に公益と人道の扶植に在り明治二十年宮内省令により在京華族の移住を許さるるや徒らに都下紅塵の中に空しく歲月を送らんよりは寧ろ田園に在て自然の風光霽月と親み身体の健康を養ひ勤儉質素を旨とし教育農業の公益事業に力を盡さんことの優れるを覺り明治二十三年冬居を舊領佐倉に移し邸宅の經營竣工し諸般の整備其の緒に就くや彌故伯爵をも其事業を遂行せしむるの時運に到達せり此に於て試験場設置の議を決し西ヶ原試験場長澤野淳に一切の設計を依頼し尙ほ全場技師安藤廣太郎に試験の監督を依託し地を邸内に畫して土木を起す工成りて開場し之を實地に施したるは實に明治三十年なりとす故伯爵の主義方針は其の國本たる普通農事を改良し農民をして其の利に浴せしむるに在るを以て場内の設備は質素を旨とし飾るに珍花奇草を以てせず専ら重きを米麥其の他の重要農産物の試験に措き傍ら農家の副業たる果樹の栽培家禽の飼育を加へ技師を増聘して事業を擴張し四十三年事務所の改築を見るに至れり此く

五

の如く巨萬の私財を投じて公共事業に力を盡さるるは素より故伯爵の篤志に依るは勿論なりと雖一は先君か國家に盡されたる遺志を繼紹し國家の爲に貢獻する所あらんとするの誠意に外ならざるや明かなり今左に項を分ちて試験場の沿革事業の梗概を述ぶべし

一、試験場の沿革

農事試験場の創設は明治三十年三月にして邸内に事務所を設け土地を購入し普通農作物に關する試験を開始したり其後漸次に試験地を増加し鶏舎及菜園を設け且つ請求者には種苗種卵等の配布をなせり明治三十五年改良米麥賠償試験を創始せり全年大日本農會總裁宮殿下より紫白綬有功賞を賜ふに贈與せらる明治三十六年本場成績を第五回内國勸業博覽會に提出して一等賞牌を得たり全年第二圃場を増設し翌三十七年場務規程其他を改正し更に第三圃場を設け果樹園を作れり而して善良なる種鶏の普及を圖らんが爲明治四十年以後英米諸國より種鶏を直接輸入し其の種卵を配布し又は講師を聘して養鶏講話會を催し以て養鶏事業の改良を圖れり明治四十三年事務所破損せるを以て改築をなし且つ場内に一の農業俱樂部を訪け農業家の會合娛樂の用に供し併せて農事經營實地指導種苗分與等の便を計り時々學識ある士を聘して講話會を開き清新なる娛樂と共に農事の振興を計らんことを期せり現今試験地總反別は通路敷地を合せて約四町歩建物

(1) 試験田

四段八畝歩

(2) 試験畑

第一 一町二段四畝歩

第二 六段四畝歩

第三 一町五反歩

(3) 事務所一棟 六十七坪七合五勺

- (4) 標本室一棟 十四坪
 - (5) 收納舍三棟 九十三坪
 - (6) 肥料舍二棟 四十坪五合
 - (7) 農夫舍一棟 七坪五合
 - (8) 鶏舎 五棟 五十五坪六合六勺
 - (9) 飼料調理所一棟 二十二坪七合五勺
 - (10) 物置等七棟 二十坪七合五勺
- 外に役宅二棟あり

二、事業

現今施行しつつある事業は普通作物及園藝作物に關する試験及模範栽培家禽の飼養に關する試験種苗種卵等の配布見習生の養成成績の刊行講習講話實地指導等なり

(1) 作物及家禽に關する試験

縣下の重要農産物に就き善良なる種類の選定土地改良肥料栽培等の主なる事項に就て試験を行ひ尙ほ模範的栽培を行ひ一般參觀人に示し且つ之が説明をなし其の成績は時々印刷に付し縣内の主なる實業家に配布し以て其の参考に供せり之が爲善良なる種類及栽培法を縣内に普及す又本場は時々英米各國より善良なる種鶏を輸入し以て種類の改良を圖れり

(2) 賠償 試験

多年本場にて施行せる栽培法に依り各地の状況を斟酌し實地に就きて設計を作り之に據りて各地當業者に試作をなさしめ若し收穫を減少する場合は本場之を賠償する方法を設け米麥作に就ては三十五年より縣下各郡に之を實施し既に回を重ねること三百三回而して其の成績に由れば從來の栽培法は尙多くの

改良すべき余地を存し就中麥は稻に比して一層改良の余地多きを加ふ之れ麥作は稻作に比れば栽培法の甚幼稚なるを以てなり此の賠償試験は縣下米麥作の改良を導き其の增收を得せしめたるもの實に多大なるを知るべきなり

(3) 種禽種卵種苗の配布

試験の成績中最優良なる種禽種苗は無代穀穀又は實費を以て農家に分與し之に依りて地方の種類を改良し又は共進會品評會等に出品して優等の賞を得るもの少からず就中家禽は本縣畜産中の重要な位置を占むるも種禽として善良なるもの甚だ乏しきを以て本場は數年前より英國及び米國の産地より直接善良なる種禽を輸入し之を蕃殖して希望者に種禽及び種卵を分與するに至りたるを以て今日其の系統に屬す養鶏は漸次蕃殖普及しつつあり

(4) 試験成績の配布及講話

試験の成績は之を刊行して農業者の参考に供し且時々場員を派遣して試験の成績又は農事改良上の講話及び實地指導をなし又歩兵第五十七聯隊野砲兵第十八聯隊兵士の過半は農業者出身者なるを以て常に農業の趣味を解せしめ除隊後一層深く心を斯業に致さしめんが爲同隊よりの招聘に應じ毎月一二回場員を派して農事の講話をなし且つ兩聯隊の實習地に就き穀類蔬菜果樹等の栽培を實地指導を爲さしむるの外縣郡町村農會等より講話を求むる時は其の遠近を問はず喜て之に應じ場費を以て場員を派遣せしむる等實に懇切を極む

(5) 農村經營の實地指導

今や我農村は其の經營法を改めざるべからざるの氣運に際會せり故に本場は時々適當なる場所に場員を派遣して農村の經濟統計經營法等に關して智能を進め以て農村の進歩發展を企圖し適當の農村を選択して其の實施を指導しつつあり

以上の外本場は郡内地主の團體たる農事懇話會篤農家を網羅せる尊農俱樂部及び家禽改良會等の中心となり其の活動を助けて孜々農事改良に盡瘁したる偉績傳ふべきもの多しと雖本場所屬の事業にあらざるを以て之を畧す

第四章 教育誌

本町の學齡兒童數男四百七十七人女四百五十七人計九百三十四人にして内就學兒童數は男四百七十三人女四百五十六人計九百二十九人なり就學歩合は男九十九人一分六厘女九十九人七分八厘平均九十九人四分六厘なり教育費年額六千三十七圓とす明治四十四年

第一節 學校教育

(一) 佐倉尋常高等小學校

明治五年始めて學制を發布し汎く全國に頒たる、や佐倉新町は舊佐倉藩學附屬東塾跡を假校舍とし新町小學校を開設し明治八年三月に至り裏新町に校舍を新築し新陽小學校と命名せり佐倉藩士族は舊佐倉藩學成徳館跡に鹿山小學校及鹿山女兒小學校を開設せり土族町區域、宮小路町、並木町、中尾余町裏新町、最上町野狐台町鏑木村は周徳院に鏑木小學校を設け本町は神明神社境内に本町小學校を假設し後藤坂上に校舍を新築せり又田町は隣村山崎小學校區内に屬せり以上の各小學校各其區域内の兒童を收容して教授せしが明治廿一年九月に至り新陽小學校を増築し鹿山女兒小學校彌勒小學校鏑木小學校の四校を合併し田町亦之に加はり佐倉尋常小學校と名付け別に佐倉高等小學校を開設せり市町村制實施せらるるや新町裏新町鏑木町野狐臺町本町樹木町藤澤町大蛇町將門町最上町中尾余町並木町宮小路町海隣寺町田鍋山新田の十六區を佐倉町と定めたるを以て明治廿三年四月に至り佐倉尋常小學校を佐倉町立佐倉西尋常小學校とし本町尋常小學校を佐倉町立佐倉

東尋常小學校とし町村立佐倉高等小學校を佐倉町立佐倉高等小學校とせり西尋常小學校は尋常小學校の等位にして新町裏新町宮小路町鑄木町並木町海隣寺町田町中尾余町最上町彌勒町野狐臺町を學區域とし修身國語算術地理歴史理科体操唱歌裁縫の九科を課し佐倉町内裏新町十二、三、四番地にあり校舎は回字形木造平屋建板葺なりしを明治三十一年七月亞鉛板にて蓋ふたり總建坪二百三十三坪五合敷地一段五畝十二歩新町にして運動場は梯形九畝二十歩吉田組ありしが明治四十三年六月十日佐倉高等小學校の廢止と共に高等科を併置して佐倉尋常高等小學校と改稱す校地は一千二百三十六坪梯形にして赤壤なり校舎は構造一形平屋木造一棟一階二階屋木造一棟運動場は三個所三角形四百八十八坪あり以て今日に至る明治四十五年四月現在尋常科十二學級高等科四學級計十六學級にして児童數は尋常科男三百七十九人女三百五十六人計七百三十五人高等科男百六人女百二人計二百八十八人合計男四百八十五人女四百五十八人なり出席歩合尋常科男九十七人五分九十七人一分二厘計九十七人三分二厘高等科男九十九人四分七厘女九十八人七分七厘計九十九人一分三厘なり職員は二十人 本正男八人女五人專正男一人女一人准女三人代用男一人代用女一人内他校より兼任者專正男一人女一人代用女一人

(二) 佐倉東尋常小學校

明治八年三月神明神社境内に假設し本町小學校と稱したりしが後明治十七年十月十三日藤坂上即本町百二十八番地に校舎を新築せり當時初等中等の二科を置き櫻東小學校と稱し本町樹木町藤澤町將門町大蛇村本佐倉町本佐倉村上代村高岡村長熊村馬橋村之が學區域たり全十八年八月十一日高等科を追加し全廿一年七月一日校舎狹隘に付分敷場を本佐倉妙胤寺に置き温習科生徒を收容す全廿二年十一月十四日佐倉東尋常小學校と改稱し全廿二年町立小學校となり他町村の分は委託となる全廿九年當直室増築全卅五年九月廿八日大風雨のため東側校舎廿七坪全潰す明治四十一年四月一日義務教育年限延長の實施せらるゝや五學年を置く全四十二年四月十二日當直室を増築し舊當直室を敷場に充用し以て今日に至る明治四十三年度末現在三學級にして児童數男七十六人女五十九人計百三十五人其の出席歩合男女計九十八人一分三厘にして卒業兒童男女各七人なり

而して職員數は三人 本正男一人女一人代用男一人

(三) 佐倉實業補習學校

本校は明治四十年七月二日佐倉高等小學校に附設の認可を得全年十月五日開校す元來本校は青年夜學會の組織を變更したるものなれば茲に全會の來歴を概述すべし
青年夜學會は明治三十八年九月十二日管理者吉田元次郎及當町在職小學校教員の發起により主意書を一般青年に配布し入會を勧誘したる結果入學者二十五名を得たるが故に規則を定め全二十五日授業を開始したり越へて翌三十九年三月十日修了式を挙げ全年九月二十五日第二回を開會す入會者廿八名なり前年と全様授業を開始し翌年三月十日に至り修了す明治四十年九月二十日午後第七時より第三回を開始す出席入會者二十五名あり會長(町長)より第三回開會の報告をなし後本年新設せられたる實業補習學校の組織を談話し其の性質の本會と大差なきを以て將來何れに入會する希望あるや來る廿三日の開會日に申出づべき旨を論じたるに廿三日に至り實業補習學校へ入學希望者二十一名ありしを以て茲に夜學會を解散せり全年十月七日これ等入學生二十一名を學力により第一學年(九名)第二學年(甲組八名乙組六名)の二部に分ち月火木金の四日午後第七時より第九時まで授業せり以後本町管理者學務委員其他有志者及本校職員は種々の方法により本校の組織性質を一般に普及せしむることにつとめ入學を勧誘したる結果入學生は漸次増加して翌年二月に至り四十五名に達せり而して本縣よりは本校經費補助金として金五十圓を下附せられ郡會に於ては來明治四十一年に於て金二百圓を補助することに議決せり明治四十一年五月十八日附を以て規則改正の件認可相成たるを以て農業科を加設することし縣費補助金百圓を下附せらるることとなり明治四十二年三月十九日日本校規則改正の件認可を得四月より夜學部の外農業科乙部を設け高等小學校農業科卒業生修學の途を開けり全年度に於て郡費補助金は二百五十圓に増加し全年十一月より農業科乙部實習の爲堀田伯爵家梅林を借用し其手入法として耕耘をなす十二月には其一部三畝歩を借用し實習地とす全年十一月乙部生實習のため木村家より畑二反歩を借用

し同時に梅林の實習地を返付し以て今日に至る今左に其の學則を抄記すべし

- 第二條 本校ハ商業及農業ニ從事シ又ハ從事セントスル者ニ簡易ナル方法ニヨリテ必須ナル知識技能ヲ授ケ併セテ小學教育ノ補習ヲナスヲ以テ目的トス
- 第三條 本校ノ學年ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス
- 第四條 本校ノ修業年限ハ商業科三ヶ年農業科二ヶ年トシ尙卒業生ノタメニ研究科ヲ置キ修學セシムルコトヲ得但學力優等ナルモノハ臨時昇級セシメ學年ヲ短縮セシムルコトアルベシ
- 第六條 本校ノ教科目ハ商業科ニアリテハ修身國語算術商業要項商業簿記商業地理經濟初歩英語ヲ以テ隨意科トシ農業科ニアリテハ修身國語算術理科土壤肥料作物耕種農具病虫害園藝養蚕家畜農業經濟ノ大要トス但布望ニヨリ竹細工ヲ授ケルコトアルベシ
- 第八條 本校商業科及農業科甲部ノ每週教授時數ハ九時間トシ月火金木ノ四日午後六時ヨリ同九時マテノ間ニ定メ農業科乙部ノ每週教授時數ハ三十時トシ午前七時ヨリ午後三時マテノ間ニ於テ之ヲ定ム
- 第十條 入學生ノ資格ハ商業科及農業科甲部ニアリテハ年齢十二歳以上ニシテ尋常小學校卒業者又ハ學齡超過ノ者トシ農業科乙部ニアリテハ高等小學校卒業ノモノ若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノトス
- 第十三條 本校生徒ノ授業料ハ一ヶ月金二十錢トス但ス一月二名以上入學者アルトキハ半額トス

(四) 佐倉實踐女學校

明治四十年七月十七日附を以て本校を佐倉高等小學校に附設すべき認可を受け全八月三日生徒を募集し九月三日入學生九名即日開校授業を始む明治四十二年三月廿三日附を以て校則改正の件認可明治四十三年一月校名改稱の件知事に届出で從來佐倉女子技藝學校と稱したるを今の名に改め全三月廿三日附學則改正の認可あり以て今日に至る其の學則を抄記す

- 祭二條 本校ハ女子ニ實踐上適切ナル知識技能ヲ授ケ本邦固有ノ女徳ヲ啓發スル所トス
- 第四條 本校ニ本科研究科選科ノ三部ヲ置キ修學年限ヲ本科選科三ヶ年トシ研究科ハ別ニ修業年限ヲ設ケス
- 第五條 本校ノ授業時間ハ一週三十二時トシ隨意科ハ規定時間以外ニ於テ之ヲ授ケ
- 第七條 本科ノ教科目ハ修身教育國語算術理科家事唱歌裁縫編物刺繡造花生花トシ教育理科編物刺繡造花生花ハ隨意科トス研究科教科目ハ修身教育裁縫編物刺繡造花生花トシ隨意科目ハ理科ノ外本科ニ全シ選科ノ教科目ハ修身國語算術家事裁縫編物刺繡造花生花トシ家事編物刺繡造花生花ハ隨意科目トス
- 第十條 本校ニ入學スルモノノ資格左ノ如シ
 - 一、本科第一學年ハ高等小學校第一學年修了又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ品行方正ノ者
 - 二、選科第一學年ハ尋常小學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ就學義務ヲ終リタル品行方正ノ者
 - 三、研究科ハ本校卒業又ハ之ト同等以上ノ實力ヲ有シ品行方正ノ者

第十三條 本松生徒ハ授業料トシテ一ヶ月金五十錢ヲ納ムベシ

(五) 私立佐倉幼稚園

今ははや昔となりけるが時の佐倉藩主が佐倉宮小路町舊中學校に鹿山小學校と名くる學校を建設し藩士の少年を教育しつつありけりまた其の時を同じうして佐倉裏新町に新陽小學校と呼ぶ學舎ありて農商工民の子弟を保育する所たりしが時は移り年は變りて明治二十一年双の學舎は合一して佐倉西尋常小學校と改稱せり茲に於て年月學齡に達せざる兒童但滿五の爲に乙科なるものを併置したりしが全二十六年廢せらるるに當り佐倉町並木町に假設佐倉幼稚園として設け今日に至る現在園兒四十五名あり

(六) 縣立佐倉中學校

佐倉町の東北端鍋山にあり縣下各中學校中最古き沿革を有するものなり寛政四年藩主堀田正順佐倉宮小路に藩士の子弟講學所を設け後天保七年堀田正睦校舎を造營し和漢の經史文學の西洋學を輸入し大に藩學を奨勵せり成徳書院是なり明治三年の頃學風一變し當時既に英書をも併せ授け成徳館と改稱す廢藩後鹿山中學と稱へ士族の協立に委し其後佐倉集成學校と改め汎く佐倉の子弟を教育す逐年發達し三十年四月更に設備を整へ私立佐倉中學校となり卅一年認可中學となり三十二年四月縣立となり即ち縣立佐倉中學校と改む爾來屢縣會の風波に漂ひたることあるも毎に故伯爵堀田正倫の力に依りて其の基礎を鞏固にし三十九年度よりは堀田家に於て經費を寄附し縣立の名義を以て存置することなれり降りて四十一年に及び同年縣會の議決を経て四十二年度よりは全く縣費支辨に移り四十三年十一月校舎の新築竣工す第一部に屬する補習科を附設す蓋本校の今日あるは實に堀田伯爵の保護に由るものとす故に其の密接の關係は教育上に多大の感化を興ふるを以て一般中學校と其の趣を異にし觀るべき点多し校内に孔子の像を安置す現在に於ける學級數九生徒數三百三十四人卒業生徒數二百三十六人なり

(七) 私立佐倉裁縫女學校

佐倉町内廿三番地にあり明治三十六年十二月四日校主大石とく女史の計畫に成り當初佐倉町内宮小路町二十番地に創設せるものなり主として和漢裁縫を教授し尙生花茶道をも教ゆ教師は校主の外に助教兼書記大石以と生花教師山本みや茶道教師伊藤豊次ありて七十名の生徒を教養しつつあり創立以來茲に八星箱卒業生八十有餘名を出し地方の裁縫に貢献する少からず

第一節 社會教育

(一) 佐倉町婦人黨風會

明治三十七八年に於ける捷余の光榮は國威の發揚と共に國運の發展を導くべきの時機に際會したれば國力の増進別二大日本婦人黨會と共ニ國民道德の涵養に力を効して其の品位性格を高めざるべからざることは固より増進印旛郡部會の設あり男女の別あるべきにあらざるも兎角婦女子は時態に暗く流行に迷ひ驕奢に流れ安逸に陥り易きものなれば此の戰役に四百餘名一致團結して出征者の後援となり聊か女子の本分を盡したる佐倉町婦人會を空しく解散に歸せしめんよりは寧ろ之を利用して信念ある根底の下に婦徳を修養し其の天與の職分を保たしむるは管に其の一身一家を利するのみならず延て社會の風教を進め品位を高め國運の發展に資する所以の途なるを以て明治三十九年一月故堀田伯爵夫人伴子氏自ら進て婦人會終局の紀念として此目的遂行の爲設立せられたるものは實に此黨風會なりとす

黨風會の設立に際し女子をして信念ある根底の下に婦徳修養の方法に關しては深く考研を重ね其入り易き佛法の最之に適するを認め其講師を求むるに東京芝青山寺(禪宗)の老僧北野元峯師(本年七十五歳)の高徳博學一宗を抜き其教化方の偉大なるに若くものなきを知り乃ち之を聘して毎月第一日曜日を以て伯爵の菩提寺佐倉町甚大寺に於て法語會を開き會員及有志の者に聽講せしめ尙其法語を速記し黨風なる雜誌を印行して會員に頒つを以て常例とす法語は固より根底を佛法に探るも現下の時勢に鑑み内外古今の事例を引用し道徳

の本源を詳悉して日常の應用を示し縦横時弊を説破して漏すなし一たひ之を聴くものは忽ち胸中の浮雲を散して明鏡の光芒を發せしむるに至るを以て郡内の外東京千葉等の士人にして之に加入し遠路を厭はず每會來聽の男女會員合せて七十名を上下し設立後既に五年を経過したるを以て黨風の發行も亦六十號に達す其の風教に資し世道人心を裨補するの効果觀るべきもの甚多し會費は會員の支辨に屬するも其の額一ヶ月十錢に止り僅に每會の茶果雜費を支ふるに過ぎざるを以て其の他は皆會長堀田伴子氏の義捐を以て支持す明治卅九年一月十五日第一回開會四十二年十二月まで五十五回開催諸入費出金千九百四十九圓六十九錢なり印旛郡地方資料調

(二) 佐倉報德會
佐倉報德會は中學校長山佐太郎氏の首唱によりて成り會員は毎月貯金を行ふの外時々總會を開き名士講演會修業會を行ひ専ら道義の扶植に努む其の趣意は左の如し

主 義
本會員は正心誠意教育勸語成申詔書の御趣旨を奉体して左記の綱領に遵據し以て國民の本分を完ふせんことを期す

綱 領
第一 至誠を以て本と爲す事
第二 勤勞を以て主と爲す事
第三 分度を他て体と爲す事
第四 推讓を以て用と爲す事
(三) 佐倉青年會
舊藩子弟を開發指導せんとし堀田伯爵首唱となりて成れるものなり

第五章 沿革誌

第一節 郷土の總説

上古中古の時代は事實の確然たる史を存せずと雖往古既に部民の居住したるは程近き江原新田附近より出づる土器石器の破片を以て見ても證すべし飄て佐倉なる地名の由來を按ずるに佐は清潔を意味して清潔なる倉の意なりと聞説く昔時既に印磨沼に舟運の便ある頃運び來れる穀類は公津に着して而して後この地にありし倉に藏せりしが即佐倉は當時倉の多かりしより起りしなるべくさて未だこの地の要害堅固を以て知られざる昔に於ては斯くの如くにして正に數個村の聯合より成り未だ商賈の區をなさず或は彌勒の地に於ける小笹村或は鑄木の鑄木村の如き皆是なり而して稍民家の聚集せる區域は内郷村に屬する大佐倉酒々井町に屬する本佐倉の域たり當今最繁盛の地たる新町並木町の邊は皆山林田畑の地にして樹木鬱蒼山家點々として散在せしに過ぎざりき而して部民は所謂農牧時代をなして農牧を營み分業の制も行はれず有無相交換するの要もなきを以て商を營むには及ばずこの時代に於て未だ市街をなし部落をなさざることは故あるなり俚説の語に天慶の頃平將門叛して當地將門山嶮に據ると傳ふれども未だ確乎たる證なく從て信じ難し佐倉略地史海隣寺は馬加康胤千葉介胤直の後を受け城を佐倉に移すと共に此の寺又佐倉に移せるなり寺傳と云ふに徵すれば六百年の昔に於て一部の創設せられたるを知る降りて延文元年後村上天皇紀宮内大輔光胤の寺領寄進同寺所藏の頃既に百年の後なれば部落の發達せるは云ふまでもなかるべし天正十六年千葉介胤の死するや北條氏政命じて新館を此の地に營み邦胤の長女東をして之に居らしむ全十八年北條氏の滅ぶるや邦胤の嗣子重胤流落して民間に委し東は後徳川氏の後宮に仕へ久野宗能代りて此地に封せらる宗能死して其の子宗秀之を嗣ぎ慶長七年封を遠州に徙さるるに及び暫く廢城に歸す異説あり今は成田參詣記關八州古戦録に依る彼の和名抄鳴矢郷あるは本町の邊とす○下總國卷伴信友云活字本鳥に作る殖生郡取香村是なるべし東鑑三十二丁得江鳥は鳥の誤にや又矢は香の脱畫にて取香は鳥飼の訛なるべくやさてトリカヒのトツカウに轉りしなるべしカヒをカフと云例は字鏡に鶴に古比とも訓すると同じ和名抄大和國添下郡鳥貝郷此利筑波國三渚郡鳥養郷和泉國日根郡鳥取郷河内國大縣郡鳥取郷因幡國邑美郡鳥取郷あり古事記玉垣宮卷に鳥取部鳥甘部あり此部は湯河坂が鶴を捕へた部なり書紀雄略卷に養鳥人ありさて此郷即ち

後紀鳥取驛にて傍に駒井野村あるも驛家の一證とすべし或云鈔の鳥矢は鳥矢にて萬葉集十四の等夜野云々と云ふ歌千蔭又或人は鳥は鳥の字の訛にて此地のことなりと外に顯證なし等夜野は陸奥新瀉にあ○大日本地名辭典和名抄印幡郡鳥矢郷高山寺本鳴矢郷本書鳥矢鳴矢共に其の地を詳にせず一本又鳥矢に作れり今村岡氏に從ひてカブラキと訓み佐倉町の鑄木に擬定す内郷村も城内なりけん即印磨郷の西隣とす中世には鹿島郷と云へり○佐倉は慶長の末年に其の城市を開くも鹿島郷鑄木村の地なり而かも廢佐倉城の故號を繼ぎ佐倉を以て新城市を呼ぶ城は西方にありて鹿嶋山と云ひ市街其の北方及び東方に布き三十町許全く丘背の高臺に居る大日本地名辭典徳川家康の天下を得て江戸に基礎を固うするや慶長十五年下總小見川城主土井大炊頭利勝佐倉に移封さる茲に於て勝利城を改築す時に元和元年これ即維新に至る二百五十年間屢々主を換へて長く東方の一鎮たりし佐倉城なり利勝居ること二十四年その間鑄木村東西の二丘を分ちて市街を成さしめ南賈を住せしむこれ今の本町にして始めて今日の佐倉町の前身たる佐倉城下町は成り爾來年を逐ふて繁盛を加へ之に加ふるに江戸に最も近ければその繁盛を引いてこの程より嚴然たる市街の様を成し又寛永十年三代將軍家光の時に及び土井氏は古河へ移されて豊後日田の城主石川忠總移されて治をなすこと二年近江膳所の城主となり攝津高槻の城主松平家信石川氏に代りて治をなす後康信に至り寛永十八年再び高槻へ移さる寛永十九年正月十一日信州松本城主堀田加賀守正盛佐倉へ移されて加増併せて十五萬石の城下となる其の子正信に至り十二萬石に減せられ萬治三年十月封除せられ家名を備中守正俊正信三男相續す之今日の堀田家の祖なり次で正信等飯田城主脇坂中務少輔の邸に幽閉せらるこれ有名なる彼の宗吾事件にして義氏宗吾此時に出づ爾來或は松平氏大久保氏戸田氏稻葉氏の各家相次で佐倉城主となる延享三年堀田備中守正俊の子正亮に至り山形より移されて再び佐倉城主となる爾來英主相續で出で精勵治を勉めて百六十餘年間城主たりきその間城下は漸く町備をなし整頓せる市街となり日に繁盛を加へ累遷して正篤に至り洋學を獎勵し醫儒の大家を聘して藩士の秀才を教育せしむ漸く其名天下に喧傳せらるるに及び諸藩の俊才篤學の士は競ふて佐倉に集り皆門を叩いて教を乞ふ就中醫學に於て

は殊に名高し又佐倉中學校の前身たる盛徳書院は既に成りて益々面目を改め城下の繁榮もその極に達す正睦
正篤の子正倫に至り茲に政局一轉上下太平鎖國の眠より醒めて明治維新たるに會す其の舊幕時代に於ける
後の名の子正倫に至り茲に政局一轉上下太平鎖國の眠より醒めて明治維新たるに會す其の舊幕時代に於ける
石高左の如し

- 彌勒町 四十六石二斗一升二合
- 鍋山村 二十一石八斗四升四合
- 本町 九十一石四斗五升六合
- 大蛇村 三百四十六石九斗五升八合
- 内同所新田 二石三斗八升
- 鍋木村 四百四十六石三斗九升三合
- 内同所新田 二石一斗二升九合
- 田町 七十四石九斗九升六合

慶應三年將軍徳川慶喜政權を奉還するや明治二年六月藩主版籍を奉還し全四年七月十四日藩を廢して縣とな
し佐倉縣と改む舊藩大參事をして假に其の事務を管理せしむ全年十一月十三日又佐倉縣を廢して印旛縣とな
し縣廳を東葛飾郡加村に置くに當り其の管轄に屬す全六年六月十五日印旛縣を廢して更に千葉縣となし縣廳
を千葉町に置く爾來其の管轄に屬す全七月大小區を劃す此時十大區四小區に編入し戸長を置き行政事務を
扱ふ而して大區扱所も此地に置けり爾來多少の改正ありしが全十一年十一月印旛下埴生南相馬三郡の聯合郡
役所を佐倉町に置き其の管轄に屬す後また聯合區域に二三の分離併合行はれしも明治十七年八月並木町、裏
新町、中尾餘町、鍋木町、最上町、海隣寺町、宮小路町、鍋山新田、田町、彌勒町、狐臺町は佐倉新町外十一ヶ町
聯合戸長役場の治に入り役場を新町に置く櫻井義勇、小幡信、廣田彬相つぎて之が戸長たりまた將門町、大
蛇町、藤澤町、樹木町は佐倉本町外十ヶ町聯合戸長役場に屬し役場を本町に置き森村忠作小幡信相つぎて之が
戸長たり明治二十二年四月一日町制實施に際し以上二聯合町相合して更に佐倉町と改め以て今日に至る

回顧するに印旛縣の千葉縣に合併せられ縣廳の千葉町に移されてより漸次衰運に傾き久しく榮華に馴れし鹿
島山の佐倉城終に廢城の運に會し巖然として聳わし天主閣も皆打破れて改めて兵制の成るに及び明治七年第
一師團の歩兵第二聯隊の屯營と代る白堊の色は代らね共何となく古城を偲ばしめて松籟の音も古松に懸明る
月の姿も憐なるの種ならざるはなし城下町は町制以後漸次田畑山林を壊ちて市街を設く現に本町方面淋はれ
て山林の跡を市街にせる新町並木町方面は繁華の巷となる鐵道の敷設は益々衰運を來し高峻なる土地は不便
なる交通と相待ちて産業振はず漸時印旛郡役所警察署區裁判所の官衙成るに至りしも第二旅團司令部は東京
に移され佐倉聯隊司令部之に代る官衙の設置も大なる影響なく舊藩校に代りて縣立中學校の設置あるも之
亦發展の資たらず田畑の地多けれ共農耕の業比較的に發達せず商業亦不振工業に於ては殆見るべき者なし噫

第一節 郷土の各説

(一) 鍋木
鹿島台の東南を云ふされど古の鍋木村は鹿島台より東大蛇村將門山に至るまで皆其の城内なりしを慶長元和
の際土井氏築城に當り之を收め佐倉城及び市巷を開きしものを云ふされば

(二) 海隣寺
の如き今城東にして市巷の中にあるも俗に鍋木遊行道場と云ひ慶長以前には其の地の鍋木村たりしを徵證す
べし大日本地名詳典

(三) 大蛇
鍋木の東にて佐倉本町に接す舊佐倉風土記云大蛇村文殊寺佛龕中書云「天文十四年乙巳原大藏丞胤安祖母妙
孝禪定尼」木華鬘あり之に刻して「天文十六年大檀那平胤富」按胤富は千葉十八代にして邦胤の父なり胤安
は其の長臣なり寺前櫻樹あり春時花開き綽約爛熳一山を掩映す實に壯觀たり而かも色淡濃を交へ葩單複を雜

ゆ故に五色櫻と云ふ又五種櫻と云ふ蓋其の色容一様ならざるを云ふ上

(四) 佐倉新町

舊風土記曰印旛江沮于郡中之中其東爲印東其西爲印西其名莊新撰佐倉風土記

(五) 佐倉田町

傳曰舊鹿島郷上全

(六) 將門町

有將門山上全

第三節 町役場

役場は佐倉町内新町字仲町北側四十三番地二の二にあり明治二十二年四月町村制實施に當り全年六月現位置に廳舎を營み爾來今日に至る其の間町長の職に就けるもの左の如し

吉田傳兵衛 岩淵惣兵衛 櫻井義勇 粕谷 濟 岩淵惣兵衛

吉田元次郎 川村彦三

第四節 郡役所

明治六年七月大小區を劃するや印東及埴生郡を十六區とし印旛郡佐倉町に扱所を設け印西及相馬郡を十四大區とし扱所を相馬郡布佐町大字布佐に設け統轄したりしが全十一年郡區編制法に依り埴生郡を下埴生郡相馬郡を南相馬郡と改稱し印旛下埴生南相馬三郡聯合郡役所を置くに當り一時佐倉町内字新町字仲町北側甚大寺を仮廳舎となし事務を取扱ひたりしが其の後廳舎の新に成るや明治十九年之に移轉す明治卅年四月郡制實施に際し印旛下埴生の二郡を合するや印旛郡役所と改稱南相馬郡は東葛飾郡に合せりし爾來今日に至りしも大正元年度に於て改築に決し目下工事中なるを以て全年八月より裏新町舊佐倉西尋常小學校舎を仮用して事務を執りつゝあり

佐倉御城註記

一、下総國は千葉之介殿代々傳來の御領知にて常胤十九代の正統勝胤君初て印旛郡本佐倉郷に御城を築き御住居の處地境狭く候に付勝胤五代の後邦胤君の御代天正年中北條氏政氏直父子下總表出馬の砌鹿島山を一見今佐倉御城也屈竟の城地たる間居城に取り立可宜旨差圖に依て鋤始有之邦胤ハ北葉氏政ノ聖ナリ然る處未成就にして邦胤死去年廿五歳御息重胤君御幼稚にて御家督なる故に城普請暫く御猶豫の處天正十八年小田原附相成重胤君六歳にて小田原御籠城候處同年七月七日小田原落城依之落人被爲成千葉家此時御滅亡なり上方勢押込本佐倉城鹿島山半作の城共に悉く焼拂ひ尤上總安房常陸書上の城まで不殘焼拂ひ候由申傳ひ候事

一、天正十八年庚寅秋權現様關東に御入國佐倉を初て草分け大久保十兵衛殿後誠松石見守平加賀右衛門殿原佐右衛門殿山梨茂兵衛殿成瀬吉兵衛殿陳野角助殿被遂御遵見御代官青山常陸之助殿石原織部殿御手長にて寅秋より文祿元辰年まで出入三ヶ年の間御支配被遊候事

一、天正十九辛卯年酒々井町建つ御入國始て御取立の町に候故〇〇候様に可仕旨兩

御所様より大久保十兵衛へ被仰付酒々井町柴田大隅其外年寄共に被下候御證文狀有之然る間千葉之介殿本佐倉に被立置候市日八月十二日祭禮之競馬町駄賃場酒々井町に被仰付船着も先方は濱宿に湊の所新堀船戸御取添被下是等は皆酒々井町繁昌の爲を思召如此候事

- 一、權現様御五男松平萬君様文祿元壬辰年高五萬石御拜領本佐倉大堀に御陳屋を建御住居被遊同三年甲午秋權現様依御差圖佐倉御繩入大久保石見守殿惣奉行今の水帳是なり慶長五年庚子上杉景勝蜂起の節奥島に御出勢酒々井町御通行被遊御行粧被爲盡美善候由時に石田三成濃島關ヶ原に出張權現様え供奉美濃路え御登於青野御一戰御働き有之由夫に付同七壬寅年水戸え御所替なり佐倉は文祿元壬辰年より慶長七壬寅年まで出入十一ヶ年御請領被遊候事
- 一、權現様御六男松平竹君様後石見守慶長七年より同九年甲辰まで三ヶ年の間右の五萬石御請領被遊御所替被成候事
- 一、青山播摩守殿内藤修理殿爲御代官慶長九年甲辰より御藏所成同十四年己酉土井大炊頭様御拜領に付右五萬石御引渡被遊五年の間御藏入成候事
- 一、土井大炊頭様慶長十四酉年より五萬石御請領佐倉半作の御城御持被遊然る處兩

御所様佐倉へ二度御鷹野に被爲成候節御城御上覽普請成就に於ては天下に三ツの可爲城の間彌取立候様に大炊頭様被仰付同十六辛亥年正月十一日鋤始有之御再興七年目に成就可致旨申傳候事

- 一、慶長十九年翌即ち元和元年大阪の兩陳大炊頭様佐倉より御出勢供奉被遊此時高五萬石なり御陳の後十萬石御加増本知行高十五萬石の御領主となり寛永十癸酉年古河え御所替被成候 但廿五年御領被遊候事
- 一、間官彦次郎殿市川孫右衛門殿彦坂平九郎殿御代官として寛永十年大炊頭様より御請取翌春まで御公料に成る事
- 一、石川主殿守様戊春より七萬石にて御拜領佐倉御在城寛十二亥年まで一季御請領江劔膳所へ御所替被遊候事
- 一、松平紀伊守様同年秋高四萬石にて御拜領御在城同十四丑年にて二ヶ年御請領御病死被遊候事
- 一、御息若狹守様御讓地高四萬石御拜領寛永十七庚辰年にて四年御請領高槻に御所替被遊候事
- 一、野村彦太夫殿南條宗右衛門殿八木源七殿御代官にて御請領同年より寛永十九年ま

て御公料に成る事

一、堀田加賀守様同年高十五万石にて御領拜佐倉御在城慶安四年辛卯年まで十年御請領大猷院様御他界に付御供服被遊候事
一、堀田上野之介様同年より萬治三庚子年まで十年御請領同霜月御改易脇坂中務大輔様へ御預入に被爲成信劬飯田に御越被遊此時江戸より佐倉御城請取の上使朽木民部少輔殿御城番安藤對馬守殿新庄越前守殿其外御目付衆彼是御越被遊御代官關口作右衛門殿開登治郎兵衛殿八木治郎右衛門殿深井喜右衛門殿にて御請取翌午の秋にて一季御公料に成る事

一、松平和泉守様寛文辛丑の秋高六萬石にて御拜領佐倉御在城延寶六戊午の春にて十八年御請領高七万石にて肥前庚津え御所替被遊同五月廿五日大久保加賀守様は御城渡和泉守様御家老水野宗右衛門牧野十郎右衛門より引渡之加賀守様御家老杉野平太夫大久保彌右門請取之江戸より御上使松平孫太夫殿保田甚兵衛殿御越御差圖被成候事

一、大久保加賀守様同年春高八萬三千石にて御請領佐倉御在城同八年庚申正月十二日一萬石御加増高九萬三千石天和三癸酉年閏五月六日加賀守様佐倉へ御〇〇同十

六日町郷の名主共上下にて於御本丸に御所入の御禮申上候同廿二日御歸府被遊同年十一月廿二日御嗣君安藝守様新地一萬石御拜領御父子様御領合十萬三千石の御城下に成る事

一、貞享三年戸田山城守様高七萬石にて御城主被仰付元祿十二乙卯年御死去息能登守様御遺領被下同十四辛巳年八月越後高田に御所替被仰付候事

天和三年十二月廿一日

筋隼人常俊

天正十八庚申年より天和三年にて九十四年

小田原陳 御入國也御尋に付御城奉行所へ申上候也

佐倉御城主

土井大炊頭様 佐倉御城御築キ御城主寛永十年古河へ御所替慶長十七年ヨリ寛永十四年四月ニテ二十二ケ年

御公料 寛永十四年ヨリ同十一戌年八月ニテ御代官間宮彦次郎殿二ケ年

石川主殿守様 寛永十一戌年ヨリ同十二亥年八月ニテ二ケ年膳所御所替

松平紀伊守様 寛永十二寅年十月ヨリ同十七辰年十月ニテ六ケ年右ノ内御息若狭守様四年御持被成高槻へ御所替

御公料 寛永十七辰年ヨリ同十九年午八月ニテ三ケ年御代官南條惣左工門殿

堀田加賀守様
 松平和泉守様
 大久保加賀様
 戸田山城守様
 稻葉丹後守様
 松平左近將監様
 堀田相摸守様

寛永十九年午ヨリ万治三年十月ニテ十九ヶ年但午年ヨリ慶安四年四月マテ御息上野之介様御持被成御願ニ付佐倉城并知行被召上候外ニ譯有之万治三年十月御城御渡ナル
 寛文元年丑八月ヨリ延寶六年午五月マテ十八ヶ年唐津エ御所替
 延寶六年五月ヨリ享享三寅年三月ニテ十八ヶ年小田原御所替
 貞享三寅年ヨリ元祿十四巳年八月十三日ニテ十六ヶ年右ノ内御息能登守様三年御持被成高田エ御所替
 元祿十四巳年八月十三日ヨリ享保八卯年八月廿五日マテ廿三ヶ年右ノ内御息丹後守様御持被成遊ヘ御所替
 享保八卯年八月廿五日ヨリ延享三寅年正月廿三日マテ廿四ヶ年右ノ内御息和泉守様御持被成山形エ御所替被
 延享三寅年五月七日ヨリ明治四年九月十五日マテ百廿六ヶ年御代々同年七月十五日諸藩大改革被仰出藩ヲ廢シ縣ヲ被置候ニ付東京ヘ御越被遊被城相成候

第六章 古蹟誌

(一) 佐倉城

本町の西隅鹿島川の東南岸鹿島山の上にあり故に又之を鹿島城と稱す慶長十四年徳川氏土井利勝を佐倉當時佐倉は今の酒々井町に封し命じて此に城を築かしむ其の材は多く根小屋の城材及び江戸城の餘材を用ひたりと云ふ本佐倉の邊とす全十六年正月工を起し七箇年にして成る寛永十年利勝の封を徙して石川忠總を封す全十二年忠總の封を移して松平家信を封す全十七年其の子康信の封を徙し全十九年堀田正盛を封す万治三年其の子正信を配し寛文九年松平乗久を封す延寶六年其の封を徙して大久保忠利を封す貞享三年忠利の封を徙して戸田忠昌を封す元祿十四年其の子忠眞の封を徙して稻葉正通を封す享保八年其の子正智の封を徙して松平乗邑を封す延享三年其の子乗祐の封を徙して堀田正亮を封し十一万石を食はしめ後一万石を加ふ正順正時正愛正篤後正睦正倫封を襲ぎ以て廢藩に至る

城郭塹濠の遺址尙存し規模宏壯印旛沼を瞰下して風光に富み要害の地たり廢藩後陸軍の所轄に歸し明治六年鎮古の軍營を定むるに當り第一軍營第二師管營所を設けられ翌年第一師團歩兵第二聯隊に編せられ全二十九年第二聯隊の東京に轉營するや代て近衛歩兵第四聯隊衛戍したるも三十二年三月再び第一師團歩兵第二聯隊に復す四十二年三月第二聯隊は常陸國水戸に轉營し第一師團歩兵第五十七聯隊其の後を受けて衛戍す越々たる國家の干城を多く輩出したるを以て佐倉城址の名は其の兵營と共に顯はる大日本地名辭典云佐倉町の西にして鹿島台と稱す島狀の丘陵にして東北の二面は壕地を作り市街と相限り西南に鹿嶋川及び之に屬する沼澤ありて天塹を成す猶壘壁の設を其の間に加へ南北の二郭に區分せらる大約長徑十町横徑五町今は兵營とす又云慶長八年以前に謂ふ所の佐倉城は本佐倉の根小屋を指す八年以後佐倉城も荒廢中絶し慶長十五年に至り土井大炊頭利勝の食邑となり新城を鹿嶋台に起し元和に至て成る今の城是なり爾後城主數易す寛永十一年石川主殿頭忠

于信濃國川中島十四年巳酉以土井利勝封之神君及將軍秀忠公再獵于此賞鹿島山之形勝遂命利勝城之去年春正月十一日興功七年而成矣名佐倉城焉○日本名勝地誌云佐倉城は佐倉町字鹿島山に在り蓋し今の佐倉の地舊に佐倉宿の名ありし處なるを以て今尙此山を始め鹿島川鹿島橋の名を存す元來千葉介輔胤の初め千葉より徙つて城を佐倉に築くや今の將門山に於てし本城は千葉氏の末世に及び邦胤の長女東の居館に充てたる者に係り後土井利勝の改築し元和元年を以て竣工せし所あり地勢高燥にして樹木森鬱し三面皆繞らすに深濠を以てする等其要害に富める流石に徳川氏功臣の遺蹟たるを見るべく現時は第一師團司令部の佐倉兵營に充てられたり○古堂

佐倉沿に城在下總印旛郡佐倉鹿島山西距東京十一里北臨印旛湖南阻内地爽塏門面東方左右及背皆懸崖百仞鹿且不得上下而崖下沮洳南西又帶以川實要害處也治承中千葉介常胤屬源賴朝補地頭職始有此地千葉氏世居千葉常胤十世孫康胤徙居于本佐倉九世至邦胤屬北條氏天正中氏政比直來畧下總見此地勝概勸邦胤築城焉於是邦胤始鑄高卑鳩材木將即工會邦胤病死子重胤幼在小田原而與北條氏俱滅以故遂不果城也至慶長十四年巳酉徳川氏封大炊頭土井利勝於本佐倉告曰鹿島山爲要害地果城於此則爲天下三城蓋謂熊本成名古屋城與吾本佐倉城於是利勝以其十六年辛亥起工闢七年而成矣名曰佐倉城遂居於此先是徳川氏封武田信吉及松平忠輝者皆本佐倉而非今佐倉也蓋此城創於千葉邦胤而成於土井利勝也寛永十年癸酉徳川氏徙利勝於古河而封主殿頭石川忠總於此十二年巳亥徙忠總於膳所封紀伊守松平家信於此家信卒子康信嗣十七年庚辰徙康信於高槻城無主者三年十九年壬午封吾宗藩加賀守堀田正盛焉正盛卒子正信嗣万治三年庚子正信得罪配于飯山城無主者又二年寛文元年辛丑封和泉守松平乘久於此延寶六年戊午徙乘久於唐津封加賀守大久保忠朝於此貞享三年丙寅徙忠朝於小田原封山城守戸田忠昌于此忠昌卒子忠具嗣元祿五年辛巳徙忠具於高田封丹後守稻葉正通于此正通致仕子正知嗣享保八年癸卯徙正知於淀封左近將監松平乘邑於此乘邑致仕子乘祐嗣延享三年丙寅徙乘祐於山形而封吾先君相模守堀田正亮於此自是歷正順正時正愛正睦四侯至於今侯正倫明治元年戊辰正月王室中興天下諸侯皆奉還封土今侯亦然仍爲藩知事居於此四年辛未七月朝廷廢藩置縣今侯乃去而城遂亡矣蓋自慶長十四年至此二百六十有三年而九易主城舊設三廓與外廓而

四三廓皆穿隄外廓獨蓄水而每廓皆植以杉樹至翁鬱掩天及後置鎮台於此悉伐而楮之識者惜焉論曰徳川氏之封也諸侯有外諸侯有内功臣之封不過二三十万石使足以折衝侮其外而不得以顛顛於其内其外諸侯雖或踰百萬石然多封宗族據其阨塞以鎮壓其邪心是其制内外輕重之勢以禁姦備亂可謂密矣然而及至後世其待内功臣則謬矣徒慮使之而不知恤之故少有過差輒易置其封使之困頓疲弊殆至不能存如吾佐倉未滿二百年而九易其主其他皆莫不然是故戊辰之役以數百諸侯不能抗一薩長土之師雖錦旗所指不得不然亦無不由困頓疲弊之所致也向使内諸侯國富兵強則其成功未必如此之容易也雖然此亦天之所以祚王室也歟○遊歷雜記云下總國印旛郡佐倉は舊名は鍋木村といへる今は堀田相模守の居城たりされば八町坂をとりてより凡六七町を過て兩側の足輕但三四町あり櫻井坂より兩側町一二町を過並木の間に凡三町左右に耕地を見て板橋に至る長さ十餘間是印場の沼の枝川也是より東北の茂林の中に三重の矢倉見ゆ此あたりの風色一品にして面白く既に堀ばた四五町を過片側町の左手玉井坂の下西向に大手の門あり作事低く甚廉悪たり宜なる哉常に公の御城廓の嚴重に眺目細かなるを平生見れば也斯て北の方玉井坂を登りて家中町二三町を過て本町にいたる是城下の町並にして商家旅舎軒をつらぬること凡十二三町此通り廣く町なみ能といへどもさひしく武州川越の城下に比れば繁昌と町々の家は川越に十倍倍まされりよふべし左はいへ予玉井坂の下より右へ細小路を入て左に添三四町にして鍋木村重願寺へ眞言宗に所縁あれはたちより何方此方を見めぐりしが此所玉井坂の東うしろに當りて東西の二方は深田多く是城のふどころにして搦手は玉井坂の上本町に見ゆれば此城は狭きにあらす凡三重の矢倉を見し處よりは四五町もあるらん残り大手の方は印旛沼を前にせし山城なれば要害に於ては究竟といはん歟

(二) 將門城址

將門町將門山にあり○大日本地名考今酒々井町の西本佐倉の北なる一丘にして根古屋といふ一書に舊名きべといひ古典に壘壕の遺址歴々として存す○誠田本佐倉城址大手は今の穢多町の邊二三門は今明神社の華表の所なり長藤中馬加康胤の子輔胤千葉より此に移りしより九代重胤に至り天正十八年七月小田原と共に城陥り八月久野三

郎左衛尉宗能此地に封せらる慶長年中民部少輔宗秀遠州久野へ所替して廢城となる此將門山の地は承平の昔平將門の構せし址なり普通本今昔物語興世王の執事佐倉太郎とあり輔胤其古址に據りしならん按佐倉風土記に「徳川公廢將門山文祿元年封武田信吉于此建館於本佐倉大堀居之」また「慶長十六年鹿島山興功七八年而成矣」とあれば大堀と云ふは清光寺に接する別荘にして城壘とはなし難し又久野宗能天正十八年入部其子宗秀文祿元年□□へ轉し武田万千代信吉の弟佐倉四万石を賜り慶長七年に至りて常州水戸城へ移る松平竹麿忠輝七男の代りして佐倉に入部せしも一年にして信越に轉封せられ佐倉城廢す即慶長八年なり

天正十八年豊臣太閤陷小田原遷東照公封於關東東照公遣使者殉二總房常七月十一日使者到櫻城二總房常之地屬小田原者所在四十八城皆降先是地方士人相共期與西兵血戰至此無一人戰者西兵氣勢壓東陸卓立將門山上旗四十八城降同日也無個是男兒

○新撰佐倉風土記云在本佐倉村根古屋距佐倉舊城東一里許平康胤自承宗家築城於此其子胤持卒輔胤嗣自千葉移于此以下歷胤孝胤勝昌胤利胤親胤胤富至邦胤微弱尤甚獨長臣原氏振武威領小弓白井二城後邦胤屬北條氏而後又爲其婿以故相親善氏直使邦胤築城于鹿嶋山而城未成以天正十三年五月七日卒其子二人曰重胤曰利胤利胤繼粟飯原氏之後十八年豊太閤之攻北條氏也重胤年十五卒家士一万援北條氏禦相州湯本口既而北條氏滅千葉氏亦從而亡是年八月東照公封久能宗能于此慶長七年轉封遠江國久野而封松平忠輝于此同八年遷于信濃國川中島十五年庚戌以土井利勝封于此使利勝改築城於鹿島山工成徙之

第七章 墳墓誌

(一) 平重胤墓

海隣寺にあり重胤は邦胤の長子なり天正十三年嗣となる全十八年豊臣秀吉小田原を征す千葉氏北條氏と俱に亡ぶ重胤時に年十五

(二) 堀田正睦墓

佐倉町内新町甚大寺にあり舊佐倉城主にして堀田備中守と稱す封を襲に當りて心を藩政に致し大に治績を擧げ累進して老中の首班となり外交事務を掌り開國論を持して遂に時論に合はず志を得ずして元治元年三月薨去せらる○新撰佐倉風土記云在佐倉町甚大寺有誌曰公諱正睦號見山紀姓堀田氏自性公諱正時之子而於謙良公諱正愛爲從祖父文政七年謙良公疾病無子臨薨乞公爲嗣明年襲封佐倉十一万石叙從五位下十二年爲奏者尋兼寺社奉行天保八年轉大坂城代叙從四位下未之任擢儲君加判列侍從十二年遂拜加判列任大政十四年遷溜詰格既進溜詰安政二年再爲加判列奉使京師再謁天子賜御觸五年有旨罷職明年以病致仕元治元年三月二十一日薨于佐倉享年五十五公歷事文恭愼德温恭三君恩寵隆渥賜賚尤多以故公亦深懷報效力其再執政也西洋諸藩遣使來請貿易是時海內多事公慨然以天下爲己任憂勞尤深蓋當時賴以爲安矣公夙有志於治襲封之初即發新政除舊弊省冗費禁奢侈大設學校以勵士習建立演武塲以講武事方今文政昭而武備修士重禮節而俗尙質素者皆公勵精圖治之所致也其前後任大政也蓋又欲以治其國者推以施天下然而其居職皆不久不得以遂其志業識者惜焉公英明仁恕任賢使能以盡人言在位三十五年士民莫不仰其仁厚之德矣

附 堀田氏功德碑

內務大臣兼議定官陸軍中將兼監軍從二位勳一等 伯爵山縣有朋篆額

皇上御極之四年七月 詔廢藩置縣縣侯伯移住東京當是時和拜牧民官後遷元老院議官今又爲山形縣知事並任之初村山郡四十六村父老持狀來謁曰本土舊係佐倉藩主堀田公采邑世有善政民景仰所葭將樹石以代甘棠敢請撰之文和按其狀貞享二年堀田氏第二世常樂公正仲自古河移封山形食十萬石亡幾轉福島元祿十三年第三世慈德公正虎復歸封至第五世青雲公正亮又轉佐倉實曆十三年更併領本土四萬石置吏於柏倉治焉本土民人被堀田氏德化前百六十年尤愛戴第九世文明公正睦公聰明敏達入爲幕府輔相常謂理天下者宜先理其國事關大政者載在

盟府今姑就本土舉之天保癸巳夏冷下稔公豫慮饑饉儲粟民果免災嘉永癸丑大早有蝗公發庫賑濟民不知歎
公尙憂其不富修治陂池開拓田野又置社倉以備凶荒教陶器以助產業施種痘以夭折皆貸給其資若夫養老旌孝興
學聽訟諸政莫弗具張隣境延望願爲我侯蓋能任郡宰田內成伸之賢也成伸惻惻無華有古循吏風先公二年死元治
三年三月公亦逝焉民哀痛如喪父母世子正倫公襲封民屬望紹述而藩廢焉正倫公之將納土赴京師諭曰汝等累世
與我祖宗相爲君臣我克撰而汝克順今也時勢斯變運值鼎新撤封建爲郡縣汝等謹體 朝廷之仁戶賜金若干且免
前所貸給數萬金民皆與涕泣而已和歎曰嗚乎有是哉堀田氏之功德乎於民心和普知千葉縣亦管佐倉行部問其俗
則遣政修明流愛弗竭絃誦四聞民曉事理近時贊文明文化者多出於其地本土與佐倉南北際離不啻風馬牛而治績
若畫一可以知其德化之遍矣因謂往時封建三百侯伯各爲其治雖寬猛不同然要不若今日王政一視同仁也和雖不
肖戴欽 聖天子之明德以治民地方車轅所向衆相歡呼而本土之民弗遺堀田氏如此其唯思舊故能服新和嘉其忠
厚淳樸乃聽所請作頌俾其歌之頌曰

堀田公兮堀田公 佐倉柏倉稻梁豐 載獲濟々實其積 斯主斯伯世勸農 崇墾櫛比開百室
婦子亦皆說恩洪 比無數兮彼無惡 夙夜之學可永冬 於公賢矣察大勢 乃解厥職還厥封
天子率育無疆界 陳常時夏國本充 公在公在天子側 更錫伯爵寵命隆 山形縣知事正四位勳三等 柴一原 和 撰
明治二十年三月 堀田正倫墓 內閣書記官正五位勳五等 巖谷 修 書
佐倉町內新町甚大寺正睦公墓側にあり明治四十四年一月十一日享年六十歳にして薨去す 詳細は卷一及び卷二農
事試驗場の條を見よ

謂人曰今日見文學吉見翁蓋然而心醉蓋其悽悌慈祥之氣傾蓋間尙且動人者如此其在官六十餘年歷事唯心公自性
公謙良公今主以寬大仁厚解然至其當大事蒞大節則侃々評論毫無所回避以故無權官小吏敬而愛之推以爲鉅人
長者及其卒也一藩士無弗哀惜焉先生諱賴養字伯恭南山其號其祖先曰近江世居常州鹿島郡守銜田堡屬佐竹侯至
孫諱茂初仕我不矜公賜祿二百石子孫承家至今考諱賴綱妣隱岐氏先生十五襲考祿百石爲給人累遷至郡奉行轉勸
定頭徙居江戸藩邸文政初公室費用尤多資財空乏謙良公命先生等數人省冗費革裨政以功加賜祿二十石遂進班先
手物頭天保初佐倉大興學校學政一新以先生碩學又加賜祿十石除側用人加無足支記兼温故堂教授成德書院總裁
復歸佐倉教誨諸生循々誘掖專掌學政於是一藩士弟翁然皆勸于學主公嘉之褒寵優美屢進班至大寄合無幾何除藩
頭尙兼教授總裁名望益高嘉永五年先生年七十四主公以其服官數十年歷勤無過功勞尤多特進班年寄歸文武總裁
日命曰汝我元老若有老臣商議及汝者汝宜盡言勿有辭謙先生拜命之辱賦詩自戒曰平生碌々愧無能祿位逾人分外
昇君澤如斯何以報戒哉戰々兢々夫以先生之篤厚文行猶且自卑下而警戒如此則其平生所養者可知耳安政二年以
老力請致仕子賴志襲祿四年丁巳十月晦以病卒年七十九葬於城外大聖院之原配石川氏三子長即賴志次之壽次吉
享皆出嗣他姓三女一天余皆適人先生博學強記於書無所不讀懽堂松崎翁常稱其學德其他往々爲儒先所推其以老
辭職朝夕披卷欣然誦讀以是自娛不知日畧之在桑榆也及病臥于床性命危篤猶手不釋卷其好學蓋出於天性而然先
生既逝賴志稱其遺命來曰先人之易質命賴志曰吾死墓碣之文屬之平野伯敬使之略紀名字履歷亦足矣謹而虛美乃
翁以傳笑於後敢以請嗚呼吾與先生嘗同在學官固嘗受其匡教訓誘者義不可以謗劣辭也於是乎述安政四年丁巳十
一月卒野重久撰文

五 鈴木清助墓 延覺寺にあり傳記の詳細は人物傳に旌烈の碑を建つ今之を載せん 農商務次官從三位勳三等 石田 英吉 撰
旌烈之碑 語曰仁者必有勇仁而勇如我鈴木君洵足深稱焉予之知千葉縣也君奉職巡查在佐倉警察署明治二十三年四月四

口謹官金致之於千葉有一漢以毛布纏身追躡而來君察其爲賊目脚夫齋金者戒之到夫婦坂天既薄暮林嶽黯黑四無人影賊忽發短銃射中君臂君拔力薄之賊遂巡連發三丸又傷君腕君怒追擊數十步蹙諸茶畦斫其左肩將殺之謂此惡漢狃于凶暴當縛而鞠之即舍刀捕而伏之縛其左手將奪右手銃賊又發銃中君腹君被重創三流血淋漓而勇氣益加遂縛之賊亦出死力引繩繩且斷君急解縛縛之賊窘蹙連呼夥黨來援君謂是誑之也不以爲意於是賊低聲求哀且奴罪固抵當死然所以行此者亦有微志在君幸放奴奴必以千金報之君叱之拘去半里許一民家伏賊於地覆以大浴盤慮夥黨或來手刀防護焉因馳使告急於千葉警察署先於是脚夫見君危馳告於警察署署長督部下來援則事既定矣乃受賊扶君而歸入醫院療創時夜已二鼓也其翌予與僚屬就院勞問君改容且陳前狀瞭如指掌予與僚屬皆感動命給褒狀及金若干超昇爲巡查部長越五日創劇遂以是月八日歿享年三十有一即日送柩其鄉佐倉郊送者三百余人明日葬延覺寺會葬五百餘人皆嘖々嗟稱莫不悼惜焉君家翁嘗爲川崎銀行員在佐倉支店客歲四月使脚夫致官金於千葉途爲賊所奪官探問之未得蹤迹翁每憤恨君慰之曰兒必獲請勿勞心至是官得巴鼻差吏檢賊家君喜曰此可以慰家君矣君曩不殺賊於危急間者其爲此耶君在醫院有親故來見惟話遭難事會無片言及私者臨歿恍惚尙向人曰吾病癒則出器具狀亦可以知其篤於奉公矣君諱直政稱清助下總佐倉人家世仕舊藩主堀田氏父曰直吉鈴木氏母片岡氏君其第四子出爲佐藤某義子後有故復籍別成家十五年爲巡查十八年爲監獄看守後復爲巡查妻古川氏去冬舉一男孱勞未痊聞君物故悲哀尋歿男名振作繼家君爲人真率不修邊幅沈實不好議論赴人急如拯水火嘗在東京見群童游泳而一人溺便挺身援之又有舟人苦扳鐮者直沒水扶之君立仁且勇蓋其天性云君少從宮崎氏受經學長學拍浮於笹沼氏擊劍於夏見氏後學拳法於戶塚氏門弟傑士者四人稱四天王君其一也君自知不起謂人曰吾平素講武以此死于公事無復遺憾合掌而嘆嗚呼世之以勇自奮而臨事易操者多矣其能仁存勇義抵死不變如君者豈特警吏之鑑鑑云哉頃者有志者相謀樹碑墓地請銘銘余固深感君之爲也故不敢辭銘曰

豐碑深刻 傳名久遠 斯石或蝕 厥名弗泯

明治二十四年四月 內閣總理大臣從二位勳一等伯爵山縣有朋篆額

第八章 名勝誌

(一) 鹿嶋山

鹿嶋城のある所鹿嶋川の東南の丘陵なり印旛沼を瞰下して風光に富み要害の地たり○新撰佐倉風土記云在舊城中今設陸軍營所於此舊有鹿嶋神社當置營所時移之子他舊風土記曰鹿嶋神社在郭内未詳創建年時以上名鹿嶋下鹿嶋橋觀之知其爲古蹟

(二) 鹿島橋

佐倉より角來に至る鹿島川の下流に架せり今橋は四十一年十二月縣費七千二十七圓を費して架換へたるものにして木造長廿間幅十七尺なり○利根川角來より佐倉田町へ架すかしま川と云ふ物井川の下流にして是より東一里余にして印旛江へ入る

(三) 野狐臺の梅林

野狐臺町農事試験場を北に距ること數十歩に在り舊藩堀田正睦の遺愛にして滿園の花樹數百株皆其の種類を異にし花時の候妍を競ひ美を誇り人をして仙境に遊ぶの想あらしむ

(四) 野狐臺の馬市

舊佐倉藩は牧畜に意を致し且つ領内農民の便を計り各地の産馬を購入して年賦拂下をなし來りしも廢藩と共に其の業廢絶して農家は農馬供給の便を失ひたるを以て明治六年再び之を復興し毎年春秋二季野狐臺に馬市を開き其の農馬に適するものを買上げ農家の其の資乏しく一時に購入すること能はざる者に低利年賦償却の法を以て拂下けをなし以て其の便を圖る

第九章 人物誌

正六位勳六等 岩佐爲春書
堀田大吉鐫

(一) 平賀保秀

(地理考)

平賀保秀佐倉人也號舟翁稱甚十郎善天文地理之學水戶威公聞而聘之及義公代立公憂其城東市土薄水濁其味苦惡市民苦之就國之初首擢保秀為割物奉行命為新榭先是威公之時引吉田之池水以贍市中而所及不廣保秀乃相筮原之地有寒泉其味芳甘因以銅龍受甘泉泉自龍口吐蓋避砂土也阪下左右又有泉四所匯而會於一為匿溝而導之水田地中行透迤東北偏于市中各所鑿井汲之水道凡三千七百九十五步而所流旁出則不與焉用夫二萬六千人費金僅五百五十余兩而工役告成市民萬口至今所以朝夕資飲食而無患者保秀之功也以功增祿五百石後為郡宰亦能盡地力撫民有方郡人稱為古今良宰第 子某襲職有父之風云 幽谷浴龍泉 記常陸人話

(二) 澁井孝德

澁井孝德字子章號太寶稱平右衛門武藏崎玉郡人也年十四師井上蘭臺蘭臺嘆其勤學曰學而不厭唯有之子年廿四釋褐於佐倉藩 堀大藏 大輔正亮 為伴讀受祿七十石學愈進名日著性慎密謹厚精覽經史好讀本邦傳紀著國史八十卷建官考一卷讀書會意四卷世手本若干卷紀平洲閣之謂不讓林鷲安澹泊後侯為大坂城代孝德從焉擢為老職以參政事祿二百石天明八年六月十四日病卒於大坂官舍年六十九葬生玉寺孝德為人與物無忤入則蕭然筆著以終日出則欣然詩酒以終席平居儉素嘗遭災後作室僅蔽風日人欲助修之謝煩不可凡父兄之所貽衣劍什器終身不改其制語及父兄之事雖屬飲宴之時愀然有憂色其事君也每有所獎匡而人未嘗其聞所言也其誨子弟不敢苟反一言有過儼然告諭必使其恩而得而止其所論述經史非有請者則不敢示人誦其說亦甚謝人疑其義亦不甚辨同時知交秋玉山瀧鶴臺等皆稱其志行卓絕云弟伴七亦篤學有大室之風所著有世免天者草若干卷 先哲叢談後篇 正名精言 續近世叢語 古老語

(三) 磯部昌言

磯部昌言字某蓋佐倉人也為稻葉侯行軍使通國乘嘗奉藩侯命作千葉家傳題曰總葉概錄其叙曰鹿島山城者千葉氏故墟也慶長中台德公再築于此以大炊頭利勝封焉爾後宗室世臣代封元祿十年以來我拾遺侯 正 及朝散侯 正 相嗣襲封侯謂千葉氏奕葉之望族而且先封之主矣其興亡不可不知於是搜索封內舊籍有年於此然東郡全文物鮮足徵者偶

關曰井圓應寺所藏近世編錄書事略文迂不足備大方之覽是以命臣昌言補正之臣伏拜命以圓應寺記為本補以東鑑諸書及古老口碑編錄進呈夫諸侯在其地面祭先主之無後者禮典也昔者太古封齊祀爽鳩氏之屬侯稽古右文竊有取于此豈唯好事而已哉亦可以知仁厚之余也著佐倉風土記一卷頗有所考信 總葉概錄叙 伊郡許 理命墓碑 古老語

(四) 菱川

菱川實字大觀號岡山稱右門備前岡山人 或云 浪人 仕佐倉侯為教授享和三年歿年五十六所著有正名緒言秦嶺館文集 秦嶺館 其堂號

(五) 佐藤泰然

諱は信圭泰然と稱す其家世々羽前莊内遊佐郡升川の豪族たり父信隆江戸に來り田邊氏を娶り二子を生む長は即泰然にして次は信庸と云ひ父の家を相續す 泰然為人高明率直なり夙に醫道に志し足立長雋に從て泰西の醫術を學ぶ長雋常に授くるに譯書を以てせしが故に更に原書に就き其奧義を究めんと欲し高野長英に師事す天保五年長崎に至り甲比丹尼曼を帥とし夙夜研鑽を怠らず居ること四年業大に進み新に外科術を案出し斯界に一機軸を出せり即ち江戸に歸り醫を兩國藥研堀に開く名聲顯著にして治療を請ふ者常に彙集し就て學ぶ者林洞海南洋三宅良齋あり後各一家をなし世に名あり十三年佐倉藩主紀文明公其の偉材を聞き之を聘す是に於て長女を以て門人洞海に配して其家を譲り良齋と共に佐倉町に來り順天堂病院を建つ遠近の病客相踵て至り院中常に虛室なし年既に五十余五子あり皆瑰奇當代に名あり而かも先生常に曰く苟くも醫者たる者其の術精妙ならざれば即人を拯ひ世を濟ふこと能はず然るに今世の醫を業とする者其術の優劣を問はず其子を以て業を繼がしむ子たる者亦圓顯道眼傲然抗顏自ら醫と稱し人も亦其性命を託して怪ます誤れりと云ふべしと門人山口舜海を養ふて子とし其後を襲がしむ安政年間鎖港攘夷の論沸騰し世論囂々たるや書を文明公に奉りて宇内の大勢に鑑み開港講和の止むべからざるを論じ且兵制を釐革せんことを説く文明公之を容れ他藩に卒先して其の兵制を改めたり明治五年四月病を以て

東京に歿す享年六十有九王子山下梶原村に葬る門人縛を執る者百餘人遠近に來り弔ふ者其の數を知らず方今天下以醫鳴者何限而余以佐藤氏爲巨擘而其淵源之所由蓋在於笠翁先生不在於泰然先生豪傑之士也夙以和蘭外科醫揚名海内亡既十九年今茲其孫舜海與兄進相謀欲建碑於佐倉以不朽之寄林洞海所書行狀使余經緯之曰先生諱信圭姓佐藤氏泰然其通稱也其家爲羽前莊內遊佐郡升川邑之豪族以系出於三郎兵衛諱嗣信藩世免租稅考諱信隆來江戶娶田邊氏生二子長即先生次曰信庸承後先生少時冒母族姓和田氏事幕府旗下之士伊奈氏先生爲人高明率直謂方今拯人濟世莫醫若矣而修軒岐之遺規不如修泰西之醫術時江戶有足立長雋者以和蘭醫名於世於是先生執贄事之從遊有年然長雋特以譯書教之先生以爲非讀原書難究其奧旨而難得其帥會高野長英自長崎來江戶長英善讀和蘭書且善醫於是先生欲留長英于江戶以受其業爲經紀其家甚厚長英深感其意許其請且爲門人長英聲名固著於江湖其以新來江戶執刺來見者陸續不絕而長英性又疎豪且嗜酒乃晝夜會客談論醉飽不復事教授於是先生欲去游長崎以得良師天保五年乃辭伊奈氏至長崎王家街末永氏之家和蘭書就本國人甲比丹尼曼氏學之而其所不通者質諸大石良逸崎陽善醫者也居四年其業大進即辭而歸江戶復其本姓開醫於兩國藥研堀街名聲顯著請治者彙集於門下游者如林洞海岡南洋三宅良齋皆門中錚々者後各爲一家名於世矣十三年吾佐倉紀文明公聞而聘之於是以長女配於洞海且讓其家以繼業獨拉良齋至佐倉當是時吾邦以外科業醫者有三派曰栗崎吉雄檜林栗崎氏稱南蠻流吉雄檜林二氏稱和蘭流又有花岡流者皆墨守二百年以前之古法不能出一機軸而先生本和蘭書發明日新之術不復踏襲三派之跡也迄其來佐倉首建順天堂以治病客遠近病客相踵至院中無虛室先生年既五十余矣有五子皆瑰奇足以成一家然先生常言曰苟爲醫者其術不精妙則不足以拯人濟世余見今世之業醫者不問其術之優劣必以其子繼其業而爲子者亦圓顧道眼傲然抗顏自稱醫而人亦託其性命而甘心焉吁亦誤矣夫欲不墜聲則莫如擇其人而襲其業何必其子時門人有山口舜海者小見川藩醫甫仙長子爲人聰明先生曰之子也足以託吾後乃乞而爲嗣襲其方是之時米利堅人來請媾和通有無舉朝皆醜之欲堅拒無納爭唱攘夷之說獨先生知封港銷國之非計乃上書文明公言不如弛禁交通異邦且請製鐵盤編行伍以爲之備吾藩

改兵制者蓋基於此也而諸侯倣之亦多矣未數歲而朝議遂修好於米利堅歐羅巴諸邦以致今日之盛蓋先生非獨明於醫術且洞觀天下形勢以裨乎邦治如是不可不謂有爲之士矣後游橫濱與異邦人交優游數年歸東京寓下谷池端茅街明治五年四月十日病歿享年六十有九卜地於王子山下梶原村葬之門人執紼者蓋百餘人遠近來吊者不知其數先生前娶某氏生二女有故去之其女一適洞海者是也一適三澤良益後娶川端氏貞良多內助入稱以爲賢婦生五男二女長子曰總出冒山村氏仕幕府爲函館奉行組頭二曰順胃松本氏亦仕幕府爲侍醫王室中興爲陸軍醫總監季曰薰胃林氏爲兵庫縣知事第三第四皆先歿一女適白戶某一女適山內某川端氏後先生十六年春秋七十六才以十九年九月九日歿葬梶原村先生之墓側舜海號笠翁果有名聲於天下叙從五位任大學大博士更建順天堂病院於茶溪上笠翁亦奉先生遺旨置其二子養其外姪高和進配以長女以茶溪病院又養門人岡本大道爲嗣襲稱已姓名以主佐倉病院皆有能名不墜其家聲銘曰

世向軒岐獨修泰西
軒岐斯廢泰西斯耀

世必其子獨擇以才
是誰使然先生實導

所見超世識實卓哉
先生之名是傳萬世

方今醫術極精盡妙
石或有缺名則不替

從四位伯爵堀田正倫篆額

續豐德撰文

佐治自謙書

從六位勳五等佐藤舜海建之

小坂光享謹刻

明治二十三年五月

(六) 佐藤尚中

字は泰卿舜海又は笠翁と號す小見川藩の人なり文政十年刻四月を以て生る本姓山口氏父を甫僊と曰ふ内田氏の侍醫たり尚中幼にして奇才あり五歳字を解し七歳書を讀む父之を奇とし藩儒某に就き漢籍を修めしむ長ずるに及び江戸に赴き寺門靜軒に従ひ粗ば書史に渉る後去て醫を安藤文澤に學ぶ嘗て隣坊に争闘して大傷を負

ふ者あり時に師出て、家に在らず尙中乃ち鍼線を縫女に借り馳せ之て創口を縫ふこと二十余刺舉止自若とし
て難色なし師歸り來りて之を見て嘆じて曰く是れ實に國器なり久しく我門に留むべからずと勸めて佐藤泰然
に就かしむ時に年十六泰然尤も外科に長ず尙中其門に入り蘭書を講窮し手術を練習す安政中佐藤氏佐倉藩の
聘するところとなり尙中を從へて赴く爾來患者の治を乞ふ者概ね之を尙中に委す尙中投藥其法に隨ひ奇功あ
り時人皆嘆稱す佐藤氏之を奇とし遂に甫僊に乞ふて嗣となす是に於て佐藤氏を胃し繼で藩の侍醫たり侯之を
厚遇す萬延元年^{庚申}幕府蘭醫百朋^{（本）}を長崎より招致す尙中藩命を奉じて之れに學ぶ夙夜勵精寢食を恐るるに至る
百朋之を嘆稱して悉く其の方を授く其の治命瘡折瘡祝藥副殺皆尙中をして鉞刀を執らしむ業成り藩に歸る百
朋別を惜み外科書數部を贈り賸となす皆泰西名醫の著なり尙中熟讀玩味大に得る所あり歸藩の後學舎を營み
七科に分ち生徒を教授し濟衆精舎と曰ふ別に病舎を立て以て患者を治療す又藩主に請ふて病院及び衛生館を
建つ藩命じて衆醫を招き尙中をして總管たらしめ家格を進めて側用人に班し祿三十口を増す蓋し異數をとな
す幕府辟して醫員と爲す固辭應せず未だ幾何もなくして維新の更革あり明治元年^{庚辰}大學を東京に設け東校を
以て醫學部と爲す二年^巳徵されて大博士と爲り校務を勾配し三年^{庚辰}正六位に叙し大典醫を兼ね是年命を奉じ
至尊に近侍し生理書を講ず四年^{辛未}從五位に進み兼て海軍病院の事を管す尋て大學大函に遷り仍ほ大典醫大博
士を兼ね後議論の合はざるを以て病と稱し致仕し病院を下谷練塚坊に建て名けて順天堂と云ふ後其の狹隘な
るを以て更に大廈を湯嶋に卜築し之に移る是より先き門人高和進を以て養嗣となし獨逸に留學せしむ會業
を卒へて歸朝す是に於て父子協力して益々業務を精研す是より弟子日に増し治を乞ふ者門に相接し順天堂病
院の名海内に遍く尙中を稱して刀圭家の泰斗となす略血を患ひ郡下北郊の別墅に退養す病未だ全く瘥へず然
るに起て患者に接す或は之を諫む尙中曰く衆人命を我に託す我一身の故を以て何ぞ之を顧みざるべけんやと
復た病を養はず遂に長逝す時に十五年^{壬午}七月廿三日なり享年五十六東京谷中天王寺墓域に葬る尙中資性沈毅
なり嘗て曰く論精にして術疎あるは學士の通弊なり而して外科最も甚しとなす乃ち之を實地に試み剝破抽割

手に隨ひ刀を運らし其卵巢水腫を裁開し或は皮肉を剝取し鼻缺を補ふ等未だ拜醫の爲さざる所を爲す其名
爲に海外に達す碑文明治
百餘傳著す所の外科醫方濟衆錄等の諸書世に行ははる

(七) 佐藤舜海

佐藤舜海先生頌德碑

嗚呼先生美德偉績固不待稱述而傳也然爲此舉者有可大嘉焉一日門人相議欲建壽珉以頌其德請之先生再三
遂見許囑簡撰文簡於先生固受知遇矣誼不可辭乃叙曰先生幼名謙治改道庵後稱大道號梧堂舊佐倉藩醫岡本千春
君子年甫十七入順天堂佐藤尙中君門研學多年名聲夙現慶應之末拔於衆扈從藩主人京師先生時廿有六歸後益研
精醫術明治二年尙中任大學大博士赴任東京養子進君學醫獨國業成而歸使之繼爲院主即東京順天堂是也於是乎兩
年三月尙中君辭職設立一大病院於東京會養子進君學醫獨國業成而歸使之繼爲院主即東京順天堂是也於是乎兩
順天堂之名諱海內矣七年七月任陸軍軍醫奉職佐倉軍營尋叙正七位十年西南變起四月奉命赴大坂陸軍病院竭力
以醫負傷者九月亂平凱旋兵士往徃罹虎刺刺病勢猖獗先生更承命轉西京避病院專療之其勤勞可知矣十一月歸
任佐倉十一年大藏省管轄下總牧羊場教師來人稱斯氏爲賊所傷先生承陸軍省命施治術其瘥也本邦在留同國人李
僊得等連署裁書致謝意添以大藏卿親書且贈以珍品十四年佐倉順天堂新築病院成是年任二等軍醫正尋叙從六位
十六年叙勳五等賜雙光旭日章十八年轉任東京翌年五月歸任佐倉營所病院長二十二年憲法發布之際參列於宮城
六月以疾辭職二十七八年征清之役復應徵拜佐倉陸軍豫備病院長兼療清國負傷者矣慰勞賜金若干任陸軍一等軍
醫正明年叙正六位和成罷職先生之奉職陸軍也旁勤地方醫會頭有年矣嗚呼先生以不世出之才夙立濟生之志覃
思研鑽進德修業養祖父泰然君嘗曰尙中之門有二翹英一曰進一曰大道譬之兩手不可少其一焉二君果有今日之樹
立矣先生名望已崇負笈來學者陸續不絕乞治者遠近輻湊先生資性恭謙未嘗疾言遽色其接人也藹然有容其奉公也
忠厚謹慎其居劇職也未嘗見神倦力頓其待諸生也寬嚴得宜造就有法故其門多達材今茲先生齡耳順而尙健康語曰
知者樂仁者壽先生知而仁從今迎華申古稀之春終將躋仁壽之域焉其如此彭祖青鸞之壽豈難望乎哉頌曰

雅野如海 浩平宏宏 寬恕容衆 發自忠誠 繼續師家 神秘自得 心操仁術 手即醫國 濟生周密
 知幾入微 德輝所及 衆心服歸 榮顯特達 百祿是荷 令聞廣譽 文繡在我 東海之上 播湖之鄉
 勤勤金石 盛德洋洋

明治卅年五月九日

從五位伯爵堀田正倫篆額

續 簡 撰 文
 齋 藤 利 恒 書 小坂光享刻

先生明治四十四年十二月病を以て歿せり

(八) 鈴木清助

氏は佐倉町裏新町の士族鈴木右衛門氏の四男にして萬延元年四月廿八日舊佐倉城外下袋小路に生る天生剛毅沈直其事に當るや不屈不撓敢て艱難を辭せず故に逸事の以て記録すべきもの頗多し氏少年の時同郷鹿山學校に入り小學科程を修め傍ら同藩士宮崎重賢に就き經學を受く又水練術を藩士笹久八郎に劍術を夏見又之進に柔術を菊間藩士戸塚彦助及び其嗣英美に學び就中柔術に對しては既に揚心流の目錄を受領し當時戸塚門四天王の一と稱せられたりと云ふ明治十四年の頃東京日本橋區濱町海岸に水泳場を設け親ら教授の任に當り大に斯道を奨勵す而して氏の門に入る者三百余名に達し甚だ盛なりしと云ふ當時其の沼岸に於て水難に遭遇し氏の爲に危急を救助せられたる者亦尠からずと全十五年十一月頃感ずる所ありて本縣巡查を奉仕し至十八年四月本縣看手に轉じ至二十年九月再び本縣巡查と爲る是年十二月佐倉警察署任勤となり夙夜職務に鞅掌し大に衆望を得たり時に全二十三年四月四日川崎銀行佐倉支店より千葉銀行へ發送する國庫金二萬二千八百圓に對する護衛の命を受け全日午後四時任地佐倉署を出發し川麻郡千代田村栗山新田に至りたる時途に頰冠りを爲し萌黃の毛布を身に纏へる一人の男追尾し來り行くの動靜を窺ふもの如し氏其の舉動を怪み先之を通過せしめんと試みたるに彼又氏の後にあらんことを望む様子なり茲に於て倍々疑を容れ彼に對して行先地

を問ふに其の應答中甚だ怪むべき廉あるを以て彌よ／＼曲者たることを鑑定し同時に金を齎らす脚夫に目を以て之を警戒せしめ氏も亦手套を脱し劍柄を扼する等用意警戒しつつ千葉郡都賀村宇原なる夫婦坂を越えんとする時天既に黃昏の刻なりき此の時彼忽ち短銃を發し氏が臂骨部を射撃したり氏拔劍之に應ず彼逸巡しつつ三丸を連發し一九氏の左腕上節部を傷く之に屈せず倍々勇氣を鼓し追撃する數十歩にして彼を路傍の茶園中に於て其の左肩に一刀を加へ將に之を殺さんとするに蒞み謂へらく之を生擒する能はざるが如きは警吏の恥辱とするのみならず彼惡漢兇暴に狙るれば當さに縛して其余罪を糾問せんには即ち刀を捨て捕て之を組み伏せ彼の抵抗を拒き／＼其の左腕を握り捕繩を打つ繩切れ又爲す能はざるを以て繩を解きて之を縛し其の右手の銃を奪はんとするや彼又二丸を連發し一九は深く氏か下腹部に中つ既に重傷を被る前後三たび液血淋漓身体衣裳皆朱殷なり然れども氣力毫も撓まず竟に彼を上手下手に縛す彼窘蹙連りに余黨の援を呼ぶ氏謂へらく是誰ならんと敢て意と爲さず當に之を引立てんとするに蒞み彼低聲以て曰く只今怪我は爲されざるやと再三す氏負傷せしことを告げん乎徒らに彼が氣勢を増さんことを慮り答て曰く我怪我なし若し負傷せんか汝が罪も重かるべし然れども事之に及ばざりしは汝の幸にして此罪や輕し憂慮する勿れと彼又一段聲を潜め哀訴して曰く尊君の膽力實に驚くべし然れども今奴を捕縛するも其功は僅に一等若くは二等の昇級に止まらん固より奴の罪萬死に當れども此れを行ふ所以のもの亦微志のあるあり君幸に奴を放たば奴誓て千金を以て之に酬へん故に曲て釋されんことを乞ふ氏微笑しつつ答へて曰く敢て心配を要せずと且つ慰め且つ叱し雨後の泥濘にも拘らず十余町を拘引し同村の農家に達し彼を地に伏せ覆ふに大浴盤を以てす蓋し若し余黨の來らんか一刀の下に之を刺して彼に當らんとするの用意に出でたるなりと云ふ而して其の家を叩き主人に囑するに急を千葉署に致すべき旨を以てす是より先き脚夫か氏の注目に依り警戒せし折柄氏が賊の爲に一九を受けたるに驚き倉皇馳せて之を千葉警察署に告ぐ署長岡耕三郎部下を督して來りしも既に事後に屬せしかば乃賊を受取り氏を扶けて人車に乗せ歸りて千葉病院に入れ創傷を療す時に夜既に二更なり氏病院に在ること二日

其の間毫も精神に異状なく且つ石田知事羽生書記官渡邊警部長及び鈴木氏並に親戚其の他數多の人の慰問を受くる毎に容を改め遂一遭難の顛末を陳るの外敢て私事に及ばず人皆其の膽勇且つ職務に熱心なるに感動せざるなし官其の公務に盡すの故を以て特別賞金參拾圓を賜ひ特に巡查部長と爲す蓋し異例に出づ又賊は千葉始審裁判所に於て最初本名を隠蔽せしも竟に下總國下埴生郡豊住村大字南羽鳥平民淺野與右衛門なることを申立て且去る明治二十二年四月二十三日同川崎銀行佐倉支店より千葉銀行へ遞送する國庫金七千余圓をも前記場所にて掠奪したることを陳述し且つ千葉警察署に留置中看守の巡查に對して曰く余を逮捕せる巡查は實に仁者なり當時余を追ふて其の退縮せる所に突き入り力を眞向に振ひ上げられし時余の身体は既に頭より眞二つになりしと思ひしに忽ち刀を投げ捨てて余に組み付き尙捻ぢ台ふ中も殺さるべき機會は屢々ありしに之に出でず余を生擒し呉れたる爲め余の生命も恙なきを得たりと感歎し又千葉監獄に勾置中或押丁に向ひて曰く余は嘗て銃聲一發にて巡查の膽を奪ふに容易なるべしと思ひしに測らざりき豪傑の巡查に邂逅し却て生擒せらるる所となり望を達し得ざりしは實に遺憾なりしと語れり依て之を氏に告ぐるや喜色滿面に顯はれ占めた一言せり是れ氏か父鈴木氏は多年川崎銀行役員となり佐倉支店にありて事務取扱ひをなし當時該七千圓を調査し之を封緘して脚夫に託したるに途中賊難に罹り未其の犯人を得ざるを以て常に憤恨しつあり氏之を慰めて曰く兎必ず之を搜索發見せんと故に氏嚮きに彼の強賊を危急の間に殺さす且つ占めたりと言せしは蓋し之が爲ならん乎氏の創傷漸次劇しく遂に是月七日の夜親ら脈を按し最早絶命に近き旨を語り合掌して眠るが如く其の翌八日午前一時四十五分を以て歿す享年三十一即日柩を氏の郷里佐倉に送る者三百余人明日同所延覺寺に葬る會葬する者官民五百余人皆嘖々嗟稱して悼惜せざるはなし

嗚呼烈なる哉巡查の官職たる大にしては國家の治安秩序を維持し小にしては個人の身体財産を保護し勤務の繁劇なる責任の重且大なる而して嚴肅なる規律の下に運動し職を奉する勤勉平生已を持する方正其の一朝事變に際會するや水火の難も辭せず挺身以て難に赴き死を鴻毛より軽く身名を泰山の重きに置き以て本領を全

ふすること夫れ斯くの如し嗚呼死や悲しむべく惜むべしと雖生あるものは必死あり古より克く其の死所を得たるものは芳名天下後世に赫々として其死や生に勝るものあり惟ふに氏の如き誠實義勇一死以て公に奉ず氏克く其の死所を得たるものと云ふべし之れ寔に國家警察の志氣振興の重因にして亦後進の龜鑑たり氏の功勞偉績は富嶽と共に高く其の芳名は東寧の水と共に盡きざるべし人生の榮譽曷んぞ之に過くるものあらんや於是官亦年金と祭祀料若干を賜ひ本縣警察官吏よりは弔慰金若干を寄贈し及び數多府縣の官民より寄贈せられたる書翰金品舉て數ふべからず猶且つ本縣官民斡旋して碑を氏が郷里に建つ其の文並に各府縣より寄贈せられたる書翰の二三を摘擧すれば即ち左の如し

巡查 鈴木清助

明治二十三年四月四日佐倉國庫金出納所ヨリ千葉國庫金出納所へ向ケ金一万二千余圓送付ノ護衛トシテ出發午後七時頃千葉郡都賀村大字原ニ差シ掛リタル際体相怪シキモノ一人追尾シ來ルヲ認メ一應其ノ住所氏名其ノ他ヲ取糺セシニ別ニ怪ムベキ廉ナキヲ以テ之ヲ容ルシ尙行進スルヤ否連發銃ヲ以テ狙撃ヲ受ケ爲メニ重傷ヲ負フニモ屈セズ該賊ヲ捕ヘントスルニ當リ再ビ發砲セラレテ又重傷ヲ負ヒ殆ト絶倒セントスル場合ニ及ンデ益々勇ヲ鼓シ該賊ヲ捕獲シタルハ實ニ本縣巡查ニアリテ未曾有ノ功勞トス依テ爲特別賞金參拾圓下賜候事

明治二十三年四月七日

千葉縣知事從四位勳三等 石田英吉(印)

警發第一四七號

御縣巡查鈴木清助カ國庫金護送途中兇變ニ遭遇非命ノ死ヲ遂ケタルノ實況ヲ詳知シ同人當時ノ働キ實ニ職務ヲ完フシタル其勇膽ヲ感賞シ本縣警部長以下警察官吏一同應分ノ金員ヲ贈シ聊カ同人ノ忠魂ヲ慰メ度難申出候ニ付各自離出ノ金五十八圓四十二錢及御回付候條乍御手数數右遺族へ贈與方御取計相成度此段及御依頼候也

明治二十三年六月十三日

千葉縣知事 石田 英吉 殿

埼玉縣知事 小松原英太郎

四二

終りに臨み一事の記すべきものあり氏が官金護送の途次兇賊の射る所となり創を被り尙能く其の職は完ふし兇賊を捕拿し且つ爲に官金完送を得たるの報川崎銀行本店に達するや頭取川崎八右衛門其の事を徳とし且つ氏が死を悲み全年四月九日特に東京本店頭取役山口俊作氏を派し三百金を贈り遺族扶助の資に供せられたり願ふに望むに厚く報ゆるに薄きは世多く其の人を見る單より其の人已に逝ひて報ゆるに厚き尙如斯は吾人稀に見る所なりとす宜なる哉川崎氏行業年と共に盛に名譽隆り隱然金融界の重鎮たること豈に所以なしとせんや此の義舉鈴木氏の烈と並ひ稱し慚色なきを覺ゆ聊が記して川崎氏の徳を表す

(九) 西村 勝三

氏は天保七年十二月江戸に生る舊佐倉藩十西村平右衛門の三男にして故宮中顧問官西村茂樹の實弟なり氏武門に人となりしも夙に志を興業殖産に致し明治三年兵部省の勸に因り軍用靴製造業を初め和蘭より技師を聘し青年子弟を集めて之を傳習す是れ實に本邦製靴業の嚆矢なりとす尋て軍靴材料及革製造所を建設し自ら渡歐して各般の工業を視察し又技師を歐米其の他の諸國へ派遣して革靴の製法を研覈講究せしめ又嶄新なる製革機械器具を購入して本邦の製革法上に一大革新を興へたり又皮革製造の副原料たる澁液製造所を建設する等益々規模を擴張して作業を敏し費額を低減して品價を優良にし鞠躬經營更に進て米國に製靴所を設け内地人數百人を使用して遂に櫻組改良靴の名聲を内外に博したるのみならず尙其他莫大小硝子及耐火煉瓦製造の業に従事し明治六年以來疊々營々一日の如く斯業の改良發達を圖り今や殆内地の需用を充し其の硝子及耐火煉瓦の如きは現に海外に輸出するの盛況を呈せり洵に氏の如きは實業家の模範たるのみならず國家に貢獻したる勳績實に偉大なりと云ふべきなり此に於て乎明治十四年十二月綠綬褒章全二十九年特旨を以て勳五等に叙し瑞寶章を賜ひ其の功績を表彰せられたり氏四十年一月病を以て歿す享年七十一歳

(十) 勤七の寡婦も

城下本町に勤七の寡婦もと云ふ者あり夫勤七は酒々井町忠左衛門の弟にしてこの家の養子となり女子一人をまうく夫妻の中睦く暮ししが天保九戌年勤七病死すもその時二十五歳母は老いて病多く女子はなほ幼けれどももこれを養ひ母に事ふること怠ることなし萬の事母の言に従ひ己が意を立てず常に業を勵み年貢賦役を納むるにも人に先ち家貧しけれども一錢も人に借ることなし近隣の人その苦節を感じ後夫をすむるにもと答へて言ふやう先夫勤七病中に忠左衛門より借りたる金ありいまだこれを返すに及ばずして歿しぬもし他人我家に來らばこれを返さんとするも心に任せず且知らぬ人ならんには母の心を痛ましむるのみ女子生長せば然るべきものを選びて婿として家を繼がすべしとてその勸に従はず近隣はさらなり遠きものと雖この孝婦を知らざるものなし里長これを感じ今年より三年の間町役出錢を除くべしといひしかどもときき入らず家貧しけれどもいまだ飢に臨みしにあらすいかて人並にせではあらんとて例に従ひてこれを出せり弘化元年甲辰八月十六日もと町奉行所に召びてその孝義を賞し米二俵を賜はれり

(十一) 髮結作兵衛

彌勒町作兵衛は父を要右衛門といふ髮結をもて業とす文政二年己卯父隱居して作兵衛父の業を繼ぐ時に年十七歳同じき八年乙酉天邊村太兵衛といへるもの娘を娶りて妻とす作兵衛父母に孝なること比類なし妻もまた溫柔にして舅姑に事ふること夫に異らず父釣を好みて日として出でざることなけれども作兵衛夫婦の意に逆らはず日毎に行厨を作り日暮るれば必ずこれを迎へかへるを常とす父老いて耳しい僻み心を生じたればにやかりそめにも打ち腹立つ事しばしばなれども夫婦順從してその心を喜ばしむ同じき十四年の春より父中風症にかかりて身体自在ならず夫婦之を憂ひ醫藥看護おこたらす母は性酒を好み年老いければ日に醉はざれば樂しきとせず酔ふときは罵り狂いて止す夫婦貧困のうちに酒を買ひてこれを進め日毎にまた忘ることなかりしかば然すがに腹悪しき父母も遂に心折れ夫妻無れば一日も安からずと近隣の人々も涙を流して物語りけ

四三

るごなり作兵衛子なかりしかば大佐倉村伊右衛門の子榮太郎を十二歳の時より養子とすこの榮太郎も養父母に見習ひしにや孝心深く養祖父母養父母に事へて人に稱せらるるこれも同じき年の月日弘化の元年申 八月十六日米二俵を賞賜せられき

(主) 辰五郎の寡婦みね

田町の民辰五郎が寡婦みねは白井村の民定七の娘なり文政二年己卯辰五郎に嫁す辰五郎家貧しく常に人の家を賃借していささかの飲食を嚮きて生活とす母及び妹あり妻を併せて四人節儉して無用の費を省き年貢町役等を缺くことなかりき夫辰五郎長らく病みて天保二年死去し母また病多く起きみ臥し十年に亘りぬ薬の代も亦夥しみね一身この大難に當り少しも撓む色なく己は粗衣粗食して母の療養には錢を惜まず衣服飲食便溺の事に至るまで心盡さずと云ふことなし折から世悪しくして家業のみにては家の生活立たざりければ菓子を負ひて隣村を廻り夜に至るまでこれを賣り夜明ければ又問屋に至りて菓子を買ひ取りその日の生業を補く早く夫に別れしかば子なし妹を己が子と思ひ厚く養ひ年頃に至りなば婿を迎へて夫の家を繼がしめんと日夜なりはひ情らず隣里その孝義を稱すこれもこの年の同じき日米二俵の賞賜ありき以上三人正 睦公治録

第十章 神社 誌

明治四十三年末日現在によれば本町の神社数は左の如し

神社	村社	無格社
官有境内	六	一二
別官境内	八	一一
反	八九一二	二七二四
(一) 將門神社		

將門山の西偏にあり其の門前を將門町といひ今佐倉町の管内とす利根川將門山に在り平將門を祀る故に社名を以て山の名とすといふ石の鳥居あり銘を刻して曰く「奉寄進將門山大明神石華表台承應三甲午天十一月日總州印旛郡佐倉城主從五位下堀田上野介紀朝臣正信左柱と見ゆ例年八月三日祭禮相撲あり新撰佐倉風土記云在將門山傳將門山者承平之古壘而千葉氏祀將門神社及妙見祠于此以有祠名山平康胤據古址築城云將門神祠舊在奥社口社之二祠與神祠廢壞而今存口神祠曰寶曆二年壬申城主紀侯正亮經營口神祠于舊地肇配祠宗吾之靈於將門妙見爾來祠宇壞則隨修焉有石鳥居承應三年堀田侯正信建之因或謂口神祠者紀正信爲祭宗吾靈然無可證總葉概錄曰正徳中亦廢將門山將門八幡之二社俱有新舊兩祠亦不詳遷宮年時以故里民誤爲四箇之神跡有附曾近世之事者八幡部昌言著將門山將門祠有石鳥居者是爲本祠也將門舊祠有平親王將門之神額新祠有將門山之額蓋造遷時存舊祠以存疑耳舊風土記云俗傳平將門居此其妾桔梗與藤原秀郷謀殺之故此地不生桔梗草因祀將門按將門借都子相馬郡就戮于幸島也未聞居此而其死也中貞盛射斃之秀郷斬其首爾所謂桔梗事不載於將門記今昔物語等竊謂將門族種至後散在總之上下多就其處祭焉耳絕正信建石鳥居有銘刻曰編者曰前出利根川圖志云或謂此爲祭總吾靈者非也聞諸故老正信主城時神津村老農總吾有罪被磔渠自寃之爲崇不已建小祠於山下以鎮之其祠廢已久矣濱宿與神津之際時上有小石龜此其址也編者曰公津村木内宗吾の條に出せるを以て茲此碑不知建之在何所蓋欲建之不能而止者矣野州大崎村有山士家左傳氏者與予交久矣聞予撰佐倉風土記來曰下野國西佐野氏舊記存矣記中載佐倉將門山建祠之事請抄錄以供參考其略曰天祿三年秀郷之第三子第四子相尋病死人皆以爲將門靈所祟於是令其老臣安部左衛門佐祭其行政七騎武者靈於當國茂呂御門崇祠之曰將門權現其在武州牛込村者將門首塚也崇祠之曰築土明神其在北總岩井村崇祠之曰將門明神其在同國佐倉將門山者祭栗山三郎靈崇祠之曰惣吾明神其在總野之國境崇祠之曰吾妻明神此其將門死亡之地云大日本地名辭典云按將門山の古祠は後人之を佐倉宗吾に誤る固より非なり將門の靈を祭るとなす亦信じ難し蓋此地將門の叛亂の時其の軍に與せし佐倉太郎の遺墟なるを以て將門の遺墟と誤り再三轉じて將門の靈廟となすも祠號は當に佐倉神社といふべし將門黨與の人の此に居りしを以

て後人將門山と命せるのみ或説に將門は麻賀多の訛にして式内印旛郡麻賀多神社の神山を將門山といふか
疑へり清宮氏舊事考云菱川右門泰嶺館文集曰「正信公襲封私有志願崇某氏之靈建祠將門山口而祀之實承應三年冬十一
月也士庶進香崇敬甚篤稱曰區智明神人讀口爲區智大佐倉寶珠院世爲別當春秋二仲賽會期」據之土人以爲祀宗
吾者似是

○遊歴雜記將門山宗吾明神の由來の條に云同所東の方十二三町に宗吾明神といふあり是は元さくらの穢多町の際より入て將門山と云
所に祭れり此由來を能く聞に寶曆年間の事かよ佐倉の城下より二里北東に香津村とて高五百石此村の大庄
屋を宗吾と號し廉直貞實たりしかるに領主相摸守奢に長じ妾幾人となき召抱ゆ居宅花麗を盡し年々若干の
金銀を費し内證甚困窮せり忠臣ありて諫むれば押込ぬれば佞臣時を得て相摸守に追従し日夜驕奢のみなれ
ば家事いよいよ取締りなく奸佞の者一同して領内へ過役用金申付る事度々にして政事みたれ國法に新規を用
ひて古法を止百性一統難澁して同心に怨恨を含む者多し就中納米の節司役の者納米を升りあらたむるに左の
手に升を持ちながら親指と人さし指の二本を升の縁りに添て斗概を以て量れば一斗は一斗二升にも當るべし
農民一同之を歎き訴るものあれば却て糺明す此ゆへに十八ヶ村一圓に恨みを含み怨をむすび男女共に徒黨し
て既に大事に至らんとす然るを彼宗吾一人十八ヶ村の人に代り百性等へ内情を述て武城へ出府し事の次第を
明細に訴狀にしたため懐中し峻明君上野へ御成の日を待仁王門前三橋の下へ隠れ居頓て御橋近く成らせ給ふ
を察しあらはれ出つゝ御駕籠の中へ三度まで訴狀を投込たるによりて公御直に上覽ありて是相摸守が不行跡
より起れりこ上意ありて訴狀は御役方へ下給ひ宗吾を相摸守へ御引わたしありけるしかるに相摸守ははし
め佞奸の重役共只その直訴せし罪を憎んで宗吾勿論十數の者共を残りなく八町坂の上の仕置場に於て磔の刑
罰に行ひぬ無慙といふもなをあらはれなり爰に宗吾の季子十三歳出家して寺にあり又祖母八十三歳娘は臨月た
りこれらを初め兄弟甥姪伯父叔母に至るまでならべ置て一同に刑せらる時に宗吾が曰我十八ヶ村の惣代とな
り人々の命に代りて直訴せし上からは我一人はいかなる刑罪に行ひ給ふとも兼て覺悟の前々いかんぞ十類を

たち剩さへ幼少より出家させ置たる悴頓て産んどする臨月の娘明日も期しかたき目足叶はざる老母まで無斬
に磔の刑に行ふ事やある此邊恨死すといふも天地に誓て思ひしらせん見よ七生まで殿に祟りかならず家
に報ふべし思ひしれやと句匈ながら鍵に貫かれて死せり果してその怨恨十日も過ぎるに相摸守正順越度出來
し御役向御免なほ江戸上屋敷佐倉城日夜怪異のみ多し既に正順は居城に蟄すべきよしにて下總佐倉へ罷り越
途中より狂亂し馬に跨り鞭をあて小金が原を終日一人乗廻し落馬の上異病を煩ひ終に狂死しけり其後息相摸
守家督相續し初ての入厨の夜より宗吾磔柱を脊負兩肩先左右の脇眼血に染ながら相摸守が伏したる枕上に立
はだかり段々無道の恨みを演家の悪事を隠さん爲十類を刑に行ひし不義を句匈聲大雷の如くその顔面目色恐
しき事中いふべからず則ち殿をはじめ七世代々此恨を報じ家に怨すべし思ひしれやと枕上を堂々と踏な
らす事毎夜なり相摸守恐怖に堪ず晝夜ともに少しも眠れば必ず宗吾來て句匈責これによりて加持祈禱を盡す
といへども更に驗なく晝夜怪異の事のみ多く相摸守身体日毎に衰へしかは衆議一決して將門山に社を建宗吾
明神と神號を呼怨靈を宥めしかは追々怪異止相摸守も夢見る事遠ざかり快氣せしま夫より毎年二月三日よ
り七日まで又八月も三日より七日まで春秋共五日の間一年兩度の祭禮怠らずしかしてより政事古法に復し國
郡治平となり領内の農民一同に歩み運び祭禮中は神樂角力等ありて群衆し相摸守在職の節は自身に參詣し
て宗吾明神に低頭て國家の守護神と崇め又江戸詰の節は態々代參を立らるゝとや此明神の社壯麗にして鮮口
をはじめ神前の諸具石燈籠繪馬堂神樂堂に至るまで首尾満足しおのゝ目を驚かせりなを夥しき繪馬奉納は
志願もかなふよしされは此將門山といふは相摸守が留山にして往古は平親王將門が折々杯宴せし地なりとな
んいかにも其眺望東南は幽かに海を見四方の遠山木立天然にして實に面白し

(二) 村社麻賀多神社

鍋木町字七峰にあり稚産靈命を祭神とす社殿は九尺四面にして境内九百二十三坪官有地一種あり境内五社を祭る
即

一、三峯神社 祭神を伊邪那伎命とす由緒不詳建物は二尺四方なり

二、稻荷神社 蒼稻魂命を祭る由緒不詳建物は三尺四方なり

三、天 神 社 菅原道真靈を祭る由緒不詳

四、疱瘡 神 社 大汝少彦名命を祭る由緒不詳

五、子 安 神 社 木花開邪姫命を祭る由緒不詳

以上三、四、五の三社は奥行一間間口二間三尺の建物一棟内にまつれり

祠掌は郡司秀綱にして氏子四百五十戸を有し管轄廳まで四里二十五町あり神社明 新撰佐倉 風土記云在佐倉宮小路町佐倉宮小路町新町裏新町中尾余町最上町並木町野狐臺町鑄木村之鎮守

(三) 村社愛宕神社

海隣寺町鍛冶作にあり火産靈命を祭る元田町字舊城内にありしが明治十二年陸軍省用地となりしを以て移轉す社殿間口二間奥行三間境内百九十二坪官有地 一種にして三社を祭る即

一、五 社 神 社 大日賣產知命譽田別命武甕槌命香我耆雄命秦ノ宇豆麻佐を祭る由緒不詳建物間口三間奥行三間半

二、稻 荷 神 社 蒼稻魂命を祭る由緒不詳建物方三尺

三、疱 瘡 神 社 少奈毘古命を祭る由緒不詳建物方三尺

神官は郡司秀綱にて氏子百三十戸を有し管轄廳まで五里あり神社明 新撰佐倉 風土記○愛宕神社暨五社俱在佐倉田町南五社所祭天照大神八幡大神鹿島大神妙見客人宮凡五座舊在郭内置營之時遷之于此新撰佐倉 風土記

(四) 村社八幡神社

彌勒町字五郎臺にあり譽田別命木花開邪姫命を祭る由緒不詳なれども明治四十三年三月十二日許可を得て彌勒町字南側にありし無格社子安神社を本社に合祀す本殿の間口一間奥行九尺拜殿間口三間奥行二間にして境

内四百四十六坪官有地 一種あり神官は麻賀多神社祠掌兼務郡司秀綱にして氏子百戸を有し管轄廳まで四里十八町あり神社明 新撰佐倉 風土記○八幡神社在佐倉野狐臺町彌勒町鎮守 子安神社在佐倉彌勒町南所祭木花開邪媛命新撰佐倉 風土記

(五) 村社神明大神社

大蛇村字石橋臺にあり天照大神賀茂建角命猿田彦命を祭る由緒不詳なれども明治四十二年五月七日許可を得て本町字愛宕脇にありし無格社愛宕神社全所字高岡宿にありし無格社道祖神社を本社に合祀す社殿間口一間二尺奥行一間二尺拜殿間口二間奥行五間一尺にして境内五百二十五坪官有地 一種あり神官は郡司秀綱にして氏子百三十三戸を有し管轄廳まで四里二十六町三十八間とす神社明 新撰佐倉 風土記○在佐倉本町北舊秋九月廿日祭之街頭植高榿一人緣攀而上戲場態度俗謂之都久舞今則無新撰佐倉 風土記

(六) 村社麻賀多神社

大蛇村字麻賀多脇にあり稚産靈神天照大神大己貴命少彦名命埴安姫命蒼稻魂命猿田彦名命菅原道真日本武尊大國主命須勢理毘賣命を祭る創立不詳なれども明治四十二年五月七日許可を得て大蛇町字堂ノ下にありし無格社五穀守護五神社字堀ノ内にありし無格社道祖神社全所にありし菅原神社全所字千日にありし無格社大鳥神社全所字石橋臺にありし無格社蛭子大神を本社に合祀す社殿間口八尺奥行九尺五寸境内四百廿八坪官有地 一種あり郡司秀綱を神官とし氏子三十戸あり管轄廳まで四里廿六町三十八間なり神社明 新撰佐倉 風土記○麻賀多社社前有老杉園可三丈新撰佐倉 風土記

(七) 村社熊野神社

海隣寺町字於茶屋にあり伊邪那岐命を祭る文治二年十月千葉之介常胤勸請其の他由緒不詳社殿間口二間奥行一間半境内七十八坪官有地 一種あり麻賀多神社祠掌兼務郡司秀綱を神官とし氏子三十六戸あり管轄廳まで四里三十二町四十間神社明 新撰佐倉 風土記

(八) 無格社稻荷神社

中尾餘町字中尾餘にあり祭神は蒼稻靈命なり寛永十九年佐倉藩主堀田正盛城外家臣の邸宅一區毎に（當時曲輪と稱す）一社を設置す社殿間口一間奥行九尺境内五十坪官有地一種あり麻賀多神社祠宇兼務郡司秀綱を神官とし信徒廿一人を有し管轄廳まで三里三十町十二間なり細帳

(九) 無格社稻荷神社

最上町字七軒町にあり蒼稻靈命を祭る寛永十九年佐倉藩主堀田正盛城外家臣の邸宅一區毎に（當時曲輪と稱す）一社を設置す社殿間口一間奥行九尺境内廿九坪官有地一種あり神官は全前郡司秀綱にして信徒十七人を有し管轄廳まで四里三十二町二十九間三尺あり細帳

(十) 無格社稻荷神社

最上町字七軒町にあり祭神由緒前者に全じ社殿間口一間奥行九尺境内三十坪官有地一種あり神官又前者に全じ信徒三十人を有し管轄廳まで四里三十二町二十九間三尺あり細帳

(十一) 無格社稻荷神社

裏新町字新長澤にあり祭神由緒神官前者に全じ社殿間口九尺奥行二間半境内六十六坪官有地一種あり信徒二十七人にして管轄廳まで四里二十七町四十九間三尺なり細帳

(十二) 無格社稻荷神社

裏新町字町組にあり祭神由緒神官前者と同一なり社殿間口一間奥行九尺境内四十五坪官有地一種あり信徒九人にして管轄廳まで四里二十七町四十九間三尺あり細帳

(十三) 無格社稻荷神社

佐倉宮小路町字元大筒にあり祭神は蒼稻靈命にして由緒不詳社殿間口一間奥行九尺境内十五坪共有地森谷軍が邸外十六人持あり神官は全前郡司秀綱にして信徒十七人を有す管轄廳まで四里二十五町二間三尺なり細帳

(十四) 無格社稻荷神社

宮小路町字味噌部澤にあり祭神は蒼稻靈命にして寛永十九年佐倉藩主堀田正盛城外家臣の邸宅一區毎に（當時曲輪と稱す）一社を設置す社殿間口一間奥行九尺境内二十一坪官有地一種あり神官は郡司秀綱にして信徒十三人を有し管轄廳まで四里二十五町二間三尺あり細帳

(十五) 無格社稻荷神社

並木町字坂上新建にあり祭神由緒神官前者に全じ社殿間口一間奥行九尺境内十坪官有地一種あり信徒十七人を有し管轄廳まで四里二十九町二十八間細帳

(十六) 無格社稻荷神社

並木町字新建にあり祭神由緒神官また前者に全じ社殿間口一間奥行九尺境内三十三坪官有地一種あり信徒八人を有し管轄廳まで四里廿九町二十八間細帳

(十七) 無格社稻荷神社

並木町字清兵衛長屋にあり祭神由緒神官前者に全じ社殿間口一間奥行九尺境内百四十三坪官有地一種あり信徒廿一人を有し管轄廳まで四里廿九町廿八間細帳

(十八) 無格社稻荷神社

並木町字舟見町にあり祭神由緒神官全前社殿間口一間奥行九尺境内十三坪官有地一種あり信徒八人を有し管轄廳まで四里二十九町廿八間細帳

(十九) 無格社稻荷神社

其の他新撰佐倉風土記に見ゆるもの左の數社あり
八幡神社 在將門山舊有圭田之地二十石八月十二日幸于酒々井走馬祭之
御靈社愛宕社 御靈社亦曰鎌倉權五郎社愛宕神社俱在大蛇村内
大蛇社 在大蛇村舊風土記曰未詳所祭神在大蛇村傳千葉家臣原信濃畔其主親胤攻將門山城而敗之
親胤幽隱此社原探殺之上杉景虎討原滅之

第十一章 寺院佛堂誌

明治四十二年の調によれば本町の寺院数は左の如し

寺	一九
院	一六
官有地境	一六
官有地境	二六九二六
別内	海隣寺

海隣寺町字於茶屋にあり時宗當麻派にして本山當麻無量光寺末にして阿彌陀如來を本尊とす文治二年十月中千葉介常胤帥立他阿上人真教開墓其の他由緒年月不詳堂宇間口七間奥行七間庫裏間口十二間奥行五間五分境内八百九十七坪五合五勺第一種あり住職は越知信道にして檀徒三十九人を有し管轄廳まで四里三十二町四十分間とす寺地誌云海隣寺は佐倉町大字鑄木にあり千葉山と號す時宗にして相摸の當麻山無量光寺の末派なり寺傳に云ふ治承三年七月廿六日千葉介常胤千葉城に在り其夜一族を携へ海邊に月の昇るを觀んと欲して出遊す時に海上忽ち異光の赫灼たるを見侍者をして網を投せしめ之を扛ぐれば則ち金色の阿彌陀像なり常胤渴仰の念座ろに生じ之を崇尊すること深し後文治三年に及び千葉郡馬加の地に一寺を創建して其の像を安す是れ即當寺の建初にして今尚ほ同像を本尊とし名けて月越如來と云ふ然れども初めは眞言の靈場に屬したりしが千葉貞胤の一遍上人に歸依するに至り改めて時宗とし他阿上人を中興の開山と仰ぎたり斯くて千葉城廢せられ馬加の子輔胤千葉氏の後を受け城を佐倉に遷すに至りて此の寺も亦此の地に從りて現今に及ぶと○成田參詣云千葉山海隣寺は鑄木村に在り寺領三十石慶安元年八月時宗にて相摸の當麻山無量光寺末なり本尊は阿彌陀如來寺の傳は千葉介常胤治承三年七月廿六日開闢あり子孫を具し海邊に出で月を觀しをり海上異光ありければ命して網を打たしむるに金色の阿彌陀像を得たり文治三年に馬加の地に寺を建て其の像を安す即ち此の寺なり

元は眞言の道場なりしが貞胤一遍上人を歸依せし後は時宗となり他阿上人真教大和尚を中興とす一源松壽丸曾原廣の二千ふりと云ふ馬加康胤千葉介胤直の後を受け千葉より本佐倉に移りしおり此の地に引寺となりしと云ふ正應二年八月廿日示寂す常胤貞胤の影像あり高五寸許り貞胤の影堂は慶長に焼失すと云ふ海隣寺所藏文書

奉寄進海上山月越如來

下總國馬加郡付除佛事

右意趣者天長地久御願圓滿殊平貞胤心中所願決定成就故奉寄進之狀如件

宮内大輔 光胤(花押)

延文五年卯月廿八日

同千葉氏遺物

- 一、紫銅の覆輪あり地は鉄なり徑二寸七分箱の識に千葉介佐たどあり
- 二、同鉄鏝徑二寸七分
- 三、同兜

外に鏡五面方鏡一 裏に月星紋あるもの二 龜形あるもの二 杯二 一は龜鶴の形 一は尉と姥の形あり

鶴龜は千葉の別紋なり

同寺千葉介常胤肖像丈け八寸又貞胤像と云ありされど面顔同して辨知しがたし只兩手はなるのみ

同寺持佛阿彌陀如來木像尺二寸識

敬白

奉刻彫阿彌陀如來并二菩薩像厥造像意趣者平朝臣親胤眼

阿彌陀佛爲頓證佛果之爰以則離三有繫縛去女執速至安養無垢淨刹無疑者也仍法界普利下總國印東庄佐倉長徳寺開山眼阿佛淨慶

于時永祿八年丑七月十四日於鹿島郷印旛郡彫之

同寺藏太鼓胴 胴の内側に

大本山箱州無量光寺二而四十代當寺從中興七世 本蓮社欣譽他阿尊海上代

此太鼓之木者御城主稻葉丹後守様將門山ニテ一丈一尺五寸廻之松木被下是ニ而堀申候

寶永三戌歲六月日

ごあり徑三尺五分高二尺六寸五分あり

○大日本地時宗たり始め千葉常胤の馬加に建立せしものなりしも後千葉城廢せられ馬加康胤の子輔胤千葉氏の後を受け城を佐倉に遷すと共に此寺又佐倉に從れるなり右簡を藏す曰く著者云前出海隣寺所藏の文書○新撰佐倉海隣寺在佐倉海隣寺町號千葉山傳平常胤治承二年七月廿六日率子弟拜月時觀海上有異光乃網得金像阿彌陀佛文治二年建寺於馬加謂海隣寺乃安其像稱海上月越如來初爲眞言道場貞胤歸依一遍上人後時々他阿上人眞教和尚爲中興至平康胤而移寺於此云有平常胤及貞胤之像○事考云海隣寺在鍋木村加村在馬加文治二年千葉介常胤創建馬加地貞胤時改宗家爲時宗以僧他阿眞教爲主後馬加康胤移于今地時宗隸相模無量光寺寺領三十石天下十九年 幸卯十一月付

新町字仲町北側に在り天臺宗にして延曆寺末なり不動明王を本尊とす元祿十四年出羽國山形城主伊豆守堀田正虎の創建する所なり延享四年堀田正亮封を下總佐倉に移さるるや寺も亦此に移す秀鏡法印を開募とす寺城中佐倉城主故堀田正睦正倫の墓あり本堂庫裏兼用建物間口四間八勺三才奥行八間境内一千三百三十八坪官有地第あり檀徒一人管轄廳まで四里三十二町とす境内佛堂一字あり即

一、護 摩 堂 十一面觀世音を本尊とす由緒不詳建物間口五間奥行三間五分寺院明細帳

○新撰佐倉在佐倉新町舊城主堀田侯之香華所也故城主紀正睦朝臣及養母松平氏之墓

風土記云

(三) 教 安 寺

(二) 甚 大 寺

佐倉新町字肴町南側にあり淨土宗鎮西派にして傳通院末なり阿彌陀如來を本尊とす寛永六年中花井左門創立

厭譽河波和尚開山其他由緒年月不詳堂宇間口八間五分奥行七間庫裏間口五間奥行三間境内六百六十坪官有地第あり住職は花井見隨にして檀徒五百五十六人管轄廳まで四里三十一町なり境内佛堂二字あり即

一、觀 音 堂 千手觀音を本尊とす由緒不詳建物間口三間奥行二間五尺なり

二、大 師 堂 弘法大師を本尊とす由緒不詳建物間口一間奥行一間四尺五寸なり寺院明細帳

(四) 宗 圓 寺

新町字仲町にあり臨濟宗にして本山妙心寺末なり觀世音を本尊とす寛永十八年中堀田加賀守創立活堂和尚開

山其他由緒不詳堂宇明治十七年十二月十七日燒失十九年七月廿日許可を得て再建し間口六間奥行四間半あり境内は一反四畝九歩民有地第一種にして上埴生郡五郷村應德寺住職藤宗寔之を兼務す檀徒三百人管轄廳まで四里

三十町とす境内佛堂二字あり即

一、藥 師 堂 藥師如來を本尊とす弘法大師の御作なり堂宇は明治十九年七月廿日の再建にして

間口二間奥行二間五分あり

二、大 師 堂 弘法大師を本尊とす由緒不詳建物間口二間奥行一間寺院明細帳

五 嶺 南 寺

新町字仲町北側にあり曹洞宗にして本寺高澤寺末なり釋迦牟尼如來を本尊とす寛永十八年八月五日堀田加賀守創立陽南良雪大和尚開山其他由緒年月不詳堂宇間口六間五分奥行四間五分庫裏間口七間五分奥行四間半境

内三百三十八坪民有地第一種あり檀徒百九十五人を有し管轄廳まで四里三十町とす境内佛堂一字あり即

一、閻 魔 堂 閻魔大王を本尊とす由緒不詳建物間口二間五分奥行二間なり寺院明細帳

(六) 延 覺 寺

新町字肴町東側にあり眞宗西派にして本山本願寺末なり阿彌陀如來を本尊とす南都延覺寺創年月不詳夫より

五五

建曆中道澄再興其後破脚退轉に及び夫より寛永年中甚正興隆其後享保元丙申十二月十四日善入の代に木佛尊像寺號本山より免許堂宇間口七間奥行七間庫裏間口八間半境内四百五十九坪民有地一種あり住職は山名惇龍にして檀徒三百七十五人を有し管轄廳まで四里二十九町とす寺院明細帳

(七) 松林寺

彌勒町字松勝にあり淨土宗にして智恩院末なり阿彌陀如來を本尊とす慶長年中土井大炊頭佐倉城築造の節建立堂宇十間四面ありしも明治十七年八月取崩したり庫裏間口八間奥行六行間境内二千三百坪官有地四種あり住職は森徹間にして檀徒四十九人を有し管轄廳まで四里半なり境内佛堂二字あり即

一、觀音堂

觀世音菩薩を本尊とす慶長十年九月十一日松林寺開山照譽上人建立建物は四間四面なり

二、毘沙門堂

毘沙門大師を本尊とす文化十四年松林寺十八世蘭譽上人建立建物は二間四面なり寺院明細帳

(八) 勝壽寺

彌勒町字松勝にあり曹洞宗にして勝胤寺末なり彌勒菩薩を本尊とす由緒不詳堂宇間口五間半奥行四間半庫裏間口五間奥行四間半境内九百七十一坪官有地四種あり檀徒百九十二人にして阿達眞龍を住職とし管轄廳まで四里十八町あり境内佛堂一字あり即

一、大師堂

大師を本尊とす由緒不詳建物間口九尺奥行三尺なり寺院明細帳

(九) 妙經寺

彌勒町字北側にあり日蓮宗にして經胤寺末なり釋迦如來を本尊とす承應二年創立本寺本實坊先師也堂宇四間半四面庫裏間口七間奥行四間境内五百七十五坪官有地四種あり住職は米倉義明にして檀徒三百二十五人を有し管轄廳まで四里三十町なり境内佛堂二字あり即

一、摩利支天堂

摩利天を本尊とす由緒不詳建物間口四間半奥行三間半

二、辨天堂

辨財天を本尊とす由緒不詳建物間口一間奥行四尺寺院明細帳

(十) 大聖院

鑄木村字雲井戸にあり眞言宗にして千手院末なり大日如來を本尊とす由緒不詳堂宇間口七間奥行五間半境内七百二十坪官有地四種あり住職は飯宗快實にして檀徒三百人を有し管轄廳まで四里半なり境内佛堂一字あり即

一、觀音堂

大悲觀世音菩薩を本尊とす由緒不詳建物は一間半四面寺院明細帳

(十一) 周徳院

鑄木村字雲井戸にあり曹洞宗にして勝胤寺末なり虚空藏菩薩を本尊とす天龜二年十二月十四日創立堂宇間口六間奥行四間境内五百三十八坪民有地一種あり住職は吉田眞導にして檀徒百五十人を有し管轄廳まで四里半とす寺院明細帳

(十二) 勝全寺

鑄木村字右京谷津にあり曹洞宗にして勝胤寺末なり釋迦牟尼如來を本尊とす天正七年五月創立開基千葉家臣鍛冶土佐守平胤豊にして明治十八年三月十九日焼失に付全十九年六月二日再建せり堂宇間口四間半奥行四間半境内五百七十坪官有地一種あり住職は道端透宗にして檀徒四百六十八人を有し管轄廳まで四里二十六町とす寺院明細帳

(十三) 重願寺

鑄木村字七峯にあり眞言宗にして東本願寺末なり阿彌陀如來を本尊とす由緒不詳堂宇七間四方にして境内三百廿坪官有地四種あり住職は小田降章にして檀徒四百六十一人を有し管轄廳まで四里三十町とす寺院明細帳

(十四) 妙隆寺

鑄木村字袋町にあり日蓮宗にして法華經寺末なり釋迦牟尼如來を本尊とす文明三年四月の創建にして堂宇間

口七間奥行五間五尺境内八百七十七坪官有地あり住職は村上戒俊にして檀徒八百五十人を有し管轄廳まで四里十八町なり境内佛堂二字あり即

一、鬼子母神堂 鬼子母尊天を本尊とす由緒不詳建物間口三間半奥行三間半

二、觀音堂 觀世音を本尊とす由緒不詳寺院明

(五) 蓮藏院

大蛇村字麻賀多脇にあり真言宗にして中本寺吉祥寺末なり弘法大師を本尊とす由緒不詳堂宇間口三間半奥行五間半境内三百四十六坪官有地あり住職は櫻井宥順にして檀徒三十四人を有し管轄廳まで四里二十九町三十三間なり境内佛堂一字あり即

一、觀世音菩薩 由緒不詳建物間口四尺四寸奥行三尺五寸寺院明

(六) 自性院

大蛇村字自性院前にあり真言宗にして吉祥寺末なり大日如來を本尊とす文政年中堂宇破壊仕追て再建迄本尊本寺へ移轉安置致候境内百八十一坪官有地あり住職は櫻井宥順にして檀徒四十四人を有し管轄廳まで四里二十九町三十八間とす境内佛堂一字あり即

一、大師堂 弘法大師を本尊とす由緒不詳建物間口四尺奥行三尺五寸寺院明

(七) 東慶院

大蛇村字東慶院前にあり曹洞宗にして勝嵐寺末なり大日如來を本尊とす由緒不詳堂宇間口六間奥行五間なりしも大破に付間口三間半奥行三間に縮造せり明治十六年十二月十四日境内二百九十七坪官有地あり住職は葛原隆光にして檀徒百七十三人を有し管轄廳まで四里二十六町三十八間寺院明

(八) 昌柏寺

本町字南側にあり日蓮宗にして小本寺常德寺末なり釋迦牟尼佛を本尊とす天正丙子年草創下總國香取郡矢作

城主國分大膳亮日顯上人の教化に依り大崎村に於て華林山妙真寺を建立後中絶寛文中佐倉城主松平乗久の室昌柏院殿右寺を今の地に引移し慈光華林山妙真昌柏寺と改稱再興す開祖は是勝院日慈聖人也堂宇間口六間奥行九間庫裏間口四間半奥行六間廊下間口一間長二間表門地明一丈扉付境内一千六百五十四坪官有地あり住職は相澤快長にして檀徒百二十七人を有し管轄廳まで四里二十六町三十八間なり境内佛堂一字あり

一、秋雲八玉堂 秋山白雲上人靈像を本尊とす嘉永二己酉年十月安置建物間口六尺奥行九尺寺院明

(九) 文殊寺

大蛇にありて佐倉五ヶ寺の一なり○新撰佐倉風土記云在大蛇村舊風土記曰未詳創立年時佛龕中書曰天文十四年乙巳三月二十日原大藏承胤安祖母妙孝定尼亦有華影刻之曰天文十六年十月十六日大檀那平胤富作者司濃按胤富平常胤十世孫親胤子邦胤父也原胤安乃其長臣而天文蓋再興年時也傳鎌倉權五郎景政來此因祠在寺南數十歩林薄中或曰五郎或曰御靈相樟國鎌倉亦祀景政爲御靈則當御靈爲是焉寺前有櫻樹此景政插其鞭於此所生其樹既枯今櫻乃其葉生云園可一丈餘幹老枝繁扶疎干堅衡十三四歩春時開花綽約爛熳掩映一山實爲壯觀而色交淡濃葩模單複故曰五色櫻又曰五種櫻蓋謂其不一様爾

(十) 藥師堂

鑄木村字雲井戸にあり周徳院持にして曹洞宗たり藥師如來并十二神將を本尊とす天正四丙子年正月八日の創立にして堂宇間口三間半奥行三間半境内四百八十六坪官有地あり信徒二百五十人を有し管轄廳まで四里十八町とす境内佛堂三字あり即

一、觀音堂 觀音菩薩を本尊とす明治三年一月二日の創立にして建物間口二間奥行三間

二、仁王堂 仁王尊を本尊とす明治三年一月二日の創建建物間口奥行三間

三、大師堂 弘法大師を本尊とす由緒不詳建物間口二間奥行三間寺院明

(十一) 七佛藥師堂

鍋木村字雲井戸にあり大聖院持にして七佛薬師如来を本尊とす堂宇間口三間半奥行三間半境内百十六坪官有地ありて管轄廳まで四里十八町とす佛堂明細帳

(三) 彌勒堂
大蛇村字堂下にあり妙胤寺持にして彌陀菩薩を本尊とす正安年中の創立堂宇間口二間奥行三間境内百坪官有地あり住職は小川日董にして檀徒百五十五人を有し管轄廳まで四里廿六町廿六間とす佛堂明細帳

第十一章 衛生警察兵事誌

第一節 衛生

避病院は佐倉町内鍋山新田字東の切下四十五番地にあり明治十九年八月虎列刺病の流行するや本町と組合にて建設せるものなるも年所を経て今は唯一棟存するのみ衛生組合は各大字を以て一區域とし組織あるも活動云ふに足るものなし

明治四十二年に於ける傳染病は赤痢患者一名腸窒扶斯患者三名死亡一名實布埜利亞患者十一名死亡三名其の他の患者二名計患者十七名死亡四名なり又種痘人員は初種の者八十八人内不善再種以上のもの不善感二人合計九十一人なり

第二節 警察

(佐倉警察署)

佐倉警察署は裏新町にあり抑本署の沿革を尋ねるに明治八年十月廿日府縣に警部を置かれ全年十二月廿二日警察出張所設置方達せられ本縣にては第一より第十六まで警察出張所を設けられ十年一月廿五日警察出張所

屯所の名稱改正警察分署となる

明治四年七月十四日佐倉藩を廢し佐倉縣とし全年十一月十四日佐倉縣を廢し印旛縣を置かれ全六年六月十五日印旛縣を廢し千葉縣を置かれ全八年五月新治縣を廢し千葉茨城兩縣に分轄せしめられ爾來安房上總及下總八郡を千葉縣管轄とす明治八年十月府縣に警部を置かれ六等警部藤澤良次第十所長被申付警察事務を分掌し明治十年一月二十五日警察出張所を廢し佐倉警察署を開設せられ所長藤澤警部は佐倉警察署長兼第十大區出張所長被申付明治十一年四月二十三日本縣達乙第七〇號を以て佐倉警察署構内へ監獄支署を設置し其受持區を定めらる明治四十一年五月警視を置かれ時の署長警部日野篤實任補せらる明治四十四年廳舎新築を企畫し年度の經費に於て之を決議し全十二月廿二日起工明治四十五年七月廿二日竣工全廿三、廿四日の両日公衆に對し新築廳舎の縦覽を許し全廿五日舊廳舎より移轉し全日事務を新廳に開始す其の位置敷地建物の變遷左の如し

順位	位 置	坪數	價格	地 區	坪數	價格	備 考
一	彌勒町第八十六番 地勝林寺	一	一	民有			明治八年十月佐倉警察署出張所名義ニテ借上ノ所同十年二月八日警察署ト改稱引續明治十七年六月ニ至リ
二	新町第八十八番 地及第八十六地	一三〇	四〇二	縣有	九一、五	二五〇	明治十七年六月申瓦葺木造二階建一棟及瓦葺木造平家建一棟人民ヨリ寄附
三	裏 新 町						

創設以來の署長には藤澤良治、武藤宗彬、齋藤一馬、平田友雄、田中忠恕、平田友雄、吉田精一、角谷信之、松島理武、吉田精一、桑原義清、田川基明、吉田精一、大塚武臣、宮起正良、吉田精一、本山普、福永兵太郎、内藤兼雄、松永篤、榎本銀太郎、署長日野篤實以上警部日野篤實を経て現署長宮村豊以上警視に至る明治三十五年までは佐倉町、川上村、彌富村、旭村、千代田村、志津村、阿蘇村、白井町、内郷村、根郷村、和田村、酒々井町、公津村、八街村、六合村の十五町村を直轄區とせしも千代田分署の設置せらるゝや全年四月一日

より旭、千代田、志津、阿蘇の四村は同分署所轄に屬せり明治四十二年に於ける區劃左の如し

署名	距離	警察署へ	部	長	其他	請願	在所	町	村	戸	人	員	面積
佐倉署							二	三	八	八、三七四	四六、九三五	九、二五六	四

今明治十一年以來所轄内重要警察事項を擧ぐれば左の如し

○明治十一年

一、十一月廿二日 習志野原及下志津原に於て陸軍歩兵野營演習あり有栖川二品親王天皇陛下明治御名代として飯皇后へ成らせらる

十一月二十二日大和田驛大澤小十郎方十一月二十三日下志津原山口條助方へ宿泊

一、明治十一年□月□日下埴生郡久能村藤崎某外一人下總種畜場備外國人官舎へ強盜に押入り米國人「シヨンス」を殺害し「ルツセル」に重傷を負はせたる件發覺全時に他所に於て強盜を爲したる同類十一名を檢舉せらる

一、四月廿三日 佐倉警察署構内へ監獄支署を設置し監獄署佐倉支署と稱す

一、十月八日 佐倉警察署所轄第十六區十小區下總國印旛郡十倉村兩國へ佐倉警察署兩國分署を設置し受持地所左記の通り定めらる同時に成田分署兩國交番所は廢せらる

第十六區の内

勸農局牧羊場一圃印旛郡ノ内

八街村 大關新田 瓜坪新田 榎戸新田 文違村 雁丸新田 高松村 十倉村 高野村 立澤村
 中澤村 新中澤村 立澤新田 飯積村 尾上村 新橋村 七榮村 根本名村 久能村 日吉倉村

○明治十四年

一、六月三十日 天皇陛下明治勸農局牧羊場へ御臨幸成田町新勝寺を以て行在所に充てらる

○明治十五年

一、六月七日 天皇陛下 印旛郡八街村へ御臨幸成田町新勝寺を以て行在所に充てらる

○明治十八年

一、二月四日 夜佐倉町内新町杉田善兵衛方居宅裏より失火戸數五十戸焼失す此際佐倉電信局全燒佐倉町役場半燒せり

○明治十九年

一、三月十九日 正午十二時佐倉町内新町蕎麥屋押尾方裏灰小屋より出火戸數五十戸焼失す此際佐倉町内鍋木町勝全寺へ延燒全寺院一棟燒失せり

○明治二十年

一、八月十九日の日蝕は縣下に於て皆既の現象を望見し得られ天文學上諸所に於て觀測するは頗る緊要なりとて知事の訓令により當署構内神納村八街村に於て觀測したり

○明治二十三年

一、四月四日 當署在勤巡查鈴木清助は川崎銀行佐倉支店より千葉銀行へ發送する國庫金一萬二千八百圓に對する護衛の命を受け午後四時當署出發印旛郡千代田村栗山新田に到る際下埴生郡豊住村淺野與右衛門襲ふ所となり右數ヶ所の重傷を負ふも氣力毫も遂ます遂に彼を縛し千葉警察署の應援へ引渡を了し職務を完ふしたり然るに本人は負傷重き爲全月八日午前一時四十五分溘然瞑目す享年三十一歳翌日佐倉町延覺寺に埋葬す會葬するもの官民五百人後官民斡旋旌烈の碑を延覺寺に建て後進の龜鑑とせり

○明治二十四年

一、四月十五日 歩兵二聯隊陸軍歩兵少尉一名指揮下に兵士約五十名佐倉町遊廓に至り貸座敷成田樓志

村樓荒川樓に對し暴行の末家屋及器物を破壊損傷せり原因不明なれども貨座敷か兵士に對する待過冷淡に遠因したるもの如し

六四

○明治二十六年

一、四月五日 皇太子殿下^{合上}には下總御料牧場へ行啓三里塚官舎に御三泊八日還啓あらせらる

○明治二十七年

一、十二月九日 總武鐵道株式會社佐倉本所間鐵道營業開始同時に佐倉四街道汽車停車場開場

○明治二十九年

一、二月一日 午前十一時佐倉町内新町芝山長七方より發火戸數百戸以上焼失原因過失

○明治三十年

一、一月十二日 皇太后陛下御崩に付三十日間歌舞音曲御停止

一、四月十一日 下志津にありし射擊學校を四街道へ移轉す

一、六月一日 總武鐵道株式會社銚子本所間の鐵道營業開始同時に部内八街村汽車停車場開場

一、□月□日 成田鐵道株式會社佐倉成田間營業開始部内酒々井停車場開場

○明治三十三年

一、六月十九日 大元帥陛下野戰砲兵射擊學校へ行幸あらせらる

○明治三十四年

一、四月二十一日 汽車煙筒より發火し和田村大字長熊四百十一番地平民渡邊源藏居宅に燃付全所岩井芳松外十一戸及養福寺一棟焼失せり此火災に際し養福寺留守居一人焼死せり

○明治三十五年

一、四月三日 臼井町臼井武藤豐藏方焚火より失火し二十二戸焼失し人畜死傷なし

一、九月二十八日 暴風雨に際し廳舎の二階屋根大破當日佐倉町に倒壊したる家屋十九戸^{各地の民家廳舎學校等全潰半潰のもの多し}

一、八月□日 千代田分署新築廳舎に移轉す

○明治三十七年

一、二月六日 日露戰端開始近衛師團充員召集を命ぜらる

○明治三十八年

一、四月二日 日露戰役の際露國俘虜將校十名從卒十名下士卒三百名佐倉町に收容することとなり三日午後八時廿分到着に付彌勒町勝壽寺全町鹿州館鍋木町妙隆寺裏新町角田岩吉宮小路舊靴工場へ分配收容せり取締調査は巡查部長以下十八名配置せらる

一、五月十六日 佐倉町に收容したる露國俘虜は午後十二時全部佐倉發汽車にて習志野俘虜收容所へ移轉收容せらる

○明治三十九年

一、七月十九日 利根川出水印旛沼横溢したる爲臼井町角來堤防二十五間欠潰人畜死傷なし當時水量十二尺四寸二分に達す

○明治四十年

一、八月廿七日 利根川出水印旛沼横溢したる爲臼井町角來官堤總越の慘狀を呈し堤防二十五間欠潰人畜死傷なし當時の水量十四尺一寸に達す

○明治四十二年

一、四月五日 大元帥陛下陸軍野戰砲兵射擊學校へ行幸仰出さる處雨天のため取止め

○明治四十三年

六五

- 一、四月 二日 清國皇族載濤殿下四ツ街道野砲兵射擊學校及下志津原滯陣中の陸軍戸山學校へ成らせらる
 - 一、八月 九日 利根川筋及印旛沼増水に付水防事務開始す
 - 一、八月 十二日 利根川出水のため印旛沼横溢し白井町角來地先水量十五尺四寸に達し全所官堤は之か爲九十五間欠潰遂に總越の慘狀を呈す然れども人畜の死傷を見ず
 - 一、九月 十九日 水防事務閉鎖す
 - 一、九月 二十日 印旛郡選出縣會議員の補缺選舉を行ふ全月十一日酒々井町酒々井筋半藏縣會議員に當選す
 - 一、九月 二十七日 日根野侍従水害地状況視察の爲印旛郡役所へ御來所水害罹災民約一千名送迎をなした
 - 一、九月 五日 午后三時印旛郡公津村大字江辨須居住土工高橋嘉平内縁の妻鈴木きくの過失より風呂場より發火し折節西南の大風殊に發火の地は全村大字江辨須下方大袋の入會地なりしを以て下方大袋に延焼し全地旅人宿九庄助外六十七戸此棟數八十三焼失し内重なる家は宗吾靈本堂及公津村巡査駐在所焼失此損害額家屋十九萬三千百圓動産五萬四千八百六十七圓合計二十四萬七千六百六十七圓なり消防のため酒々井町公設消防組成田公設消防組公津村各大字の自衛消防夫富里村消防夫等出張消防に盡力せしも焼失區域内に井戸僅に五ヶ所にして七十尺内外の深さなれば汲水に不便なりしを以て消防の効を奏せざりし狀況なり此火災に付死者なきも輕傷者十七名を出せり
 - 一、十月 二十五日 第一師團長閑院宮殿下には歩兵第五十七聯隊御檢閲のため御來佐堀田伯爵邸へ御宿泊遊され廿七日午後四時御歸向あらせらる
- 明治四十四年

- 一、三月 八日、九日、十日、三日間 第一師團長閑院宮殿下には歩兵第五十七聯隊檢閲のため御來佐堀田伯爵邸に御宿泊成らせらる
- 一、五月 二十日 皇太子殿下今上には御見學のため海上郡へ行啓あらせられたるに由り署長以下三十三名にて御警衛をなせり
- 一、五月 二十一日 皇太子殿下御見學のため歩兵第五十七聯隊佐倉中學校堀田伯爵邸及全農事試驗場へ行啓あらせられ更に香取郡へ御成り遊はされたるに依り署長以下百二十六人にて御警衛をなせり
- 一、五月 二十二日 皇太子殿下には御見學のため砲兵第十八聯隊及陸軍野戰砲兵射擊學校へ行啓あらせられたるに由り當署長以下百二十六人にて御警衛をなせり
- 一、五月 二十三日 皇太子殿下には御見學のため山武郡へ行啓あらせられたるに依り署長以下三十三人にて御警衛をなせり
- 一、六月 廿八日 閑院宮第一師團長殿下には歩兵第五十七聯隊へ御出張相成即日歸郷あらせらる
- 一、七月 二十五日 夜來暴風雨のため目下新築中に係る佐倉町尋常高等小學校舎間口二十一間奥行五間二階瓦屋一棟倒壊機郷村に於て電柱二本電線一ヶ所切斷其の他家屋田作物等損害あり
- 一、七月 二十七日 利根川増水に付午前九時第二水防區第三第四第五分區水防開始命令あり全二十九日水防閉鎖を命ぜらる
- 一、八月 五日 午前六時第一第二水防區に對し再び水防開始命令あり
- 一、八月 九日 角來堤防約八十間内側毀損せしも水防に努めたるため欠潰を免る
- 一、八月 十三日 水防閉鎖
- 一、九月 一日 佐倉町特設電話開通加入者四十六名本日佐倉公會堂に於て開通式舉行
- 一、十一月 一日 佐倉區裁判所本日事務開始署長警視宮村豊は檢事事務取扱を訓達せらる

一、十一月十三日 近衛師團機動演習檢閲のため御來縣中なる閑院宮師團長殿下には八街村西村繁方に御宿營あらせらる

一、十一月十四日 近衛騎兵聯隊第〇中隊長竹田宮殿下には演習地彌富村岩富楢垣廉夫方へ御宿營十五日御滞營翌十六日御出發あらせらる

○明治四十五年

一、一月二十二日 佐倉電燈株式會社創設公衆に對し電燈点火せらる

一、三月二十一日 午后八時六合村大字青高小字郷地藏堂前里道に積みありたる枯松葉より發火し朝來よりの南風強烈に際し直に地藏堂に延焼し遂に全所綿貫淺治郎外拾九戸棟數六十九及び地藏堂一水防材料藏置所一計七十一棟を全焼し半焼一戸を出し全十時鎮火せり其の損害家屋千九百廿圓其他約四千八十圓計約六千圓を算す而して罹災人口百五名にして内救護を要するもの八十八名の多きを出したり

一、四月二日 第七號告示を以て全月一日より當署所轄印旛郡八街村に巡查部長派出所を設置せらる

一、四月六日 皇太子殿下には御見學のため遠山村三里塚御料牧場へ行啓被爲在たるに付停車場及鐵道沿線御警衛をなしたり

一、四月十四日 廸宮淳宮光宮三皇孫殿下御見學のため遠山村三里塚御料牧場へ行啓に付鐵道沿線御警衛をなしたり

一、五月三日 天皇陛下明治には四街道野砲兵射擊學校へ行幸に付御警衛をなしたり 中界當日民政部蕃務本署臺灣總督府警部谷山愛太郎引率の下に生蕃人五十二名亦四街道に來る

一、七月三十日 大正と改元せらる 以上佐倉警署 察沿革史

佐倉町消防組

本町消防組は明治二十七年二月一日新町より出火し彌勒町及野狐臺町に延焼し戸數百二十七戸社寺三ヶ所を焼失せらるゝや同年五月消防組設置を指定せられ消防夫人員二百八として之を四部に分ち 第一部新町第二部彌木部彌其後明治四十年六月消防夫人員四十人を増加したり設置の際二百四十一圓を以て唧筒四臺其他附屬品及被服等を設備し同時に工費六十七圓を以て各器具置場を建設したり明治四十二年十一月一中層警備の必要を認め有志の寄附を以て獨逸式第四號形唧筒四臺及附屬品を金千四百圓を以て購入し同時に篤志者の寄附により鐵製貯水器二十五個代金千二百五十圓を以て購入し之を町内の要所に配置し以て防備を嚴にせり明治三十二年六月田町に於て出火し焼失十戸に及べりと雖消防組の警備完全なるを以て直に功を奏し其の後大火なきを得たり

第三節 兵 事

在郷軍人會は明治四十一年の設立なりしが全四十三年十月組織を變更し帝國在郷軍人會の分會となり町長は事務を會長に引つぎたり會員約六十人あり
明治四十二年に於て陸軍軍人の總數三百十八人あり内現役將校二十六人准士官二人下士七人兵卒二十八人豫備將校五人准士官五人下士六人兵卒二十三人後備將校五人准士官二人下士十二人兵卒三十三人生徒一人歸休四人補充兵百六十人なりまた海軍々人は豫備兵卒一人あるのみ

第十二章 經 濟 誌

第一節 金 融

金融機關には川崎銀行出張所の外株式會社佐倉銀行全佐倉獎業銀行ともに新町にあり

株式会社佐倉銀行 創業は明治三十二年五月にして其の資本金積立金及び預金等の額左の如し 明治四十二年

七〇

資本金	額	一〇〇,〇〇〇
總拂込金額	額	七,四四二
積立金	額	ナシ
人民預金	額	ナシ
預金	額	ナシ
期末現在	額	ナシ
計	額	三,七五八
銀行貸金	額	三,七五八
貸付金	額	ナシ
貸付	額	ナシ
期末現在	額	ナシ
計	額	一四,九〇三
當在預金貸越	額	ナシ
貸付	額	ナシ
期末現在	額	ナシ
計	額	一〇,九七二

株式会社佐倉銀行 創業は明治三十四年四月にして其の資本金積立金及び預金等の額左の如し 明治四十二年

資本金	額	一〇〇,〇〇〇
總拂込金額	額	五二,〇六八
積立金	額	一九五〇
人民預金	額	四,五八七
預金	額	二,二九二
期末現在	額	一八,七三二
計	額	一九九,七七二
銀行預金	額	一九九,七七二
貸付	額	ナシ
期末現在	額	ナシ
計	額	一,一五五
當座預金貸越	額	ナシ
貸付	額	ナシ
期末現在	額	ナシ
計	額	二,一〇八

金利は抵當の種類及び有無により異れども商品土地抵當にありては年一割五分家屋其他無抵當にありては一割八分とす。歩は三錢八厘乃至四錢五厘なり細民は主として質屋の貸借を行ふ其の店數十戸にして月利十圓に對し、二十七錢五厘二圓に對して三錢五厘を普通とす。

七一

勤儉貯蓄団体には銀行貯蓄郵便貯金主として行はれ又貯蓄団体には大日本婦人農藝會印旛郡部會佐倉町支會あり株式會社佐倉銀行一ヶ年十人百四圓の貯金高あり郵便貯金は三千七百三十三人五萬八千八百八十五錢に達す
明治四十二年四月
 婦人農藝會佐倉町支會は會員百七十二人郵便貯金三千二百五十圓八十錢あり
明治四十四年三月

第二節 生産消費

本町一ヶ年の生産消費は左の如し

- (一) 穀類之部 生産額二萬六千六百五十九圓二十錢九厘
消費額十一萬六千三百七十二圓七十七錢七厘
差引不足八萬九千七百十三圓五十七錢八厘
- (二) 荳類之部 生産額三千二百四十七圓一厘
消費額三千六百九十三圓三十錢九厘
差引不足三百九十二圓三十錢八厘
- (三) 蔬菜之部 生産額五千八百八十二圓六十一錢五厘
消費額八千六百六十七圓五十一錢五厘
差引不足二千九百八十四圓九十錢
- (四) 果物之部 生産額一千二百三十四圓七十錢
消費額二千六百八十七圓四十一錢六厘
差引不足一千四百五十二圓七十一錢六厘
- (五) 家畜之部 生産額五千六百六十一圓七十八錢

- (六) 林野之部 消費額七千二百二十一圓六十錢
差引不足一千五百五十九圓八十二錢
生産額一千四百四十四圓六十四錢五厘
消費額
- (七) 水産之部 差引過一千四百四十四圓六十四錢五厘
生産額百十八圓
- (八) 衣住之部 消費額三萬三千五百九圓五十五錢
差引不足三万三千三百九十一圓五十五錢
生産額
- (九) 雜之部 消費額十四萬三千八十二圓二十七錢五厘
差引不足十四萬三千八十二圓二十七錢五厘
生産額五千九百九十二圓三十七錢六厘
- (十) 肥料之部 消費額十三萬九千二百四十三圓三十錢八厘
差引不足十三萬三千二百五十四圓九十三錢二厘
生産額一萬五千六百四十一圓九十四錢一厘
消費額四千九百四十四圓十九錢六厘
差引過一萬七百一圓七十四錢五厘
生産額五萬三千六百二十三圓四十九錢五厘
消費額
- (十一) 工産之部 差引過五萬三千六百二十三圓四十九錢五厘
消費額

(三) 商業之部	生産額二十一万二千八百八十五圓五十五錢七厘 消費額
(三) 職工之部	差引過二十一万二千八百八十五圓五十五錢七厘 生産額三万八千七百二十四圓五十錢 消費額
(四) 報酬及勞働之部	差引過三万八千七百二十四圓五十錢 生産額十三萬九千八百八十七圓二十八錢 消費額一萬九千九百四十七圓
合 計	差引過十一万九千九百四十四圓二十八錢 生産額五十万九千六百三圓九錢九厘 消費額四十七万八千八百十圓九十四錢六厘 差引過三万九百九十二圓十五錢三厘

第三節 財政

明治四十二年度に於ける本町租稅負擔は國稅四万四千七百七十圓六十三錢縣稅四千五百三十九圓三十八錢五厘町稅七千六百八圓六十二錢五厘計五万六千三百八十八圓六十四錢にして平均一戸當三十四圓三十二錢四厘一人當七圓十七錢一厘とす又歳入出各一万五千五十八圓七十錢なり

第四節 佐倉稅務署

佐倉町内彌勒町九十四番地にあり創設年月日不詳もと新町字仲町北側四十三番地にありしが明治三十八年九

月二十四日(舊佐倉區裁判所跡)に移轉し以て今日に至る其の算轄區域は印旛郡一圓とす
 ○納稅施設 千葉縣印旛郡の各町村は近來滯納者を少からしめんとの趣意により納期に接し未納の多かるべき虞れある場合は役場使丁を派して督促せしめ若くは吏員出張督勵を加ふるの風習漸次普及せり右の中稅務署の督勵に余儀なくせらるるものさ然らざるも進んで爲すものごあり就中國庫交付金の町村の收入上相當の額を占め居る町村は稅務署の注意督勵を俟たず自然に行はるるの傾きありとす今明治四十二年度國稅完納の町村に對し表彰狀を交付したるもの左の如し
 根郷村(一ヶ年) 川上村(一ヶ年) 彌富村(一ヶ年) 阿蘇村(一ヶ年) 白井村(一ヶ年) 船穂村(一ヶ年)
 年(志津村(二ヶ年) 宗像村(二ヶ年) 大杜村(二ヶ年) 永治村(二ヶ年))

第五節 佐倉區裁判所

明治二十一年七月千葉治安裁判所佐倉出張所と稱し佐倉町内彌勒町九十四番地(舊彌勒小學校跡)に廳舎を設置し川久保維之が所長たり降りて裁判所構成法實施の結果として明治二十三年十一月一日佐倉區裁判所と改稱し成田町及び木下町字竹袋に出張所を設け登記事務を取扱ふ全三十六年五月小關衛所長となる開廳以來の廳舎は彌勒區より無償貸供なりしが全三十八年九月廿四日同町幸田和助氏全町字松勝九十二番地に獨力以て廳舎を造營して貸供せしが明治四十二年に至り全町三谷專吉實川定吉の二氏主唱となり外數百名と共に地方裁判所を經由して當所に於て裁判事務を開始せられんことを司法省に請願すると共に全年度帝國議會に於ては大塚常次郎氏外六名を以て全様の件を請願せしに幸にも吉植庄一郎稻村辰次郎二氏の紹介によりて採用せら越えて翌四十三年度の議會に於ても前年全様の状態を以て建議案として通過せしかば開廳以來單に登れ記事務のみを取扱ひ來りし當區裁判所は明治四十四年十一月一日茲に裁判事務をも開始するに至れり於是乎彌勒區は廳舎の増築を營み之を貸供す現廳舎即ち是なりこれと全時に榎木貫則判事に補せられ佐倉警察署長警

視宮村豊は検事々務取扱を命ぜられ以て今日に至る其の管轄は印旛郡一圓とす

第十四章 運輸交通土木誌

本町を經由する縣道二あり即一は西東京より發し本郡日井町に入り本町を西より東に貫通する成田街道は酒々井町に入り成田町に達す又一は千葉郡千葉町より發して本郡根郷村に入り本町に達し成田街道に通す而して本町よりは又別に西北に進みて印旛沼を涉り木下町に到るものあれど未開修線路なりこれ等縣道本町經由の延長一里十四町五十一間なり其の他樞要里道は四隣各村々に通じ延長十五里十八町四十一間

鐵道は東京兩國を基点とする總武鐵道は根郷村佐倉驛を経て遠く海上郡銚子町に到る又成田鐵道は佐倉驛に於て總武線と連接して東北にすゝみ成田町に至る其の停車場は即兩鐵道線の結合点に當るを以て昇降の客荷物の搭載下降等甚だ繁し其の距離千葉へ十哩東京(錦糸堀)へ三十一哩八街へ五六哩酒々井へ三八哩あり水運は田町河岸より鹿島川により印旛沼を経て各地に舟楫の便ありと雖も僅に穀類木竹材石その他雜貨の類を輸送するに止り其の船舶又は小廻船なり

其他小道路極めて多けれども市街の發達せる個所は大道に添ふ地を以てす目下人力車の便ありて何へも赴くべく又近く東京より船橋習志野を経てこの地を過ぎ公津村宗吾靈堂附近より更に成田町に通する京成電氣鐵道株式會社の電車開通の計畫あり従つて又未成線なる鐵道院の別線船橋よりこの地に至る直通の鐵道も近きに通すべく交通殊に運輸に及ぼす利益大なるも市街交通に於ては地勢の然らしむる所町への出入は必ず一の坂路を昇降せざるべからざるを以て甚だ不便なるもの多しその鐵道停車場は根郷村六崎の地域内にあるを以て鐵道昇降客及貨物に及ぼす不便なきあたはず

通信機關には佐倉郵便局ありて電信電話の事務をも扱へり
佐倉郵便局は明治五年七月の置局にして全八年一月五等郵便局と改定其の後四等三等を改定せられたるも年

月不詳夫より明治二十三年七月一日電信事務開始に伴ひ三等郵便電信局と改稱せられたるも電信事務を二等電信局へ專屬せしめたる結果郵便局と改稱し越えて明治三十六年四月一日電信事務を合併し特定三等郵便局と改稱し以て今日に至る

切手賣下所	三五
通常郵便	七〇三、一四〇
小包	六九二、四九二
留書	七、五五五
電信	一、六五五
電信	一〇、六六九
信發	四、二二二
信發	七、七七二
信發	五、五三九
信發	一、三三八

電話は其の機一なれども明治四十四年九月一日より特設電話の開通せるありて一層の便を加へたり加盟者四十六名なり

附

鹿嶋 橋 田町にありて舊城の西北鹿嶋川に東西に架す

佐良田 橋 鏑木六崎根郷の間に在りて南北に跨る

寺崎 橋 鏑木寺崎千代田村の間に架す

電燈 明治四十五年一月二十二日佐倉電燈株式會社創設せられ一般公衆に對し電燈点火せらるるを以て夜間に便を與ふること大なり事務所は鏑木町にあり

第九 佐倉町誌終

第十 根郷村誌

第一章 位置地勢土質地目誌

第一節 位置區分廣袤

根郷村は本郡の中央より稍南に偏して位置す即ち佐倉町の南にありて東は和田村南は旭村彌富村に西は千代田村と境す六崎寺崎太田城石川木野子大塚塚小塚塚神門佐倉彌勒町飛地^{六崎村城入會地}石川村入會地より成る東西二十四町南北一里十八町面積一千二百町歩あり役場は六崎にありて本郡衙まで三十五町十九間

第二節 地勢土質地目反別

地勢概平垣にして四圍に低地なり其の形稍四角形をなす大畧壤土第四紀古層に屬するも第四紀新層砂質壤土及び壤砂土等相交り地味甚た肥沃なるに非るも皆耕作に適せり其の地目反別左の如し

(一) 國有地	反別	地價
(2)(1) 社寺地	一、八三〇・六	一、二九、一六七、九五〇
(2) 池沼地	一〇〇〇	一〇、五三八、五七〇
(3)(2) 1) 田宅地	四三四、六九二・八	二一、七六七、五七〇
(3) 畑地	五四一、〇一九	
(二) 民有地	反別	地價
	一、八四〇・六	

(4) 池沼	一八	〇二〇
(5) 山林	四〇一、六〇一・八	三、四二六、八二〇
(6) 原野	五七、一六〇・七	一九六、六二〇
(7) 雑種地	二七二・一	八六〇
計	一、二〇〇、〇二〇	一六五、〇九八、四一〇

第二章 水系誌

第一節 河川

物井川は彌富村より來り村の南方及び西方を廻り高崎川は和田村より來り村の東方及び北方を廻り村の北端に於て二川相合して佐倉町に流る

第二節 水利

右の二川は河身稍大なるを以て小舟を通ずるを得然れども印旛沼氾濫する時は水逆流して沿岸の大部水害を被ることあり其の他溝の如きものは所々にあるを以て灌漑に著しく不便を感ずるの土地なし

第三章 戸口生業物産誌

第一節 戸口

明治四十二年十二月三十一日現在によれば本村の現住戸數六百九十八戸にして人口は本籍に於て男一千八百三十七人女一千八百三十人計三千六百六十七人現住に於て男一千八百八十八人女一千八百三十一人計三千六百三十一人なり其の本籍人口動態は出生百十二人死亡九十六人婚姻四十一人離婚五人死産二十人なり

第二節 生業生産物

農業は産業の殆全部を占め其の戸數五百六戸あり生産物は米麥豆菽雜穀類野菜類とす蠶業は近年大に進歩せるも單に生繭を得るを目的とするのみ其の數量二百五十石價格七千五百圓^{四十}を産す牧畜は家禽の外馬豚等あり林樹には松杉竹ありて用材薪炭を得るを目的とす

村 農 會 明治三十八年十二月二十五日の創設にして農業の改良發達を圖るを目的とし會員二百六十三人あり

暗 渠 排 水 六崎區の一區域停車場を距る東方約三町高崎川に沿ひ南方に丘陵と相接し用水路の設備あれども悪水排除の便を缺き且傾斜緩慢なる爲土地常に濕潤にして二毛作は勿論稻作と雖良結果を得ざりき茲に於て此地の篤農家渡邊庄治氏等大に之を患ひ技術員監督の下に明治四十三年工を起し全四十四年四月竣切せり地積二町一畝十六歩にして工費總額金二百六十八圓余一反歩當工費金十三圓余なり暗渠施設前後を比較するに地形は長方形にして南方より東北方に延び其の頭部は粘質壤土にして下方の半部は輕鬆地なり地盤脆弱田中處々冷水湧出し肥料の運搬耕耘等にも頗る困難を感せしのみならず含水量過多にして肥料の分解力鈍く生育良好ならざりしが暗渠施設後は粘質地風化作用行はれて耕耘を容易ならしめ肥料の効果を促進し輕鬆地は排水宜しきを得地盤鞏固となり耕耘運搬の便を得光風よく滲透して肥料の効果を完ふせしむる等施設前に比し非常の便益を得るに至る頭部一反余歩の地に麥を培養したるも漸々として秀で生育良好なれば其の米作に於ても質其の品質を精良ならしむのみならず其の收穫に於ても多大の増收を得んこと復疑を容れざるべし以て農事改良有利の具体的一證とすべし

漁業は是を營業となすもの七戸あり鯉鰻鮭鮎蝦を主なる生産物とす

副業には大字六崎區に於て蕪筴製造の業頗る盛なり同部落は印旛沼の上流たる高崎川に沿ひ往々水害を被り從て農閑の時季も亦多かりしを以て從來は紡糸を農家の副業となし來りしが其の收得僅少なるが故に原料の豊富にして且有利なる蕪筴の製造に漸次轉業するに至れり其の製造者は現今四十余戸あるも專業者なく何れも時節を選はず農閑を利用して從事す從業者多くは婦女子にして男子の之に従事する者甚だ稀なり製造量は技能の巧否により一定しがたしと雖二人にて一日六枚乃至九枚を程度とす而して其の工賃は原料代を控除して一日一人十六錢内外とす生産する總數量は一ヶ年七千乃至八千枚其の價格四百二十圓乃至五百圓とす

第四章 教 育 誌

本村の學齡兒童數男二百五十六人女二百三十四人計四百九十人にして内就學兒童數は男二百五十五人女二百一十二人計四百七十二人なり就學歩合男九十七人六分六厘女九十四人八分七厘平均九十六人三分三厘なり教育費年額三千三百五十三圓とす^{明治四十三年度}

第一節 學 校 教 育

(一) 根郷尋常高等小學校

明治六年五月村內六崎寺崎石川の三村合同して六崎村鏡寶寺を校舍に充用して授業を開始し六崎小學校と稱す七年九月寺崎石川の二村は六崎小學校組合より分離し村内に寺崎小學校及び石川小學校を置く明治六年六月村內なる元神門小篠塚木野子の三村は小篠塚慈眼寺を仮校舍として兒童を收容したるが幾もなく旭村なる舊馬渡吉岡彌富村なる舊坂戸等の小村と協同して馬渡小學校を置きたりされど數年ならずして神門村に新に

校舎を設置したり全二十年九月従来の小學校を廢し更に櫻南大誓協和の三尋常小學校を置き全二十七年八月協和尋常小學校に高等科を設置して次て全三十六年七月一日大誓櫻南二尋常小學校と協和尋常高等小學校の高等科を合併して根郷尋常高等小學校と改稱す協和尋常小學校は獨立して神門區に設置せられしも教育統一の聲喧しく全校又廢止となりて根郷尋常高等小學と併合して分教場を太田區に置く全四十二年一月分教場改築落成全年三月本校舎を城區に起工し十一月新築竣功十二月十九日開校式を舉げ今日に至る明治四十三年度末現在尋常科九學級にして男二百四十二人女二百三十二人また高等科一學級にして男三十七人女九人なり其の出席歩合尋常科八十三人五分高等科は九十六人五分八厘にして卒業兒童數尋常科男三十三人女二十人高等科男十八人女二人職員は十三人本正男七人女一人本准男一人なり

第一節 社會教育

(一) 青年會

村内の青年を以て組織す而して明治四十二年十月更に各區に青年會を組織し全四十三年十月之を統一して六分會に分つ即西部青年會六崎青年會、城青年會、神門青年會、木野子青年會、小篠塚青年會是なりこれ等各區青年會に於ては明治四十二年十月より夜學會を舉行す其の科目は修身讀書算術法制經濟とす

(二) 老人會婦人會

現時代の趨勢を知得せしむるを目的とし兼て敬老の美風を醇厚ならしむるを以て目的とし春秋二回之を開催す

(三) 兒童文庫

小學校兒童のため小學校に設備するも又廣く村内の兒童青年の閱覽に便す圖書八百七十五冊を藏す

第五章 沿革誌

第一節 郷土の總説

上古の沿革は漠として容易に之を知り難し古鳥取驛と稱せしは本村の邊ならんと云ふも詳ならず○大日本地名辭典云鳥取、古驛名なるが今詳ならず桓武紀延暦二十四年廢下總國印旛郡鳥取驛以不要也とありて全時に埴生郡山方も廢せらるれば是れ千葉郡河曲より香取神宮に向ふ者なるべし大畧其位置は長熊郷の邊と想像せらる一書に鳥取は羽鳥の顛倒にや又鳴矢と相涉りて誤を致すかとあれど今採らず○下總國書今埴生郡取香村是なるべし東鑑廿二丁得江藏人と云人あり此地の人なるにや此は和名抄に載する所の鳥矢郷のことにて鳥矢即ち鳥戸の誤なるべし山城國愛宕郡鳥戸郷あり猶大和國添下郡鳥飼郷加比利筑後國三瀨郡鳥養郷和泉國日根郡鳥取郷河内國大縣郡鳥取郷因幡國邑美郡鳥取郷あり古事記玉垣宮の段に鳥取郡鳥甘部あり日本紀雄略卷に養鳥人ありさてトツカフは鳥飼の轉れるにて傍に駒井野と云あり又此より多古に至れる原野を取香牧と云ふも郷にて驛家を兼ねし證なるべし○中古印東庄に屬し佐倉藩主の領地たり草高三千石佐倉藩に於ける主要の土地たり藩主の千葉に至る常に城區なる並木街道を通過せりと徳川氏の初期に於て最も早く發達したる場所は六崎及び太田の二區とす當時にありて現今の六崎石川城の三區は六崎なる一名稱なりしも後現時の三區に分れたるものなり三區の氏神は麻賀多神社にして隣町佐倉なる鏑木と共に全一なる神社の氏子なりき堀田氏の佐倉に封せらるるに際し始めて分離せり太田は鎌倉時代千葉氏の陣屋のありしのみならず足利氏の千葉小田原北條氏の時陣代を置きし所當時人口櫛比今尙當時の名殘を留むる事跡多し寺崎區は徳川時代の初め開墾したる土地にして元太田六崎の新田なりしとぞ六崎太田に次ぎて開けたるは神門木野子大篠塚小篠塚等なり此邊は元野原にして埴地なりしが漸次開拓せられ人家増加したるは足利時代の中葉にして徳川時代の初期に至り各部落の名稱を附せられ爾來發達して現今に至れるものなり神門區は元隣村なる天邊坂戸等と一區域なりしも堀田氏治世の始一村として分離したるもの幕府時代に於ては藩主千葉に至るの通路なりしが故に人家他に比して櫛比し一時は馬渡と相并び

て比較的段賑を極めたりしも明治の治世に至り亦昔日の如くならず今は唯當時の面影を存するのみ其の石高左の如し

- 石川村 二百八十八石五斗七升五合
- 内同所新田 二石四斗九升九合
- 城村 二百六十三石九斗八升六合
- 内同所新田 七石三斗三升五合
- 六崎村 六百二十一石九斗一升六合
- 内同所新田 二十石四斗七升八合
- 寺崎村 八百四十六升二合
- 内同所新田 九十八石一斗三升二合
- 太田村 五百十九石一斗三升
- 内同所新田 十三石一斗六升
- 小篠塚村 三百十五石九斗五升
- 内同所新田 二石四斗
- 大篠塚村 四百三十一石七斗九升二合
- 内同所新田 一石八斗一升三合
- 神門村 二百二十七石一斗四升四合
- 内同所新田 六石九斗五升
- 木野子村 百十八石二斗一升二合
- 内同所新田 二石七斗一升九合

廢藩置縣後佐倉縣の治下に屬せしが明治四年十一月更に印旛縣と改稱して其の管轄となり第六大區第二小區に屬す是に於て從來の名主を廢して戸長を置く全六年印旛木更津二縣を合併し更に千葉縣となるや又其の治下に入り更に大小區を改め第十六大區第三小區となり岩富村に扱所を置き四十八個村を管理す全九年三小區を更に一小區二小區に分れて第二小區となり大篠塚村に扱所を置き二十三個村を管理す而して各村には用掛を置く全十一年十二月郡區改正を行はれ印旛下埴生南相馬の郡役所の管となるや太田寺崎六崎城石川五ヶ村聯合は太田村に戸長あり小篠塚神門木野子馬渡吉岡五ヶ村聯合は馬渡村に戸長あり而して大篠塚は山梨外數村聯合に組入る全十七年八月聯合の改正ありて六崎村外八個村聯合となり現在の區域を作り羽根井安五郎戸長たり全二十二年四月町村制實施に及び根郷村と名け各村を區と改む

第二節 郷土の各説

(一) 城
 城村六崎の南には圓乗寺あり又千葉一族の占據せる地にて古書には圓城に作る大日本地名辭典○地理 資 城村有圓城寺東鑑曰「僧日胤千葉常胤子居圓城寺會以仁王起兵從死于軍源頼朝寄伊賀山田郷于寺門薦其冥福」本寺蓋常胤爲日胤所創其族有圓城寺氏亦錄日胤之後者附待後考○東葛飾郡小金本土寺に古鐘あり其の銘に曰く銘識の中の利郡は葛飾郡の刑部郷に外ならず

大日本國下總國印東庄六崎大福寺奉治鑄洪鐘三尺三寸右志者爲合法久住利益人天地住持小比兵膽阿一聽鐘聲當願衆生脫三界苦得見菩提
 建治四年大歲戊寅三月廿一日

(二) 六 崎
 小勸□□彌妙圓

上總國刑部郡大工大中臣兼守大日本地名辭典

六崎は佐倉の南鹿島川の低谷を隔てて丘陵に倚る佐倉停車場は六崎に在り千葉系圖に胤正の子胤朝を六崎氏の祖となす鎌倉時代千葉氏の子族六崎六郎左衛門尉之を領し地方の豪族たりき大日本地名辭典

(三) 神門

神門は六崎の南一里千葉より印旛に來る古驛路は神門に達して二分し一は六崎鑄木に向ひ一は長熊本佐倉に向ふ前者は元和以後の開通に係るも後者は蓋香取參詣の古驛路とす謂ゆる印旛郡鳥取驛も此間にありしならん又此の地神門の名義を考ふるに郡處コホトの遺唱かと疑はるれど地形南に僻在して中央四達ヨシノの邑に非ず大日本地名辭典

第三節 村役場

舊藩制度にありては名主に稱するものを各町村に置きたりしに明治三年名主を廢し旭村全部根郷村全部及び彌富村の内飯塚名内田坂戸及び千代田村の内長岡栗山物井の舊二十五個村を合して一區域とし之に戸長一名副戸長一名を置き役場を旭村南波佐間に置きたり是れ町村役場の始なり全四年大區及び小區を置しに當り本村は第一大區第三小區なりき而して役場を彌富村岩富に置かれたり全六年第二小區となり役場は根郷村大篠塚に轉す全十二年大區及び小區を廢し舊各村に民選戸長を置き村治を見しめたり全十八年根郷村區域を一聯合として六崎外八個村聯合と稱し官選戸長を置き全二十二年町村制實施に當り民選村長となり役場を六崎に置きたり其の村長の職に就けるもの左の如し

- 秋葉春次郎 櫻井竹次郎 寺田甚左衛門 中村深藏
- 櫻井竹次郎 秋葉春次郎 中村權兵衛 高宮村藏
- 渡邊庄治 渡貫梅吉

第六章 古墳古墳誌

(一) 城

城區は室町幕府の中葉千葉氏が支城を置きし處にして今は唯壘濠の跡處々に點在するを認むるのみ城趾の丘陵に三四の丘塚あり土地の人當時戰死者を埋葬せる墓なりと傳説し今尙人骨刀劍槍鏃等の腐蝕したるものを掘出すことあり

(二) 用替ヶ丘

太田區にあり鎌倉時代千葉介常胤初めて陣屋を置き當時人屋櫛比一小市をなせりとぞ現時附近の畑地より幾多の礎石瓦片等出づるを見れば昔時の名残を憶ふべし住民藤代氏は千葉氏の歸臣にして常胤より拜領したる膳椀等を藏し古色蒼然として擲すべし

(三) 加藤秀丸墓

木野子區にある一碑なり表面に加藤秀丸之墓と刻す傳云徳川氏の初世肥後の加藤氏の孫徳川氏の動靜を探知するの目的を以て來住し後僧となり一寺院を創立して之に往し四近の民を愛撫し晩年人に命じて生理をなさしめて死せりとぞ里人爲に碑を建て一祠を創めて之を祀る今は唯墓碑の存するのみ

第七章 名勝誌

(一) 熊野石

太田にあり新撰佐倉風土記云在印旛郡太田村今祀熊野神社舊風土記曰傳言百五十年前村民某詣于紀伊國熊野社將歸青石着鞋大可桃核從棄從着怪之取盛于袋日々覺其長且重逮還家則袋不可容遂神之祀爲熊野權現奉承其欽而其長亦不已初祀屋後後移諸外焉其民經四世而石今三尺九分圓周一尺四寸狀扣收傘其家言一歲所長必可米大校之四十年前既長六七寸也按西陽雜俎云利州臨江府有一寺寺前漁釣所集有漁人網得一石如拳固乞寺僧置于佛殿中石遂長不已經年重四斤文苑彙編引錄異記載洪州賣石子越王山下胎仙觀前長七八尺圍三丈餘而七日內稍小長三尺

遂至有七八寸由是觀之則石有長者亦有消者蓋浩然之氣充塞天地者莫所不至而其稍長亦將有所極矣

六崎にあり○新撰佐倉風土記云在印旛郡六崎村舊風土記曰傳高岡村民竊石川村長榮寺鐘而過此所急追遂棄而去矣

第八章 神社誌

明治四十二年末日に於て本村の神社数は左の如し

郷社	村社	無格社
二	六	二二
神	社	數
官有	官有	官有
内	内	内
三	六	一五
別境	別境	別境
四四三	六二二四	七四〇九

(一) 郷社麻賀多神社

大篠塚村字龍替にあり稚産靈命を祭る創立は明應元年九月十日にして郷社の列に加はりしは明治十年八月廿五日に有之候其の他縁由沿革は無之候社殿は間口二間奥行一間半境内五百七十五坪官有地にして氏子百戸あり郡司秀綱神官たり管轄廳まで三里十町とす細帳

(二) 郷社麻賀多神社

城字春路にあり稚産靈命を祭る由緒不詳社殿間口一間半奥行一間半境内五百十六坪官有地あり神官は田中長右衛門にして氏子百五十戸を有し管轄廳まで四里とす境内二社あり即

一、三峯神社 伊邪那美命を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行四尺

二、疱瘡神 直兒神を祭る由緒不詳建物間口一尺五寸奥行二尺神社明細帳

(三) 村社南六所神社

寺崎字宮前にあり伊弉諾命伊弉册命大己貴命瓊々杵尊大宮賣少名彦名命を祭る由緒不詳社殿間口二間奥行一間五尺境内三百坪官有地あり田中長右衛門を神官とし氏子百七戸を有し管轄廳まで四里十五町なり境内三社あり

一、愛宕神社 火之迦具土命を祭る由緒不詳建物間口四尺奥行二尺

二、大杉神社 大己貴命を祭る由緒不詳建物間口四尺奥行三尺

三、子安神社 木之花咲耶姫命を祭る由緒不詳建物間口四尺奥行三尺神社明細帳

(四) 村社六所神社

寺崎村字升ノ内にあり伊弉諾命伊弉册命大己貴命瓊々杵尊大宮賣少名彦名命を祭る山緒不詳社殿間口二間奥行一間半境内百六十坪官有地あり田中長右衛門を神官とし氏子百七戸を有し管轄廳迄四里十五町とす神社明細帳

(五) 村社神門神社

神門村字宿にあり素盞鳴命を祭る由緒不詳社殿間口六尺奥行八尺境内二百二十二坪官有地あり神官は八坂神社祠掌兼務田中長右衛門にして氏子三十七戸あり管轄廳まで三里十七町とす境内三社あり即

一、天神社 菅原道真公を祭る由緒不詳建物間口六尺奥行六尺

二、子安神社 木花咲耶姫命を祭る由緒不詳建物間口一尺奥行一尺

三、大杉神社 神直日神を祭る由緒不詳建物間口一尺奥行一尺神社明細帳

(六) 村社諏訪神社

木野子村字諏訪向にあり建御名方命を祭る由緒不詳社殿間口三間奥行三間境内五百二十八坪官有地あり田中長右衛門を神官とし氏子二十三戸あり管轄廳まで三里二十町三十九間とす境内二社あり即

一、金刀比羅神社 大己貴命を祭る由緒不詳建物間口四尺奥行五尺

二、天神社 菅原道真公を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行四尺

間口二間奥行五間の遙拜所あれど由緒詳ならず神社明細帳

(七) 無格社淺間神社

六崎村字山下にあり木花咲邪姫命を祭る由緒不詳社殿間口一間半奥行一間半境内三百七坪官有地あり神官は田中長右衛門にして氏子四十戸を有し管轄廳まで四里十町二十一間あり境内三社を祭る即

一、淺間神社 木花咲邪姫命を祭る由緒不詳建物間口一間奥行一間

二、疱瘡神 直毘神を祭る由緒不詳建物間口一間奥行一間

三、嚴嶋神社 市杵島姫命を祭る由緒不詳建物間口一間奥行一間神社明細帳

(八) 無格社妙見神社

六崎村字小山崎にあり天御中主命を祭る由緒不詳社殿間口一間半奥行一間半境内二百坪民有地あり神官出中長右衛門にして氏子二十五戸を有し管轄廳まで四里十町二十一間なり境内二社あり即

一、疱瘡神 直毘神を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行三尺

二、子安神 木花咲邪姫命を祭る由緒不詳建物間口三尺と奥行二尺神社明細帳

(九) 村社菅原神社

石川村字新屋前にあり菅原道真靈を祭る由緒不詳社殿間口二間奥行一間半拜殿間口四間奥行二間境内二百五十四坪官有地あり神官は八坂神社祠掌兼務田中長右衛門にして氏子二十九戸を有し管轄廳まで四里十一町二間あり神社明細帳

(十) 村社麻賀多神社

太田村字用替にあり稚産靈命を祭る由緒不詳社殿間口四間三尺奥行二間三尺境内四百二十坪官有地あり氏子九十二戸を有し田中長右衛門これが神官たり管轄廳まで三里二十五町とす境内一社あり即

一、三峯神社 伊邪那美命を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行三尺神社明細帳

(十一) 其他の神社 (神社明細帳)

社名	社格	所在地	祭神	由緒	社殿間數	境内坪數	神官	氏子數	管轄距離	備考
神明社	無格社	寺崎村新小路	天照太神	不詳	間口一間奥行一間半	一三五	田中長右衛門	一〇七	四里十五	北六所神社末
天神社	末社	寺崎村字升ノ内	菅原道真靈	不詳	間口一間奥行一間半	七六	人	一〇七	全前	
淺間神社	無格社	寺崎村字新小路	木花咲邪姫	全	間口一間奥行一間半	八一	人	一〇七	全前	
水神社	全	全	水波比賣命	全	間口五尺奥行六尺	一五	人	全	全前	
道祖神社	全	神門村字宿向	道友太神	全	間口五尺奥行六尺	一〇〇	人	二〇八	三里十七	
熊野神社	全	神門村字後	伊邪那岐命	全	石	一六〇	人	二〇八	全	
道祖神社	全	神門村字親父澤	道友太神	全	石	二〇	人	二〇八	全	
天御中主神	全	木ノ子村	天底立命	全	間口六尺奥行六尺	八八	人	一一〇	二里廿町三十九間	
大鷲神社	全	木ノ子村	天日鷲命	全	間口四尺奥行六尺	八八	人	全	全	
北野神社	全	小條塚村	菅原道真	全	間口四尺奥行五尺	五	郡司秀綱	四三	三里十七町四間	
淺間神社	全	全	木花咲邪姫	全	間口五尺奥行一間	二五	人	四三	全	
日枝神社	全	全所字宮	大己貴命	全	間口四尺奥行四尺	九	宮下榮廣	四三	全	
三山神社	全	城字春路	稻着魂命大山	全	石	三〇〇	田中長右衛門	一〇五	四里	
熊野神社	全	六崎村字棒作	伊邪諾命伊邪冊命	全	間口一間奥行一間半	二四〇	人	二七	四里十町廿一間	
辨財天社	全	全村字時崎	市杵島姫命	全	間口一間奥行一間半	一九〇	人	二五	四里十一町廿一間	

寶船神社	全	六崎村	高雷龍	全	間口一間	二七六	全	八八	四里十町	
愛宕神社	全	貴船合	火之迦具奈	全	間口一間	九〇	全	八八	廿一間	
鷲宮神社	全	山	神	全	間口一間	九六	全	八八	全	
熊野神社	全	太田村字	天日鷲命	全	間口一間	九六	全	九二	三里廿五	麻賀多神社攝
淺間神社	全	太田村字	伊弉諾命伊弉	全	間口一間	五〇	全	九二	全	全前拜殿間口五
		馬場	冊命事解男命	全	間口一間	五〇	全	九二	全	間奥行二間三尺
		太田村字	木花咲耶姬	全	間口一間	五五	全	九二	全	
		淺間前	命	全	間口一間	五五	全	九二	全	

第九章 寺院佛堂誌

明治四十二年に於て本村の寺院数は左の如し

寺 院 數 一〇
 官有地境內 五
 筆地境內 一、一一六
 反官有地境內 別

(一) 玉藏院 神門村字宿にあり真言宗にして本寺大聖院未なり藥師如來を本尊とす由緒不詳堂宇間口六間奥行六間庫裏間口八間奥行五間境內五百七十七坪官有地あり住職は飯東快室にして檀徒二百五人を有し管轄廳まで三里十七なり境內佛堂一字あり即

一、弘法大師堂 弘法大師を本尊とす由緒不詳建物間口一間奥行五尺なり寺院明
 (二) 西福寺 大篠塚村字堀苜にあり真言宗にして大聖院門徒なり阿彌陀佛を本尊とす行基菩薩の作にして開山眞善和尚元龜三年七月廿八日に創立す堂宇間口六間半奥行五間半庫裏間口六間奥行三間半境內四百六十二坪民有地あり

住職は飯東快室にして檀徒三百十二人を有し管轄廳まで三里十町なり寺院明
 (三) 慈眼寺 小篠塚村字田端にあり曹洞宗にして本寺大隆寺未なり藥師如來を本尊とす由緒不詳堂宇間口八間奥行五間庫裏間口八間奥行四間境內六百七十五坪民有地あり檀徒二百二人を有し管轄廳まで三里二十町とす境內佛堂一字あり即

一、弘法大師堂 弘法大師を本尊とす由緒不詳建物二間四面なり寺院明
 (四) 圓城寺 城村字番塚に在り淨土宗にして清光寺未なり座像阿彌陀如來を本尊とす由緒不詳堂宇間口六間奥行四間三尺境內四百九十二坪官有地あり檀徒一人にして管轄廳まで四里一町とす寺院明

(五) 養昌寺 石川村字新屋前にあり曹洞宗にして小本寺淨泉寺未なり十一面觀世音菩薩を本尊とす弘治三年乙卯正月十五日創立堂宇間口四間半奥行二間半境內二百十九坪民有地あり住職は房田德本にして檀徒百七十二人を有し管轄廳まで四里十一町二間なり寺院明

(六) 密藏院 寺崎村字新小路にあり真言宗にして小本寺大聖院未なり阿彌陀如來を本尊とす享保十二年の再建にして堂宇間口六間奥行八間境內五百五十五坪民有地あり住職は竹本教滲にして檀徒百七人を有し管轄廳まで四里十五町とす境內佛堂一字あり即

一、大 師 堂 弘法大師を本尊とす由緒不詳建物は間口一間奥行一間寺院明
 (七) 鏡 寶 寺

六崎村字外海道にあり真言宗にして大聖院未なり金剛界大日如來を本尊とす由緒不詳堂宇間口七間奥行六間

庫裏間口三間三尺奥行六間三尺境内三百坪官有地第四種あり住職は高木快實にして檀徒三十八人を有し管轄廳まで四里十町二十間なり境内佛堂二字あり即

一、大 師 堂 弘法大師を本尊とす由緒不詳建物間口一間奥行一間一尺
二、不 動 堂 不動尊を本尊とす由緒不詳建物間口二間奥行二間一尺寺院明帳

(八) 普 門 院

六崎村字時崎にあり真言宗にして大聖院末なり金剛界大日如來を本尊とす由緒不詳庫裏間口二間三尺奥行四間三尺境内二百五十一坪民有地第一種あり住職は飯東快實にして檀徒三十四人を有し管轄廳まで四里十町二十一間なり境内佛堂三字あり即

一、藥 師 堂 藥師如來を本尊とす由緒不詳建物間口一間三尺奥行一間三尺

二、觀 音 堂 如意輪觀世音菩薩を本尊とす由緒不詳建物間口一間三尺奥行一間三尺

三、大 師 堂 弘法大師を本尊とす由緒不詳建物間口三尺奥行三尺寺院明帳

(九) 新 照 寺

太田村字宮馬場に在り真言宗にして大聖院末なり不動明王を本尊とす由緒不詳堂宇間口六間奥行五間境内五百四十二坪民有地第一種あり住職は櫻井照順にして檀徒四十九人を有し管轄廳まで三里三十五町五間とす境内佛堂一字あり即

一、大 師 堂 弘法大師を本尊とす文政十一戊子年十一月創立間口五尺奥行六尺寺院明帳

(十) 東 泉 寺

太田村字芋作にあり曹洞宗にして大隆寺末なり阿彌陀如來を本尊とす由緒不詳堂宇間口七間奥行五間境内七百八十四坪官有地第四種あり住職は鈴木太山にして檀徒五十五人を有し管轄廳まで三里二十五町とす境内佛堂一字あり即

一、大 師 堂 弘法大師を本尊とす文政十一戊子年三月の創立にして建物間口七尺奥行六尺寺院明帳

(十一) 藥 師 堂

寺崎村字新小路にあり小本寺大聖院末にして真言宗に屬し藥師瑠璃光如來を本尊とす堂宇間口五間奥行四間境内三百坪官有地第三種あり住職は密藏院住職鷲嶺運亮之を兼務し信徒六百人を有し管轄廳まで四里十五町あり佛堂明帳

第十章 衛生警察兵事誌

第一節 衛 生

避病院は建設後一回も之を使用したることなし又村内集會の場所には風呂場を備へて公衆の入浴に便す明治四十二年に於て傳染病患者九人にして内腸室扶斯患者二人死亡一人實布埜利亞患者一人其の他の患者三人死亡二人なり又種痘人員は初種の者百十六人なり内不善感なり三十人

第二節 警 察

駐在所は城並木縣道の側にあり明治三十三年の創立なりこの以前は或は民家を以て仮用せしことあり或は佐倉警察署より直接巡查の派出せしことありしが明治四十一年四月佐倉警察署根郷村巡査駐在所と改稱し所屬署まで十八町あり賭博盜竊違刑罪を犯罪の主なるものとす

第三節 兵 事

在郷軍人會は明治四十年二月の創設にして會員五十二人あり又全四十二年に於て陸軍々人總數百五十二人に於て内現役二十八人將校一人下士二人兵卒廿五人豫備役二十一人將校一人下士二人兵卒十七人後備役二十一人將校一人下士三人兵卒十七人歸休兵七人補充兵七十五人なり又海軍は現役兵卒一人豫備役兵卒一人後備役下士一人計三人なり

第十一章 經濟誌

第一節 金融

鐵道敷設以前は一個の農村なりしも其の以後は商工業者増加し目下農七分商工三分の割合なり而して田畑山林の面積多けれども年々洪水の損害を被ること多大なれば金融につかるゝは免れざる所なり金利は年壹割五分より一割の間であり之が機關と云ふべきものなく多くは個人貸借によりて融通を計るのみ又細民は一戸の質屋四十二年十二月末日によりて金融をなすもの多し

勤便貯蓄の團體には六崎石川城三區の信用組合及び無限責任根郷村農事信用組合あり前者は明治三十七年四月の設立にして加盟者四十二人千七百七十二圓の貯金あり後者の設立起源及び發達を觀るに元來本村は鹿島川の上流なる一支川を隔て、佐倉町に隣接せるを以て奢侈遊惰の風習を馴致し加ふるに鐵道の敷設せらるるに及んで各所に移住するものは無賴の徒多く爲に博奕大に流行し俗に親分なる者居住するに至れり故に人心は輕薄に流れ隣保相助の念は日に缺乏し納税は延滞し地主小作人間時々切引の紛議を起すこと頻々たり又耕地他町村に轉賣するもの殆ど十分の三以上に達し專業農家にして他に日傭稼をなすもの日々數十人疲弊益甚しく交通機關の發達に伴ひ戸數益増加せるに拘らず農業戸數は反對に減退し耕地隨て過剩を示すに至り前途甚た寒心すべきの狀を呈せり此時に當り有志者相謀り法令の下に農會を組織し風紀の改善と農業上諸般の改良を促し肥料種苗の共同購入を實行せんとせしも農民疲弊の餘響甚しく當業者は資金供給の途に苦めり是よ

り先き時の農會長渡邊庄治農業資金を得るは貯金の獎勵に竣つの外なきを認め有志を糾合し勤儉貯蓄の目的を以て共濟貯金を起し會員は毎月二十錢づゝを醸出して郵便貯金となし傍ら農事に關する談話會を開きて會員相互の親睦を謀りつゝあり時に明治三十五年秋季の暴風雨に次で水害を被り農家の慘害名狀すべからず本會員も亦其慘害を被りたれば救済の爲め該貯金を融通して之に充て該會を解散す共濟貯金會の施設經營は村農會の設立と共に稍宜しきを得風紀の改善農事上に一大進歩の端緒を開き水害の救済は備荒貯蓄の念を喚起し遂に明治三十七年四月信用組合の設立を見るに至れり即根郷村農事信用組合是なり組合區域は根郷村一圓なれども先以て六崎石川城三大字の住民を網羅し其の効果を擧て然して後全區域に普及するの方針を採り組合員は獨立自營の精神を鼓吹し専ら勤儉貯蓄を實踐して廣く其の主旨を周知せしむることに奴めたり事務は各理事に於て分掌すと雖専ら渡邊組長其の衝に當り貸付金は凡て對人信用にして用途は舊債償還肥料購入を主とす未だ延滞の爲め信用を失したる組合員を出したることなし貯金は組合區域内を以て六組に分ち集金帳なるものを作り組合員輪番に組内の貯金を取纏め事務所に持參する方法を採る本組合は設立以來茲に九ヶ年理事者の熱誠と組合員が組合の旨趣を會得したるの結果順況の發達をなし四十三年度末現在組合員數四十四人出資口數百三十八口出資金千三百八十圓貯金一千三百餘圓貸付金三千二百餘圓準備金特別積立金合せて六百有餘圓に及び農家經濟上に多大の利便を與へつつあり設立當時に在りては理事者の融通機關の如く誤解せるものなきにあらざりしも組長以下役員熱心と誠實とは組合員の腦底に徹し今や組合の精神を自覺し中産以下農民の爲め最も必要なる機關なることを一般に認識せられ舊來不規律なる取引上の慣習を減殺するに至れり尙其の他二三著しき効果を擧ぐれば農家は資金缺乏の肥料購入期節に於て容易に低利の資金を融通し得る便を得たる爲從來の延拂購入に比し一二割の廉價を以て購入し得らるること農家は納税期節又は收穫期に當り農産物を賣り急ぎの爲損失を讓したりしも低利借入れの便宜を得たる爲これを免れたること昨四十三年度の凶作には低利資金の供給を仰ぎ組合員に貸付し其の困危を救済するを得たること等に過ぎざるも其

の間に受くる利益は收舉に違めらすと
其の他青年會は加盟者百五十名貯金三百九十三圓に達す

第一節 生産消費

本村一ヶ年の生産消費は次の如し

- (一) 穀類之部 生産額十萬一千九百九十圓九錢五厘
消費額六萬二千四百二十二圓二十九錢五厘
差引過四萬一千七百四十七圓八十錢
- (二) 荳類之部 生産額五千九百二十六圓十五錢六厘
消費額三千三百六十一圓五十三錢六厘
差引過二千五百六十四圓六十二錢
- (三) 蔬菜之部 生産額一萬三千四百四十四圓九十四錢
消費額七千九百四十四圓七錢七厘
差引過三千二百五十四圓七錢三厘
- (四) 果物之部 生産額九百九圓十九錢八厘
消費額六百五十六圓五十二錢三厘
差引過二百五十二圓六十七錢五厘
- (五) 家畜之部 生産額三千二十七圓三十錢
消費額一千七百五十四圓八十錢
差引過一千二百七十二圓五十錢

- (六) 林野之部 生産額五千四百二十八圓八十七錢八厘
消費額
差引過五千四百二十八圓八十七錢八厘
- (七) 水産之部 生産額二百七十七圓七十七錢四厘
消費額六千三百三十二圓八十錢八厘
差引不足六千三百三十五圓三錢四厘
- (八) 衣住之部 生産額
消費額三萬九千九百二十二圓二十一錢五厘
差引不足三萬九千九百二十二圓二十一錢五厘
- (九) 雜之部 生産額一萬五千九百十七圓八十四錢六厘
消費額四萬八千四百四十九圓六十八錢七厘
差引不足三萬二千五百三十一圓八十四錢一厘
- (十) 肥料之部 生産額一萬五千七百七十圓八十二錢四厘
消費額二萬五千六百四十八圓十四錢
差引不足一萬四百七十七圓三十一錢六厘
- (十一) 工産之部 生産額一萬五千七百七十圓八十二錢四厘
消費額
差引過一萬五千七百七十圓八十二錢四厘
- (十二) 商業之部 生産額三萬四千七百六十圓
消費額

(三) 職工之部

差引過三萬四千七百六十圓
生産額六千四百五十四圓五十錢
消費額

(四) 報酬及勞働之部

差引過六千四百五十四圓五十錢
生産額一萬九千三百八十六圓
消費額三千二百二十三圓二十錢

合 計

差引過一萬六千二百六十二圓八十錢
生産額二十三萬四千九百六十七圓八十四錢六厘
消費額十九萬六千五百六十二圓七錢一厘
差引過三萬八千四百五圓七十七錢五厘

第三節 財政

明治四十二年度に於ける本村の租稅負擔は國稅一萬七千三百八十四圓三十錢五厘縣稅四千四百二十一圓十八錢五厘村稅五千七百九十三圓三十一錢計二萬七千五百九十八圓八十錢にして平均一戸當三十五圓三十一錢一厘一人當六圓四十七錢二厘なり又其の歲入出各五千六百八十九圓なり

第十二章 運輸交通土木誌

村の殆ど中央を南北に縦貫する縣道あり總武鐵道は村の西北を走り北端の一部六崎に佐倉停車場あり成田線此地に會し總武線は更に北東に向ひ銚子に至る銚子より積載する漁貨此の地方の木材の運送成田不動尊參詣客等最賑はし

水運には物井川一名高崎川、一名横河の會合以下僅に漁舟解舟の砂利等を運搬來往するに過ぎず
郵便は村の南部は馬渡郵便局の配達區に屬し北部は佐倉郵便局に屬す郵便物の集配は六崎の地停車場通りを除く外は毎日一回なり電信線は縣道鐵道に沿ひて架設し佐倉停車場に於て公衆電信を取扱ふ電話は單に停車場に於ける警察用鐵道用あるのみ

第十根郷村誌終

第十一章 和田村誌

第一章 位置地勢土質地目誌

第一節 位置廣袤區分

和田村は本郡の殆ど中央佐倉町の東南に位し東は八街村西は根郷村南は八街彌富兩村に北は佐倉酒々井の兩町に接す直彌八木高崎宮本米戸寒風上別所天邊上勝田八街村への飛地を除く下勝田瓜坪新田、坪山新田、長熊上代高岡、佐倉野狐喜飛地大蛇村飛地より成り東西一里南北一里二町面積千三百三十二町歩弱を有す役場は寒風區二百六十九番地にあり郡衙まで一里一町二間

第二節 地勢土質地目反別

地形龜の躍るに似たり大別して北部及び南部の三高地とす北部高地は佐倉町酒々井町に連る部分にして長熊上代高岡の三區之に居るこれと耕地を隔てて相對するは即中部高地にして八木、高崎、寒風の三區及び上下兩勝田直彌の一部分これによる更に耕地を境として南部高地あり上下兩勝田直彌の大部分及び瓜坪米戸上別所天邊宮本の五區これに居り東八街村南彌富村に高地によりて接續す土質は概して壤土第四紀古層に屬するも砂土第三紀層相交り地味膏饒と云ふに非るも耕作に適せざる地なし山林は雨水若くは井泉の浸潤するあり

陸田は穀菽果樹蔬菜に適す水田は灌漑の便ありと雖河川改良の後にあらざれば二毛作に適せず其の地目反別左の如し

(1)	社寺地	三、一九一九	反別	一七、〇三二、九七〇	地價
(2)	山林	二、〇〇〇二		八、六一四、六〇〇	
(3)	原野	一七、六八二六		二二、三〇八、六二〇	
(4)	池沼	五五二〇		六、六一五、二八〇	
(5)	其他	一一二八		一五、三二〇	
計		二二、五六二五		一、三二〇	
(1)	田	三四八、三四二一	反別	一五五、五八八、一一〇	
(2)	郡村宅地	四四、八三〇九			
(3)	畑	二三四、一四一九			
(4)	山	六八三、五三〇六			
(5)	原	五、五三一八			
(6)	雑原	四九二二			
計		一、三一六、八八二九			

第一章 水系誌 第一節 河池

高崎川の upstream 二あり一は本村の北部を流るるものにして八木長熊高崎等の耕地を濕して高岡に至る一は南部を流るるものにして八街村に發源し上勝田下勝田直彌天邊寒風高崎の耕地を流れ又高岡に至る二派茲に會して西流し下流は鹿島川となる
勝間田の池は下勝田にあり其の外八木天邊兩區に又小池あり共に旱天の用水に供す

第一節 水利

以上の諸川は只灌漑排水の便あるのみにして舟楫の利漁業の益等は數ふるに足らず又下流印旛沼鹿島川の出に當りてや水流滯停沿岸の作物を害すること少からず

第三章 戶口生業物産誌

第一節 戶口

現住戶數四百四十五戶にして人口は本籍男一千四百五十九人女一千四百六十六人計二千九百二十五人現住男一千三百七十二人女一千四百二十九人計二千八百一十一人
明治四十二年十一月末日現在 又其の本籍人口の動態に在りては出糞百二十二人死亡六十五人婚姻四十三人離婚四人死産二十人
明治四十二年

第二章 生業生産物

住民の生業は豊業最多く商工業之に次ぐ
農産物の主なるものは米麥豆類蔬菜等にして養蠶亦盛に行はる殊に上別所區を最とす水産物には鰻鱈等あれど其の額大ならず彼の佐倉炭と稱して其の名世に喧しき木炭の原産地は實に本村瓜坪上別所兩勝田區等と

す

農

會

村農會は品評會農事講話會等を開設し蠶業組合亦創立日淺しと雖其の改良につとむ

第四章 教育誌

本村の學齡兒童數は男二百二十九人女二百十四人計四百四十三人にして内就學兒童は男二百二十七人女二百八人計四百三十五人なり其の就學歩合は男九十九人一分三厘女九十七人二分平均九十八人一分九厘にして教育費年額二千三百一圓なり明治四十三年度

第一節 學校教育

(一) 和田尋常高等小學校

維新以前に於て文化の中心たりしものは直彌區皓月山寶金剛寺住職及び全區松浦醫師並に御嶽神社宮司等なりしも維新に際し小學校設立の爲廢止に歸しぬ其の始に起りたるは即米戸小學校とす全校は明治七年四月廿八日の開校にして第二十四番中學區第百六十五番地にあり村中持執至堂を仮校となし八街村伊原銈太郎教授の任に當れり教科書は文部省教則小學讀本、地理初歩、啓蒙知惠限、世界國畫、窮理圖解、史畧、日本國畫物理階梯、小學算術書、格物入門、和解筆算通書等なりき全二十年五月廿八日下勝田村字殿台に下勝田村米戸村上別所村瓜坪新田四ヶ村聯合して下勝田尋常小學校新築につきこれ亦廢止となりぬ是より先き寒風村直彌村八木村高崎村天邊村聯合して寒風區圓輪寺を仮校舎となし教授せしも殆ど下勝田校と相前後して全區に寒風尋常小學校の設立を見るに至れり次て上勝田小學校の設立あり而して一時宮本區は根郷村に長熊上代高岡の三區は佐倉町に依託せしも後宮本及び長熊は寒風校に合併せり當時上下勝田兩校は單級にして寒風小學校は二學級なりき義務教育年限の延長せらるるや明治四十一年四月三校合併して和田尋常小學校と稱し從

來の三校舎を仮校舎に充て更に八木區東福院を以て仮教場となしたりしも全四十二年三月一大校舎を直彌區小字直由に新築して之に移轉し一村一校の實全く舉りぬ全四十四年四月高等科を併置し和田尋常高等小學校と改稱し全四十四年四月更に二教場を増築して今日に至る明治四十四年三月末現在尋常科六學級にして男百五十八人女百二十二人あり高等科一學級にして男二十五人女十人なり其の出席歩合尋常科九十五人七分二厘高等科九十八人五分卒業兒童尋常科男三十四人女十四人なりまた職員數はすべて八人本正男四人本准女一人代用男一人女二人なりとす

第二節 社會教育

(一) 和田村青年會

村青年會は明治四十三年一月の組織にして指導標の建設道路の修繕、共同小作、肥料の研究、其の他學術技藝の研究を主なる事業とし各自繩を緲ひ基本財産の蓄積につとむ

第五章 沿革誌

第一節 郷土の總説

本村の源起創立は文献の微すべきものを以て之を詳にすることを得ざれども歴史的事實の語る處を以て觀れば少くも七八百年以前の昔にあるが如し和名抄に長隈郷餘戸郷あり餘戸郷は即今の天邊區にして長隈郷は今の長熊、上代、勝田、馬橋酒々、寒風、高崎などの村々に當ると稱す○長隈郷下地國書今印東に長熊村あり是なるべし土人の傳に大佐倉岩名飯田秋山土浮飯野下根山崎の八ヶ村を内郷といふは佐倉より中川に至るまでの地は外郷ともいへる地なるべし是等の地なべて長隈郷の内にてありしなるべし此郷にて廢家を兼ねしと

見わて佐倉の元町は古くより次場なりと云ふ千葉孝胤の千葉城より此に移りしも驛家によりしなるべし日本地名和名抄印旛郡長隈郷、今六崎の東半里佐倉の東南に長熊あり和田村の大字とすされば印旛郷の南にし辭典云長熊上代より勝田馬橋寒風高崎などに當るか〇餘戸郷今書和名抄印旛郡余戸郷、今和田村に大字天邊ありこれ長隈郷の西南にして千葉郡物部郷の東にあり根郷村も當然本郷の域内なり〇
 更に歴史的に古事を求むれば朱雀天皇天慶三年紀元一〇〇一年六將門乱の時落騎下勝田に來り隠れ里に居ると傳へ高倉天皇治承四年紀元一〇四〇年源頼朝北條義政等直彌區寶金剛寺に來る全寺由來記安徳天皇壽永四年紀元一一八五年平氏の滅亡するや京より天邊に尼來る地蔵尊緣起後鳥羽天皇文治年間紀元一一八四年西行法師下勝田村勝間田の池に來りて奇蹟をのこす口碑土御門天皇建仁元年紀元一一二一年源頼家直彌區に寶金剛寺を建立せしめ蜀江錦の法衣を寄進す全寺由來記仲恭天皇承久三年紀元一一八一年弘法大師の化身天邊に現れ寶壽院に地蔵尊を賜ひて去る全寺由來記後小松天皇應永年間紀元一四二〇年應永の亂の爲高崎村兵火に罹る同堂緣起後陽成天皇正十八年紀元一一二〇年北條氏勝寶金剛寺担那となる全寺由來記全慶長十四年紀元一二二二年北條氏勝寶金剛寺に於て切腹す全十六年紀元一二二二年徳川家康巡視の初より本村の邊より土井利勝の領と也後水尾天皇元和元年紀元一七二二年大阪落城の頃楨貝内記來りて天邊村を開く地蔵尊緣起按するに天慶の亂の落騎の居りしことは其眞僞俄に判すべからず西行の奇蹟勝間田池は八雲御抄に見わたり頼家が皓月山に寄進せし蜀江錦の法衣は錦繡の色あせて之亦信すべからず弘法の佛像は黙して語らざれば弘法の作か弘法の作かこれ又憑とすべきに非ず降りて北條氏勝が岩富の城主に封せられしは事實なちむも其入城及び卒去の干支は史家之を異にす僅に彼が什器及び墳墓は稍信するに足るべきか更に墓表調、姓しらべによりて見るに本村人口の増加せしは慶長年間なるべく降て元祿に至りては既に土着の人士多く村の体裁殆ど今日の姿をなせるを見る
 天和の頃の舊記に四ヶ村といふありこれ宮本天邊寒風直彌の四區を指すものにて山王神社の加護を共に願ひ地蔵菩薩の靈驗を共に仰ぐ且米戸上別所瓜坪新田下勝田の四ヶ村も鎮守同しかりしことは宮本神社の棟札に見る

見ゆ

八木高崎鎮守の神を一にして兩區共に大神樂を舞ひて神靈を慰む風習相似たり「八木高崎正光院頭の禿げたる萬藏院」といふ俚語あり元一ヶ村なりしこと古老の傳へ語る所なり又勝田といへば上下兩勝田を意味す後上勝田は大宮神宮下勝田は天滿神社を祀るに及び祭神相反するの故を以て犬猿の有様たるもこれも一村なりしことを知るべし高岡長熊上代の地は所謂古の長隈郷の内にして近世佐倉町に關係多く米戸上別所瓜坪新田は俚俗泛稱新開と稱するを以て見ればこれ開墾の地乎
 統治の沿革又不詳上古印波國造に屬し中世國司の支配を受く千葉氏の白井城に居るや爾來十三世房總三州に雄を稱せし影響は本村に及びて高岡の壘あり八木の壘あり上勝田の壘あり降て豊臣秀吉の小田原を陥るるや菰山の城主北條氏勝を岩富城彌富に封ず氏勝寶金剛寺に百石を寄進せしこと且は多くの什器を奉納せしより推して氏勝の配下たりしを知る徳川家康江戸に入るやこの地方の巡視あり印西の地を見捨ての地となして民を殖えしめ當時の佐倉は今の酒々井町本佐倉地方にして城主武田信吉松平忠輝等を封じたるありて其の領地に歸し土井利勝の鹿島築城と共に連綿として佐倉領となり仁政又仁政以て遂に明治に至る其の石高左の如し

- 高岡村 三百五十石九斗三升四合
- 高崎村 五百四十三石二斗二升六合
- 内同所新田 七石五斗
- 宮本村 九十八石九斗八合
- 内同所新田 八石六斗二升
- 天邊村 百三十三石四斗九合
- 内同所新田 四石四斗九升九合

寒風村 百十八石四斗三升一合
 内同所新田 六斗
 直彌村 三百九十六石一斗二升九合
 内同所新田 五石四升
 上別所村 九十九石一斗七升二合
 内同所新田 二石三斗六升
 上代村 八十七石一斗五升五合
 内同所新田 一石七斗七升
 長熊村 二百四十二石一斗八合
 内同所新田 五斗五升四合
 八木村 四百五十七石八斗五合
 内同所新田 七石
 米戸村 百七十九石七斗九升七合
 内同所新田 九石
 上勝田村 四百四十二石一斗四升五合
 内同所新田 三石一斗九升
 下勝田村 三百九十二石八斗三升二合
 内同所新田 三石
 瓜坪新田 五十三石四斗四升二合

明治四年廢藩置縣の際佐倉縣に屬し次て佐倉縣を廢して印旛縣を置かるゝに及び其の治下に屬し更に千葉縣

の管轄となる全六年七月大小區の制を定められ高岡上代長熊は十大區一小區に他は十大區四小區に編入し戸長は墨村白井清兵衛たり全十一年十二月八木村外七ヶ村戸長役場の管下となり全十七年八月組織を變更し直彌、八木、高崎、宮本、米戸、寒風、上別所、天邊、上勝田、下勝田、瓜坪新田坪山新田は直彌村外十一ヶ村戸長役場の治下に屬し石田富五郎之が戸長たり上代長熊高岡は佐倉本町外十ヶ町村戸長役場に入り森村忠作小幡信之が戸長たりしが全二十二年四月町村制實施の結果今の區域を一併して和田村と稱すこれ其の古本村呼んで一名和田野と稱せしに因す

第一節 在郷の各説

(一) 宮本

(沿革)宮本村創置の年號干支詳ならず古より印旛郡に屬し千葉代々受領の由申傳ふ慶長十四年土井大炊頭利勝の領地となる寛永十一年改めて石川主殿頭昌勝の領地となる寛永十二年又改めて松平紀伊守家信の所領に屬し寛永十四年轉じて松平若狹守知信の封邑となる寛永十九年堀田加賀守正盛之を領し息上野介正信に傳ふ寛文九年改めて松平和泉守乘久の領地となり延寶六年大久保加賀守忠朝の所領に歸し貞享三年戸田山城守忠昌之を領す息能登守忠貞に傳ふ元祿十四年轉じて稻葉丹後守所領に屬し寶永四年松平左近將監乘邑の領に歸し延享三年に至り堀田相摸守正亮の所領となり爾來連綿封を襲ぎ正倫の時に至り版籍を奉還し佐倉藩知事に任せられ本村を管す明治四年十一月印旛縣の管理に屬し全六年六月改めて千葉縣の所轄となる全年七月郡役所設置に際し印旛下植生南相馬郡役所管理に歸し全年十二月戸長役場を置くに當り八木村外七ヶ村戸長役場之を管す

(疆域)東北の二面は山林を以て天邊村に界し南の一方は畦畔を以て神門村に接す西の一面は道路を以て高崎村に界を限る

幅員 東西三百五十間南北八百二十五間周圍四十七町面積二十萬五千四百九十六坪
里程 元標は村の中央字上の内に在り千葉縣廳へ坤方四里印旛下埴生南相馬郡役所へ一里四隣町村

元標迄の里程及び近傍有名市街宿驛等左の如し

高崎へ北方廿町四十一間 天邊村へ十町

佐倉新町へ一里十四町 酒々井町へ一里二十三町

東金町へ五里二十町

(地勢) 稍平坦なれども大別して高地低地の二部とす高地は宅地畑地及び林藪あり低地は水田にして村の南北にあり

(地質) 其色黒赤の二種あり其の質米麥桑茶に可なり

(神社) 宮本神社は村の北方字郷にあり地坪二百六十二坪あり祭神大山祇命祠祭日九月十五日創立年月日不詳

其の境内末社に五社 三峯神社天神社大六天社抱齋神社道祖神社

(寺院) 觀音堂は村の中央字上の内にあり其の地坪七十二坪あり本尊は十一面觀世音菩薩行基菩薩の作なり創立年月日不詳

(鎮守) 山王宮の本地佛と稱し全郡寶金剛寺の末堂 下總國印旛郡大字宮本村誌

(二) 高崎

(沿革) 高崎村創置の年號千支詳ならず古より印旛郡に屬し慶長十四年より寛永十年五月迄土井大炊頭領主寛正十二年十二月より全十九年迄松平若狹守領主正保四年より慶安四年迄堀田加賀守領主慶安四年より萬治三年十月迄堀田上野守領主萬治三年十月より延寶六年五月迄松平和泉守領主延寶六年五月より貞享三年三月迄大久保加賀守領主貞享三年三月より元祿十二年迄戸田山城守領主元祿十二年九月より元祿十四年七月まで戸田能登守領主元祿十四年七月より寶永四年九月迄稻葉丹後守領主寶永四年九月より延享三年五月まで松平

左近將監領主延享三年五月佐倉下總國印旛郡城主堀田相模守正所亮領に屬し爾來連綿封を襲ふ徳川氏政を返上せし後明治二年己巳十一月藩主堀田正倫版籍を奉還し全月佐倉藩知事に任せられ本縣を管す全四年七月藩を廢し縣とせられ全年十一月同縣を廢せられ更に印旛縣の管理に屬す全年六月全縣を廢せられ改めて千葉縣の管轄となる全年七月十大區四小區に編入全七年七月十大區出張所の所管に編入全十一年十一月印旛下埴生南相馬郡役所の管理に歸し全年十二月八木村外七ヶ村戸長役場を置き之を管す

(疆域) 東北二面は山林道路路畔を以て八木村と界す異南は道路を以て寒風村天邊村宮本村三ヶ村に界す未の方山林を以て木の子村に接す甲西乾の方小河を以て城村石川村高岡村と接す東西二百八十間南北一千四百間周圍五十五町二十五間面積三億九百二十千坪

(地質) 其の色黒赤の二種米麥桑茶に適す 下總國印旛郡大字高崎村誌

(三) 寒風

(沿革) 寒風村創置の年號千支詳ならず古より印旛郡に屬し慶長十四年より寛永十一年五月迄土井大炊頭領主寛永十一年五月より全十二年十二月迄松平紀伊守領主寛永十二年十二月より全十九年まで松平若狹守領主正保四年より慶安四年まで堀田加賀守領主慶安四年より萬治三年十月まで堀田上野介領主萬治三年十月より延寶六年五月迄松平和泉守領主延寶六年五月より貞享三年三月迄大久保加賀守領主貞享三年三月より元祿十二年迄戸田山城守領主元祿十二年九月より元祿十四年七月迄戸田能登守領主元祿十四年七月より寶永四年九月まで稻葉丹後守領主寶永四年九月より延享三年五月迄松平左近將監領主延享三年五月佐倉下總國印旛郡城主堀田相模守正亮の領所に屬し爾來連綿封を襲ぎ徳川氏返上せし後明治二年己巳六月藩主堀田正倫版籍を奉還し同月佐倉藩知事に任せられ本村を管す全四年七月藩を廢し縣とせらる全年十一月同縣廢せられ更に印旛縣の管理に屬す全六年六月同縣廢せられ改めて千葉縣の所轄となる全年七月十大區四小區に編入全七年七月十大區出張所の所轄に編入全十一年十一月印旛下埴生南相馬郡役所管理に歸し全年十二月八木村外七ヶ村戸長

役場を置き之を管す

(疆域)東北西の三面は道路を以て八木村高崎村の二ヶ村に界す巽の方は山林道路を以て直彌村に接す南は小河を以て天邊村に界を限る

(地勢)大別して高地低地の二部とす高地西北東に連り概ね林樾なり耕宅地は低地にして林樾なし地坦其の中を流通す下總國印旛郡寒風村誌

文化十二年亥九月日晩稻御檢見帳(寒風村)によれば其の石高左の如し

一、高百十七石八斗三升一合

寒風村

内十九石一升六合

無地

四石二斗

屋敷

十一石五斗八升六合

田

五石四斗五升六合

田

飛高七十六石五斗七升三合

田

此反別七町六反九畝十三步

田

一、上田九反七畝四步

田

此分米十四石五斗七升

石盛十五

一、仲田二町九段 畝廿步

石盛十二

此分米三十五石八斗三升九合

石盛七ツ

一、下田三町五段 畝十三步

石盛七ツ

此分米二十五石一斗六升

石盛七ツ

一、新下田一反四畝九步

石盛七ツ

此分米一石一合

石盛七ツ

右畝歩六町五段三畝廿五歩

内上田七反九畝歩

中田二町七反廿五歩

下田三町二畝歩

文化十二年亥九月

寒風村

成田借七瓦様

名主

山口泰造様

組頭

米 戸

百姓代

(四)

佐右衛門

寒村誌と異なるころなしただ終に明治二十二年二月より新村名和田村と改め和田村直彌區寶金剛寺に仮役場

を設け村長と稱し事務取扱候

(五) 勝 田

久右衛門

今和田村と改む八雲抄に勝間田池といふ名所を下總國とす美作の勝田郡は勝間田の中畧なれば此なる勝田も

古は勝間田といへるにや勝田の北なる馬橋は今酒々井町の管内とす大日本地名辞典

(六) 天 邊

名辞典

元和元年大坂落城の昔檜具内記来りて開創す地蔵堂今勝田長熊等を相合し和田村と改む佐倉の東南一里相接

して宮本直彌米戸等の大字あり其の東は小間子原に連る和名抄余戸郷は即本區の邊なりと云ふ大日本地名辞典

第三節 村 役 場

明治二十二年町村制實施に當り直彌區寶金剛寺に仮役場を設けて事務を執りしが全四十二年十二月元寒風學校舎を修繕して之に移り以て今日に至る其の今日まで村長の職に就けるもの左の如し

- 石渡久米之助 椎名兵太郎 藤井 直光 石田初太郎 岩井 作造
- 石渡久米之助 圓城寺榮亮 石渡國右衛門 圓城寺榮亮 石渡久米之助

第六章 古蹟古墳誌

(一) 北條氏勝墓

大字直彌區寶金剛寺境内にあり氏勝左衛門大夫と稱す常陸介氏繁の子慶長五年岩富城主となり同十六年卒す
○新撰佐倉風土記云 在直彌村寶金剛寺氏勝常陸介氏繁子稱左衛門 大夫爲岩富城主慶長十六年卒 編者云氏勝につきては尙寶金長十四年巳酉八月二日卒と風土記とは合はず

(二) 高岡壘

大字高岡に在り○新撰佐倉風土記云 在高岡村距佐倉東可一里千葉家臣木内薩摩守居之云

(三) 八木壘

大字八木にあり何人の居なるか明ならず

(四) 上勝田壘

大字上勝田にあれど又何人の居なるかを詳にせず

第七章 名勝誌

(一) 澁無蕨

大字天邊區の一部山林中の數段の地に生ず常の蕨の綠色にして澁多く灰水に浸して食すべきに反しこれは黒褐色にして澁を去るの煩なくして食するを得然も近鄰に其の同種を發見せずこれ弘法大師の御加持の結果なりと俚俗傳唱す編者云詳細は地誌縁記にあれば當く

(二) 勝間田池

大字下勝田にあり地形丘陵起伏すること三度低き處水田なり即丘阜三谷津田三なりここにあり一小池にして西行法師かゝる處に池あることを奇として尋ねたる奇蹟なり今二股葦生ひ茂る移山氏の擬謠典は詳細に其の事實を寫出せり左に轉載して説明に代ふ

我が骨を埋むべき地はいづこ、桑門は家なしとかや執着もあらず名利もあらず總てをすててゆくへ定めぬ
草枕

歎けとて月やはものを思はする
かこちがほなる我が涙か那

「すみなれし平安の都あどにして高野の練行二見が浦の飯の庵花籠の文臺に倦みてか富士の高嶺の朝日かけ
三保の松原清見寺三島の麗水と共に流れて箱根の山麓の湖に淀みてもやがてはあがき早川の碎けてまたも
合ふなる地を相模灘大磯小磯の浦々や紫匂ふ武藏野の原を東に總の原思へば遠く成つるかな
「これは上方より出たる僧にて候ふわれ未だ都を出でたるまゝ六十四國を見す候ふほどにこの度思ひ立ち東
に下り候ふ

「思ひたつ心ぞしるべ雲を分け舟路を渡り山を越へ千里も同じひとつ足に夕をかきね朝ごとの宿の名残もか
さなりてはや勝田村に着にけり

「いそぎ候ふほどにこれははや勝田に着きて候ふしばらく休らひ一見せばやと思ひ候ふ

「老樹深々狐なく殿臺のうらさび渡るけしきかな辨才天の御琵琶の御調にや峰の松風にやげに淋しきところ
かな

「寶金剛寺の梵鐘きこゆれば午時と存せられ候ふ拙僧空腹を覺候ふいかにかこれなる御百姓御身は此あたり
の人に候ふか 「さん候此の處の農夫にて候ふ 「さらば拙僧に箸一膳貸して候へ 「茲は佐倉の
南に一里半人里はなれし處にて豆腐屋へ三里酒屋へ七里水呑百姓もこの邊にはすまで郭公の聲きくところ
にぞある 「手前が御貸し申は柳ばしべんと洒落れて優にむかへてうちなびくそれ御坊の背のその枝ぞ
折りてきこしめせいやなら親御に貰ふた五人組 「五月雨畑に鵝黃未だ摘はぬ糸柳おれどいかで出家
の身あな心なの百姓かな 「さらば池のみぎはこの葦をよしあし分たすむんすと折りて箸となす山鳩

一羽飛び立ちぬ 「書餉悠々小半日晝餉悠々小半日辨才天ホホと笑み給ひ 「あの坊さんおいしくつて!? 立ち食ひなのこの櫻のくいせはハイカラよ何て間が悪いでせう 「さん候ふかさらば辨ちやん御免して頂戴なんて間がわるいんで御座ろう 「さて〜おかげにて飯も食ひ終りて候ふ御禮に一首呈上仕り候ふ

水なしときいてふりにし勝間田の

池あらたまる五月雨のころ 今に石に刻して立てり

「よし箸をば傍へにさしたて笠とり杖とり立ち上りさらば辨才天よさらばなつかしの池よと別を告げて出で給ふ下勝田村をば出で給ふ

「今に及びてその箸は根が出て満足な二股の葦となりにけり地下蒸盛に這ひ出しそらこちらに茂り合ふこそ目出度けれ目出度けれ

西行の「この池にわがさしたるこの葦のほかに葦の生ふることをゆるさじ」と云ひける故なればにや三尺の土手を隔てて田の中には葦あれどこの池には他種のもて絶てなし歌あり左に

享和元酉歳五月吉日

勝間田池百句歌選

下勝田村連中

夏すまゝ小野の小町が手取池

又も強きは谷風がくる

からをりて 中天にあり

池呑やさはらぬ者は酒のよし

歌の肴でくはぬものなし

勝間田の室は民の人のこゑ

米の玉房益そ目出度や

勝間田と聞て西行首をたれ

水見ぬ池は足が初なり

さびしさに宿を立ち出で眺むれば

松のこつゑにとまる振鳥

勝間田の奥の院とは人知らず

尋ね来るや腰かけの松

勝間田の歌の意を尋ぬれば

奥の岩間に御手洗の松

勝間田の堤て見れば五月雨の

笠に見まこふ白菊の花

勝間田の春の霞の立時は

谷にあまりて空へたな曳

以下略す

池もふり堤崩れて水もなし

むべ勝間田に鳥のゐさらん

紀俊千載集

(三) 隠れ里

下勝田より直彌に通ずる道路あり一方は田にして一方は崖なり中腹に一窟あり里人呼んで「隠れ里」と稱す昔夜更けて人静まればここに米を搗く音す而して村人什器不足して困りしときはこの處にゆきて「御膳百人前貸して下さい」と云へば翌朝必ずこの附近に整然と揃へ置く使用の後舊の場所に持ち行き置き置きを例とせりされど何時の間にか姿は見えずなりゆくことこの不思議なりと傳ふ今を去る十年土木工事ありてこの附近を崩す多少の什器さびくさりたる刀劍及び二人の骨格を出す土人用に足らざるより捨てて拾はず附近に尙存すべしと云ふこれ天慶の亂の落騎なりと傳ふ

(四) 子は清水

往昔直彌村に一孝子あり其の父頗る酒を好む孝子薪を集めて酒の資に代ふるを常とせり然るに其の至誠天地を動かしかん慈に養老の瀧の故事を現出せりと稱す今「子は清水」と稱する舊家あり當主を櫻井幾太郎と稱す全家にある小池こそ當時酒の湧出せること限りなかりしと傳ふ

第八章 人物誌

元文元年五月廿八日

神部 岐 禰 奉

神祇額勾當從二位衛下齋朝兼雄

(二) 無格社道祖神社

八木村字農場にあり塞神三柱を祭る由緒不詳社殿三尺四方境内百五十二坪官有地あり神官は田中長右衛門にして信徒四十八人を有し管轄廳まで四里十四町なり境内二社あり即

一、淺間神社 木花開屋姫命を祭る由緒不詳建物一間四方

二、天神社 菅原神を祭る由緒不詳建物五尺四方神社明

(三) 村社諏訪神社

瓜坪新田村字外にあり武御名方命を祭る由緒不詳社殿間口二間奥行三間境内四百四十二坪官有地あり神官は田中長右衛門にして氏子十戸を有し管轄廳まで四里十八町なり境内禮社三社あり即

一、疱瘡神 直日神を祭る由緒不詳建物間口四尺奥行五尺

二、道祖神 塞神三柱を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行四尺

三、三十三夜神社 月讀命を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行四尺神社明

(四) 村社天満神社

下勝田宇神臺にあり菅原道真公を祭る由緒不詳社殿間口二間半奥行三間境内九十坪民有地あり神官は田中長右衛門にして氏子四十一戸を有し管轄廳まで四里十八町あり境内四社を祭る即

一、三峯神社 伊弉諾之尊を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行四尺

二、世直神社 當時重右衛門亡魂を以て世直し神とす正保年佐倉宗吾に組し宗吾處置の際斷罪に處せられ近年亡靈村方へ崇をなし故に亡魂を尊ひて世直の神と稱し傳なり建物間口三尺奥行四尺

三、道祖神 塞神三柱を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行四尺

四、道靈社 全村山本庄藏なるもの近衛兵在役中明治十年西南從軍の際死に望み全十二年三月廿五日祠堂岩崎定則祭主となり靈社設之神社明

廿五日祠堂岩崎定則祭主となり靈社設之神社明

(五) 村社大宮神社

上勝田村字白畑山にあり天鈿女命を祭る由緒不詳なれど社殿は明治三十五年十一月三十日焼失に付全三十六年五月八日再建許可を得たり其の間口四尺奥行四尺五寸拜殿間口三間奥行二間境内六百坪官有地あり神官は郡司秀綱にして氏子六十三戸を有し管轄廳まで五里あり境内二社を祭る即

一、八幡神社 譽田別命を祭る由緒不詳建物間口五尺奥行一間

二、疱瘡神 直日神を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行三尺神社明

(六) 無格無淺間神社

長熊村字作尻にあり木花開邪姫命を祭る由緒不詳社殿間口一間奥行四尺五寸境内二百四十五坪官有地あり神官は郡司秀綱にして氏子十七戸を有し管轄廳まで四里二十六町九間二尺なり境内一社あり即

一、五穀成就社 事代主命を祭る由緒不詳石祠なり神社明

(七) 村社熊野神社

上代村字權現谷にあり伊邪那使命を祭る由緒不詳社殿間口九尺奥行九尺境内百四十坪官有地あり神官は郡司秀綱にして氏子十四戸を有し管轄廳まで五里二十間なり境内二社あり即

一、疱瘡神 少汝彦名命を祭る由緒不詳石祠なり

二、五穀成就社 倉稻魂命を祭る由緒不詳建物間口六尺奥行六尺神社明

(八) 村社麻賀多神社

高崎村字羽山にあり稚産靈日命を祭る由緒不詳社殿間口二間一尺奥行三間四尺拜殿間口三間奥行二間境内五百九十八坪官有地あり神官は田中長右衛門にして氏子四十九戸を有し管轄廳まで四里五町四間なり境内二社

一) 下勝田村 重右衛門

山客枯瘦して四顧寂莫秋風凄其として落木蕭然たり嚴霜野に降りて草色凋み鳴泉石に激して水聲悲む此悽愴慘憺たるの日居士偶々公津村に遊び又道を轉じて下勝田村に至り其古跡を訪ふ同村鎮守の境内一小祠あり世直神社と稱す就て里人に問へば里人潜然として涙を拭ひつゝ云て曰く承應の昔堀田増侯租加税の時に際し木内氏藩政の暴虐を憤り生命を抛ちて衆群中より蹶起し領民を塗炭の中に救はんと期するや重右衛門等同心協行して生死を共にし人民惣代として江戸に至りて領主に久世侯に歎訴し百種の艱苦を管め一片の正義に凝りて志操を勵まし事遂に成ると雖身は十里四方追放の申渡を受け異郷に流浪するに至り已にして木内氏父子磔刑の慘況を傳へ聞き天を仰て流涕し自ら髪を切て之を書信に封じ人に托して當村鎮守の社に納めしめて他の四人と同じく高野山に登り後諸國を歴遊して終に他郷不葬の鬼となりしを當時の村民其の偉徳を追費して一小祠を建立し前に鎮守の社に納めし髻を其の内陣に移して是を其の人に代へ毎歲八月四日を以て竊かに其の祭祀をなせり然れども當時の領主を憚りて五穀豊穰國家安全に事を寄せ名を世直と稱せるなり云々と語り終りて暗涙潜々として衣袖に注ぎければ居士も亦共に雙袂の濕るを知らざりき噫此世直神と稱するはこの五氏の一人にして名を重右衛門と云ふ此人乃是なり法諡を平等厚禮居士と稱す其家世々下總國印旛郡下勝田村に住し先代より氏に至るまで此土の里正たりしとなり村民能く其の義を忘れず每歲赤飯神酒を供して之を祭る君夫れ地下に瞑すべし居士常に五氏の事蹟湮滅するを憂ひ探究撈索するに當り人の世直神を傳ふるも未だ此の古老の語りし如く詳確なるものあらず今之を記して本傳に代ふ

第九章 神社誌

明治四十二年末日現在によれば本村の神社数は左の如し
村社 無格社

神社數	一一	一九
數	一一	一七
官有	一〇五二〇	五四二〇
境内		
別内		

(一) 村社宮本神社

宮本村字郷にあり大山祇命を祭る由緒不詳社殿間口一間二尺八寸奥行一間一尺三寸拜殿間口四間奥行二間境内二百六十二坪官有地第一種あり神官田中長右衛門にして氏子二十八戸を有し管轄廳まで三里二十三町四十四間とす境内五社あり即

- 一、三峯神社 伊弉那岐命伊弉那美命を祭る由緒不詳建物間口五尺奥行四尺
- 二、天神社 菅原神を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行三尺
- 三、大六天社 高皇靈命を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行三尺
- 四、疱瘡神社 直日神を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行三尺
- 五、道祖神 塞神三柱を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行三尺神社明細帳

○元禄十一年棟札云大字宮本區の北方字郷にあり地坪二百六十二坪あり祭神大山祇命山王大權現と稱す御璽には金幣黒石あり創立年月不詳白井庄宮本郷と稱し元の宮本村寒風村直彌村米戸村上別所村瓜坪新田村下勝田村天邊村の八ヶ村惣鎮守と稱す其後米戸村上別所村瓜坪新田村下勝田村の四ヶ村分れたるも其の年月詳ならず元文元年五月廿八日神位正一位山王宮と稱し其後明治五年改めて宮本神社と稱す祭日は九月十四日十五日の両日にして神輿右四ヶ村を渡御す神位左の如し

宗源 宣旨
正一位山王宮 下總國印旛郡宮本村
右垂跡以來被増一階勘年記爲極位神者神宣之啓狀如件

元文元年五月廿八日

神 齋 岐 蘇 奉

神 齋 額 勾 當 從 二 位 衛 卜 齋 齋 兼 雄

(二) 無格社道祖神社

八木村字農場にあり奉神三柱を祭る由緒不詳社殿三尺四方境内百五十二坪官有地あり一種あり神官は田中長右衛門にして信徒四十八人を有し管轄廳まで四里十四町なり境内二社あり即

一、淺間神社 木花開屋姫命を祭る由緒不詳建物一間四方

二、天 神 菅原神を祭る由緒不詳建物五尺四方神社明

(三) 村社諏訪神社

瓜坪新田村字外にあり武御名方命を祭る由緒不詳社殿間口二間奥行三間境内四百四十二坪官有地あり一種あり神官は田中長右衛門にして氏子十戸を有す管轄廳まで四里十八町なり境内禮社三社あり即

一、疱 瘡 神 直日神を祭る由緒不詳建物間口四尺奥行五尺

二、道 祖 神 塞神三柱を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行四尺

三、三十三夜神社 月讀命を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行四尺神社明

(四) 村社天満神社

下勝田宇神臺にあり菅原道真公を祭る由緒不詳社殿間口二間半奥行三間境内九十坪民有地あり一種あり神官は田中長右衛門にして氏子四十一戸を有し管轄廳まで四里十八町あり境内四社を祭る即

一、三 峯 社 伊弉諾之尊を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行四尺

二、世直神社 當時重右衛門亡魂を以て世直し神とす正保年佐倉宗吾に組し宗吾處置の際斷罪に處せられ近年亡靈村方へ崇をなし故に亡魂を尊ひて世直の神と稱し傳なり建物間口三尺奥行四尺

三、道 祖 神 塞神三柱を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行四尺

四、道 靈 社 全村山本庄藏なるもの近衛兵在役中明治十年西南從軍の際死に望み全十二年三月廿五日祠掌岩崎定則祭主となり靈社設之神社明

(五) 村社大宮神社

上勝田村字白畑山にあり天細女命を祭る由緒不詳なれど社殿は明治三十五年十一月三十日焼失に付全三十六年五月八日再建許可を得たり其の間口四尺奥行四尺五寸拜殿間口三間奥行二間境内六百坪官有地あり一種あり神官は郡司秀綱にして氏子六十三戸を有し管轄廳まで五里あり境内二社を祭る即

一、八 幡 神 譽別命を祭る由緒不詳建物間口五尺奥行一間

二、疱 瘡 神 直日神を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行三尺神社明

(六) 無格無淺間神社

長熊村字作尻にあり木花開邪姫命を祭る由緒不詳社殿間口一間奥行四尺五寸境内二百四十五坪官有地あり一種あり神官は郡司秀綱にして氏子十七戸を有し管轄廳まで四里二十六町九間二尺なり境内一社あり即

一、五穀成就社 事代主命を祭る由緒不詳石祠なり神社明

(七) 村社熊野神社

上代村字權現谷にあり伊邪那使命を祭る由緒不詳社殿間口九尺奥行九尺境内百四十坪官有地あり一種あり神官は郡司秀綱にして氏子十四戸を有し管轄廳まで五里二十間なり境内二社あり即

一、疱 瘡 神 少汝彥名命を祭る由緒不詳石祠なり

二、五穀成就社 倉稻魂命を祭る由緒不詳建物間口六尺奥行六尺神社明

(八) 村社麻賀多神社

高崎村字羽山にあり稚産靈日命を祭る由緒不詳社殿間口二間一尺奥行三間四尺拜殿間口三間奥行二間境内五百九十八坪官有地あり一種あり神官は田中長右衛門にして氏子四十九戸を有し管轄廳まで四里五町四間なり境内二社

あり即

一、疱瘡神社 大直日命を祭る由緒不詳建物間口三尺奥行三尺
二、三峯神社 伊弉那岐命伊弉那美命を祭る由緒不詳建物間口二尺五寸奥行二尺五寸神註明

(九) 村社諏訪神社

米戸村字高塚にあり武御名方命を祭る由緒不詳社殿間口四間奥行二間境内三百九十一坪官有地あり神官は田中長右衛門にして氏子二十四戸を有し管轄廳まで三里十三町五十七間なり境内五社あり即

一、天 神 社 菅原神を祭る由緒不詳建物間口一間奥行五尺

二、大 六 天 社 高皇産靈尊を祭る由緒不詳建物間口一間奥行五尺

三、道 祖 神 社 塞神三柱を祭る由緒不詳建物間口四尺奥行三尺

四、道 祖 神 社 塞神三柱を祭る由緒不詳建物間口四尺奥行三尺

五、道 祖 神 社 塞神三柱を祭る由緒不詳石祠なり神註明

(十) 村社塩釜神社

寒風村字六所尾餘にあり宇賀魂命を祭る由緒不詳社殿間口一間奥行一間五寸境内百六十二坪官有地あり神官は田中長右衛門にして氏子十四戸を有し管轄廳まで四里六町二十八間なり境内二社あり即

一、稻 荷 神 社 保食神を祭る由緒不詳建物間口四尺奥行三尺

二、道 祖 神 社 塞神三柱を祭る由緒不詳石宮なり神註明

(十一) 村社稻荷神社

直彌村字上方にあり保食神を祭る由緒不詳社殿間口二間奥行一間五分境内五十六坪官有地あり神官は田中長右衛門にして氏子四十五戸を有し管轄廳まで四里六町十九間なり神註明

(十二) 村社熊野神社

上別所村字漆棒にあり祭神は伊弉那岐命伊弉那美命にして由緒不詳社殿間口三間五分奥行二間境内二百四十九坪官有地あり神官は田中長右衛門にして氏子十六戸を有し管轄廳まで四里十六町三十四間なり境内三社あり即

一、天 神 社 菅原神を祭る由緒不詳建物間口五尺奥行三尺

二、大 杉 神 社 直日神を祭る由緒不詳建物間口五尺奥行三尺

三、新 宮 神 社 菊利比咩命を祭る由緒不詳建物間口五尺奥行三尺神註明

(十三) 其他の神社神註明

社名	社格	所在地	祭神	由緒	社殿間數	境内坪數	神官	氏子數	管轄距離	備考
大宮社	無格社	下勝田村字宮芝	大宮比呼命	不詳	間口四尺 奥行一四間半	二〇、五	田中長右衛門	四一	四里十八町	大宮神社攝
巖島神社	全	全村字北ノ下	市杵島姫命	全	間口一四間半 奥行一四間半	二〇	全	四一	四里	
道祖社	全	上勝田村字羽山	岐戸神	全	間口二四間 奥行一四間半	二〇	郡司秀綱	六三	五里	
八坂神社	全	全村字植松	武速須佐之男命	全	間口三三間 奥行一四間半	二〇	全	六三	五里	
第六天神	全	全村字大六	皇産靈命	全	間口五尺 奥行一四間半	二〇	全	六三	五里	
天満天神	全	全村字天神	菅原道真公	全	間口一四間 奥行一四間半	二〇	宮崎定則	六三	五里	
五耳神社	村社	長熊村字五耳	不詳	全	間口一四尺 奥行一四間	二七〇	郡司秀綱	一七	四里二十六町九間二尺	
大鷲神社	無格社	高崎村字道谷津	天日鷲命	不詳	間口一四間 奥行一四間	六六	田中長右衛門	四九	四里五町四間	
粟栖神社	全	全村字的場	保食神	全	間口一四間 奥行一四間	三八	全	四九	全	
道祖神社	全	全村字牛ヶ	塞神三柱	全	間口二尺五寸 奥行一四間	六	宮崎定則	四九	全	

上淺間神社	全	宮本村字下谷	繁長比咩命	全	間口一尺二寸	全	四八	田中長右	二六	三里廿三町	石
下淺間神社	全	津 村字三番	命	全	間口一尺二寸	全	六五	廣門	二六	全	
淺間神社	全	作 米戸村字連坊	命	全	間口一尺二寸	全	三二	全	二六	四里十三町	
淺間神社	全	津 天邊村字大谷	命	全	間口一尺二寸	全	三二	全	二六	四里十三町	
道祖神社	全	全	塞神三柱	全	間口一尺二寸	全	二八	全	一〇	四里廿七間	
子ノ神社	全	塞風村字邊田	大國主命	全	間口一尺二寸	全	四四	全	一〇	四里六町廿	
香取神社	全	津 村字東谷	經津主命	全	間口一尺二寸	全	二〇	全	一〇	全	
淺間神社	全	直彌村字タヤ	命	全	間口一尺二寸	全	六〇	全	四	四里六町十	

第十章 寺院佛堂誌

明治四十二年の調によれば本村の寺院数は左の如し

寺 院 數 一三
 官有地境内筆數 一八
 官有地境内反別 一、三三二九

(一) 妙勝寺

上勝田村字堂前にあり日蓮宗一教派にして摠本山本土寺末なり釋迦牟尼佛多寶如來日蓮大菩薩を本尊とす由緒不詳なれど明治四十一年十一月十七日午後一時半本堂外三棟焼失す仮本堂は間口四間奥行三間ありて明治四十二年八月廿日の落成なり境内七百八十三坪官有地あり檀徒三百四十八人にして管轄廳まで五里十八町とす寺院明細帳

(二) 西光寺

下勝田村字西にあり眞言宗にして本寺寶金剛寺末なり延命地藏菩薩を本尊とす由緒不詳堂宇間口五間半奥行四間半境内三百十四坪官有地あり住職は京極盛濟にして檀徒七十人を有し管轄廳まで四里十八町とす境内佛堂二字あり即

一、藥師堂

奥行三間

二、大 師 堂

明細帳

(三) 要行寺

高岡村字野狐台にあり日蓮宗妙滿寺派にして經胤寺末なり釋迦如來を本尊とす由緒不詳堂宇間口五間奥行四間にして住職は鈴木智政とし境内四百九十一坪檀徒十二人を有し管轄廳まで四里十七町とす寺院明細帳

(四) 寶壽院

高岡村字谷津にあり眞言宗にして寶珠院末なり觀世音菩薩を本尊とす由緒不詳堂宇間口四間奥行二間境内二百二十九坪官有地あり住職は櫻井照映にして檀徒六人を有し管轄廳まで四里十七町あり境内佛堂一字あり即

一、大 師 堂

明細帳

(五) 養福寺

長熊村字西にあり眞言宗にして大聖院末なり十一面觀世音菩薩を本尊とす由緒不詳堂宇間口五間奥行四間境内百三十八坪官有地あり住職は飯東快實にして檀徒四人管轄廳まで四里二十六町九間二尺なり境内佛堂二字あり即

一、大 師 堂

明細帳

弘法大師を本尊とす由緒不詳建物間口三尺奥行三尺

二、觀音堂

女意輪觀世音菩薩を本尊とす由緒不詳建物間口四間奥行四間なり寺院明細帳

高崎村字的場にあり眞言宗にして東光寺末なり大日如來を本尊とす由緒不詳堂宇間口六間奥行五間にして庫裡間口三間半奥行六間なり境内は五百六十坪民有地にして酒井諱全を住職とす檀徒二百十九人を有し管轄廳まで四里六町十九間なり境内佛堂四字あり即

一、觀音堂 觀世音菩薩を本尊とす由緒不詳建物間口三間奥行三間

二、藥師堂 本尊藥師如來にして由緒不詳建物間口二間奥行二間

三、大師堂 弘法大師を本尊とす由緒不詳建物間口五尺奥行六尺

四、大師堂 弘法大師を本尊とす由緒不詳建物間口五尺奥行六尺寺院明細帳

(七) 寶金剛寺

直彌村字寺台にあり眞言宗にして長谷寺末なり金剛界大日如來を本尊とす宗祖弘法大師十六世法孫承元二戊辰年三月開基覺濟僧正より當時十四世性盛代回録に及ぶ年月不詳此時古記等悉皆燒亡唯本尊法流開山袈裟一衣而已存在す後慶長年中當岩富村の城主北條氏勝當寺十五世覺朝代再建す後延寶九年三月山城國宇治郡醍醐村三寶院末に相成二十二世宥殿代安永四乙未年香淺青衣二色着用御旨頂戴罷在候境内九百四十六坪官有地ありて老杉天に沖し錦樓高く簷々客殿の壯麗庫裏の宏壯千載の松樹自ら昔を語る堂宇間口九間半奥行六間半石塔庭上に滿ち奇木珍株陰顯す幽草玄花歩々に開き鳥獸近く遊べば潑瀾の鯉魚靈泉に嬉戲す虚空藏尊を安置せる奥の院客殿なる金剛界大日如來不動明王觀世音更に莊嚴深崇の概あり須彌壇を左に進めば開祖覺濟大師の像あり之を拜するものは御厨子の天井に足跡鮮かに印せられたるを見るべしこれ實に大師の足跡風俗の不可解不可思議となす所にして古刹名寺たるを失はず住職は京極盛濟にして檀徒一千百十九人を有し管轄廳まで四里六町十九間なり境内佛堂三字あり即

一、虚空藏堂

虚空藏菩薩を本尊とす弘法大師の作にして往古草堂に安置の處治承四年の春征夷大將軍源賴朝公當國に忍び止宿御祈願に依て鎌倉將軍賴朝公治世之時建仁元年より北條時政經營す膏油地三百石御璽印を賜はる性盛代回祿の時御墨印共悉皆燒亡後慶長年中北條勝再建寺領百十石を賜はる慶

長十四年八月氏勝の没落に依りて寺領御取り上げに相成候旨縁起罷在候建物間口三間奥行三間

二、釋迦堂 釋迦牟尼如來を本尊とす由緒不詳建物間口一間奥行一間三尺

三、大師堂 弘法大師を本尊とす文政十一戊子年十月創立建物間口五尺奥行一間なり寺院明細帳

○寶曆元年推寶 皓月山淨覺院寶金剛寺虚空藏菩薩は弘法大師の御作なり人皇八十八代高倉院の御時治承四年の春賴朝公御院宣を賜はり義兵を舉げ給ふ時關東の内に城廓に可然地を忍びやかに尋ね給ひき或日此の虚空藏堂に止宿しましたして晝夜源家の出世を祈誓し願書を北條時政に書かせ納められけり果して建久三年に征夷大將軍に任せられ天下統一統し玉ふも此の本尊の威徳ならずや然りと雖賴朝公私の事多き故にや當時虚空藏堂御建立の御沙汰もなく御他界なり給ふ賴朝公の御子賴家公又征夷大將軍になり給ひし時或日北條時政此の本尊の事を具さに言上あり賴家公斜ならず御悦びましたして且は亡父の菩提の爲且は源家繁昌の爲なると時政を經營の奉行として建仁元年より三年癸亥の秋に殿堂廊觀金玉を鏤めて成就せり入佛の道師は覺濟僧正なり膏油の地三百石と御墨印蜀紅の錦の七條とを賜はりながく寺珍となりれり抑も開山覺濟僧正と申すは後京極の關白良經公の五男なり勝賢大徳の御弟子金剛王院實賢僧正の上足なり覺濟又の名は山本の僧正とも申しき智は顯密を兼ね才は儒玄富り寔に當世の龜鑑なり隱逸の人にて京都の騒しきを厭ひ下總に下り當寺の虚空藏菩薩を本尊として求聞持の法を修せられき安貞の頃勅命にて隨心院に飯落し給ひ上足靜助僧都に寺をよび法流を付囑し給ふ又長智に嗣法し給ふ此の長智と申すは智道兼備の名僧にて越後の國に行脚し給ふ日賀茂郡長福寺を開基し密教を擴め給ひき此の寶金剛寺をば上足長貴に付與す長貴は絶倫の才ありて下總國海上郡野手村圓長寺を開基す長貴嗣法の弟子長乘に寺を譲る長乘また長譽に付與す長譽また野手圓長寺二世となる覺濟より長譽まで七代は弟

子讓なり次に間印次住譽二代は弟子なり十一代良宣十二代願雄十三代性盛この時回祿に及ぶ御墨印常什物多分焼亡す但し本尊法流錦の袈裟ばかり存せり十四代覺朝覺朝は江戸箕田町大聖院覺譽の弟子織田信長の末葉にて武畧にも通じ釋儒の原を究め玉ふ人なり時に小田原早雲五代の孫氏眞の弟北條左衛門太夫氏勝と申すは岩富村の城主にて文武の達人と申し觸れたり寶金剛寺は北條時政の創立殊に住持は智道の名僧と聞しめされ來て旦那と約し自筆にて寺領百石を付與し別に八幡宮の爲に十石を播し玉ふ以上百十石の書跡今に有り其の外をり〱氏勝の消息も今に存せり小田原北條は天正十八庚寅に敗北したれども家康公の氏勝の才智を惜て助け置き給へり慶長十四年己酉秋氏勝謀叛の由讒言ありしかば太閤大きに立腹して石田治部をして岩富に發向す氏勝辞するに地なく坂戸に出張し三日大きに戰ふ漸に一方を切破寶金剛寺に來り切腹す滿年四十二實に慶長十四己酉年八月二日也御墓も寺中に在り御椀も今に存せり武具は皆紛失す住持覺朝御別れを歎き玉ひて翌年二月朔日遷化し玉ひ寺を弟子覺秀に付屬すこの時寺領もどり上げたり中古一度却火の災厄に會し堂宇伽藍炎上に終んぬると同時に焼失せる重要書類寶物什器も尠からず現存する什物の重なるものは左の如し

- 一、蝦夷錦切雜七條 慶長二年正月 北條氏勝寄進 全
- 一、壁代地色純色下袴 全
- 一、年代記 二卷 慶長八年 全
- 一、花 盤 全
- 一、蜀紅錦七條 源賴家寄進 全
- 一、涅 槃 像 松平左近將監寄進 全
- 一、阿 字 弘法大師御筆 全
- 一、弘法 大師 眞雅僧正御筆 全

一、食 膳 食 椀

北條氏勝持

○新撰佐會 風土記云 在直彌村不詳開創年時多藏岩富城主北條氏勝手狀及寄田證書云

(八) 多 寶 院

直彌村字本郷にあり眞言宗にして寶金剛寺末なり阿彌陀如來を本尊とす由緒不詳堂宇間口六間奥行四間三尺境内百六十九坪官有地あり住職は京極盛濟にして檀徒十九人を有し管轄廳まで四里六町十九間とす境内佛堂一字あり即

- 一、大 師 堂 弘法大師を本尊とす文政十一戊子年十月の創立にして建物間口四尺奥行三尺寺明細帳

(九) 東 福 院

八木村字寺内にあり眞言宗にして寶金剛寺末なり十一面觀世音菩薩を本尊とす由緒不詳堂宇間口五間奥行三尺境内百八十坪官有地あり住職は京極盛濟にして檀徒三十人を有し管轄廳まで四里十四町とす境内佛堂一字あり即

- 一、藥 師 堂 藥師如來を本尊とす行基菩薩の作創立年月不詳往古より舊字堂山に安置堂宇朽頽

(十) 不 動 院

八木村字農場にあり眞言宗にして寶金剛寺末なり金剛界大日如來を本尊とす由緒不詳建物間口二間奥行二間境内二百四十三坪官有地あり住職は京極盛濟にして檀徒百十九人を有し管轄廳まで四里十四町とす境内佛堂一字あり即

- 一、不 動 產 不動明王を本尊とす由緒不詳建物間口二間奥行二間寺院明細帳

上別所村字漆棒にあり真言宗にして寶金剛寺末なり金剛界大日如來を本尊とす由緒不詳堂宇間口五間奥行四間三尺境内二百八十九坪官有地第四種あり住職は京極盛濟にして檀徒六十二人を有し管轄廳まで四里十六町三十四間とす境内佛堂一字あり即

一、大 師 堂 弘法大師を本尊とす文政十一戊子年十一月創立にして建物は間口三尺五寸奥行五尺寺院明細帳

(三) 寶 壽 院

天邊村字内山にあり真言宗にして寶金剛寺末なり地藏菩薩を本尊とす由緒不詳堂宇間口五間奥行四間三尺境内二百卅七坪官有地第四種あり住職は京極盛濟にして檀徒三十八人を有し管轄廳まで四里三十七間なり境内佛堂三字あり即

一、地 藏 堂 地藏菩薩を本尊とす弘法大師の作と稱す壽永年中の比京都より四十餘才の尼來り

茅屋を結び日夜弘法大師の寶號地藏菩薩名號を日課として居住したまふ爾るに承久三辛巳年十月の比一人の旅僧止宿す尼藏餅を進て曰く我貧にして夏冬厥を以て活命す恨らくは澁の深きを思ふと語り玉ふに旅僧笈の内より地藏菩薩を出し此の尊像を信し奉らば永く澁なからんとて授與し給ふ爾より以來此の山の藏澁なし弘法大師の惠なるべしと益飯依増し寛延四丙午年三月廿一日寂す法名を遍照寶壽と號す後里人草庵を結び敬崇し給ふ爾に天正中佐倉城主千葉邦胤入國之時天邊村より厥を献す此時邦胤の恩賜に依て菴を改め弘法山遍照寺寶壽院と號すと縁起に古老傳を載罷在候建物間口二間三尺奥行二間

二、子 安 觀 音 堂 子安觀世音菩薩を本尊とす由緒不詳建物間口九尺奥行二間なり

三、大 師 堂 弘法大師を本尊とす文政十一戊子年十月の創立にして建物は間口四尺五寸奥行三尺五寸寺院明細帳

○下總國印旛郡天邊村地藏菩薩縁起云抑下總國白井の庄天邊村寶壽院地藏菩薩は弘法大師の御彫刻なり古老の傳へに往時壽永の亂

の頃四十余の尼京都より來り此所に住めり此の里末人家あらざりし始は近鄰の總頭なれば天邊と號く彼の天の香來山の衣山に秀でたれば號くるが如きか彼の尼此の山に草庵を結び南無大師遍照金剛をこのふ又南無地藏菩薩を日課となしたり稟性柔和にして少欲知足に天然に徳ありて萬事辭退せり他の惡きを云はず我が善を擧げず言少にして何にてかありけん常に口の中にとなへしとなり此の尼朝四暮三のたすけなれば冬は厥の根をほりて麵に和して是を食し夏は嗽き厥を市にひさぎてみづから活す唯無爲徳天に嘯浩然の氣をやしなふと云ふものか七十有余の年承久三年辛巳の十月の頃なりける一村時雨の跡さむく椎柴の枝折燃て爐をかこみ居たるところに旅僧一人錫をならし來りて宿を乞ふあまのいはく我さへ疎き茅屋ひじりいかでか夢を結ばせ給ふべきかとかこちわび給ひければ旅僧の曰く夫出家は樹下石上に實相を觀し塚間白骨に無常を悟る掟なれば破屋なにか苦しかるべきと強て宣ひければ尼も辭するに言なく宿をなんかし來りき終夜のかん經いと崇とかりけり夜明ければ厥餅といふものをすすめけるに快げにきこしめしける時老嫗のかたらく我貧しければ夏冬厥をもつて活命にす恒に歎らくは澁の多き事をいとふと語りければ僧のいはく我に靈顯の佛います地藏菩薩と稱す汝此尊像をかしつき奉らば此の山の厥永く澁なからん疑事なかれとて笈の中より地藏尊を出し奉り老嫗に賜ければ尼はことなふ悦て我この尊を願ふこと久し此の尊を得奉らば厥に澁ありとも足りなんとて柵の上に安置し奉り様々に恭敬禮拜する間に僧は失せまひけり尼出でて尋ねければも行方を知れずさりければ誠に是弘法大師なるべしとて一心に南無大師遍照金剛を唱へ二六時中を地藏尊を尊信し奉りける其の年の中より厥に澁なかりけり明年の厥ますくよし諸人この老嫗の徳を感じ種々の珍物を惠まれば何にても乏しきことなく三年以前より入寂の年月日を語りて寛元四丙午歳三月廿一日病なくして寂す年は九十余才なりとぞ時に法名を遍照寶壽と號す厥の後天正の頃佐倉の城主千葉の邦胤公入國のさざみ領内の地鎮を尋ね給ふの日天邊よりは此の厥を捧げるに具に事實を御尋ねあり舊記を出して由縁を告上れば邦胤公御感心のあまり庵主に様々を賜はり弘法山遍照寺寶壽院となし下され此の日より永く寺となることを得たりその首應永の亂に

高崎に兵火あるのよしを地蔵尊老僧の姿にて十日以前に三夜まで高聲に觸廻りしかば人々これを怪み跡をし
たひつるにこの寺に歸り給へり果して兵火ありければ諸人愛宕の本地佛なりとて信じ奉りき其の後は歩行よ
り火防の守札を乞ふ者多かりき慶長の末の頃檜貝内記と云人有り大坂落城の後この地に隠る實にこの里を開
基とす石田新藏と云人も同じくこの里に留まりて民となし是や地蔵尊大旦那の始なり元和三年丁巳年五月天
下大きに雹降共このあたりにも其の憂なし同五年巳未の正月東北に彗星見たり天文の博士の曰く天下の大事
ならんと果して夏三月疫病國々に流行共此の四ヶ村には難事なかりき皆是此の尊の靈驗のよし後に人々の夢
想は故に示されたりこれのみならず此の里の小兒痘瘡かろく女人難産の憂もなした盗賊の難につよく公事
訴訟のことなし上和らかに下むつますべて是地蔵尊守護の故なり嗚呼貴哉今世後世能引導御願唐捐ならず
古往今來其靈驗日々あらたにまた日々新なるものや寛保三癸亥歲三月六日

(三) 圓輪寺

寒風村字邊田にあり眞言宗にして寶金剛寺末なり阿彌陀如來を本尊とす由緒不詳客殿一棟間口四間奥行二間
半境内三百二十六坪^{民有地}第一種あり住職は京極盛濟にして擅徒六十一人を有し管轄廳まで四里十一町四間なり境
内佛堂二字あり即

一、不動堂 不動明王を本尊とす由緒不詳建物間口二間奥行二間

二、大觀音堂 弘法大師を本尊とす文政十一戊子年十月創立建物間口五尺奥行四尺^{佛堂明細帳}

宮本村字上の内にあり寶金剛寺持にして眞言宗に屬し十一面觀世音菩薩を本尊とす行基菩薩の作創立年月不
詳鎮守山王宮本地佛と稱し別當正乘院持往古社殿の後に安置敷地跡于今現在す後ち今の地に移す年月不詳明
治二年正乘院廢止の際本寺寶剛持に仕候堂字間口三間奥行三間境内七十二坪^{官有地}第一種あり擅徒二百八十四人を
有し管轄廳まで三里二十三町四十四間とす住職は京極盛濟にして境内佛堂一字あり即

一、大師堂 弘法大師を本尊とす文政十一戊子年十一月創立建物間口五尺奥行五尺^{佛堂明細帳}

(五) 地藏堂

上別所村字漆棒にあり圓明院持にして眞言宗なり地藏菩薩を本尊とす由緒不詳堂宇は間口一間半奥行一間半
境内四坪^{民有地}第一種あり擅徒八十八人を有し住職は京極盛濟なり管轄廳まで四里十六町三十四間とす^{佛堂明細帳}

(六) 眞勢堂

米戸村字半助にあり本寺不詳眞言宗にして勢至菩薩不動明王を尊とす由緒不詳なれど明治七年四月より一時
學校所に致置候堂字間口六間奥行三間境内百十七坪^{官有地}第三種あり住職無之村中持にて信徒二十四人を有し管轄
廳まで四里十三町五十七間なり境内佛堂一あり即

一、大佛堂 弘法大師を本尊とす由緒不詳建物間口五尺奥行六尺^{佛堂明細帳}

第十一章 衛生警察兵事誌

第一節 衛生

衛生上特別の設備なく種痘清潔法等形の如く行はる明治四十二年に於て腸窒扶斯患者二人實布埜利亞患者一
人死亡一人其他の患者二人死亡二人計患者五人死亡三人なり又種痘人員は初種の者六十一人^{内不善}再種以上
の者四十一人^{内不善}計百二人なり

第一節 警察

駐在所は創立當時直彌區にありしも家屋の破損は居住に堪へず轉々民家を借家し今は寒風區の民家に寄偶
せり思起す明治三十一年の春某日朝より吹き荒みし大風は遂に汽車の煙突の火粉を飛ばし見る／＼うちに長

熊區の殆全部を焼失し全四十年には秋の未だ紅葉を見せぬ頃吹き荒るゝ西風はげしく上勝田區の三分の一は全前の原因によりて烏有に歸せりそれかあらぬか上勝田、直彌、米戸、高崎上勝田の五區には消防組の組織成れり

第三節 兵 事

在郷軍人會風に組織せられ今は和田村分會と稱す明治四十二年に於ける陸軍々人百四十人にして内現役十四人將校二人下士一人豫備役十六人内將校一人准士官一人後備役二十二人下士十六人兵卒二十六人なり又海軍は現役將校一人下士二人兵卒三人計六人なり

第十二章 經 濟 誌

第一節 金 融

金融機關と稱すべきものなく細民のためには質屋一戸二十一年あり勤儉貯蓄には和田村同志會あり明治四十二年九月十五日の設立にして加盟者十七人郵便貯金四十三年三十五圓ありこの外宮米戸區の月十錢掛天邊區の月五錢掛等なり殊に最盛なるは無盡講にして其數殆三十取金少額五十圓多額千圓に達するものあり

第一節 生 産 消 費

本村の一ヶ年生産消費は左の如し

(一) 穀類之部 生産額十萬四千八百八十四圓四十二錢九厘

(二) 荳類之部

消費額七萬五千八百八十一圓九十五錢四厘

差引過二萬九千七百二圓四十七錢五厘

生産額九千七百七十七圓七十七錢六厘

消費額四千四百四十一圓八十七錢一厘

差引過五千三百三十五圓九十錢五厘

生産額八千八百四十五圓十一錢七厘

消費額七千二百三十八圓二十一錢

差引過一千六百六圓九十錢七厘

生産額二千七百七十八圓八十五錢三厘

消費額一千五百五圓九十九錢八厘

差引過一千七十二圓八十五錢五厘

生産額八千六百七十四圓八十八錢

消費額一千三百七圓四十六錢

差引過七千三百六十七圓四十二錢

生産額一萬四千八百二十六圓十六錢

消費額

差引過一萬四千八百二十六圓十六錢

生産額一千三百三十四圓五十七錢

消費額七千八百六十九圓九十二錢

差引不足六千五百三十五圓三十五錢

(七) 水産之部

(六) 林野之部

(五) 家畜之部

(四) 果物之部

(三) 蔬菜之部

(二) 荳類之部

(八) 衣住之部	生産額 消費額六万九百六十三圓七十二錢七厘 差引不足六萬九百六十三圓七十二錢七厘
(九) 雜之部	生産額二萬一千三十九圓五十七錢五厘 消費額六萬三千二百四圓九十七錢二厘 差引不足四萬二千六百六十五圓三十九錢七厘
(十) 肥料之部	生産額三萬六百五十四圓八十三錢 消費額三萬八千五百二十九圓六錢一厘 差引不足七千八百七十四圓二十三錢一厘
(十一) 工産之部	生産額一萬八千七百二十五圓六十六錢 消費額 差引過一萬八千七百二十五圓六十六錢
(十二) 商業之部	生産額三万五千九百二十圓五十錢 消費額 差引過三萬五千九百二十圓五十錢
(十三) 職工之部	生産額九千六百五十圓五十錢 消費額 差引過九千六百五十圓五十錢
(十四) 報酬及勞働之部	生産額一萬一千三百九十四圓八十九錢五厘 消費額二千六百六十二圓 差引過九千七百三十二圓八十九錢五厘

合計

差引過九千二百三十二圓八十九錢五厘
 生産額二十七萬七千九百七十四圓五厘
 消費額二十六萬二千五百四十七錢三厘
 差引過一萬五千九百二十七錢二厘

第三節 財政

明治四十二年度調査によれば本村の租稅負擔國稅一萬三千八百六十八圓十三錢縣稅三千八百六十圓二十錢五厘町村稅二千七百七十三圓十八錢五厘計二萬五千五百一十二圓五十二錢にして平均一戸當二十四圓四十六錢八厘一人當四圓二錢とす又同年度に於ける歳入八千八百四十八圓五十一錢歳出八千八百七十二圓五十一錢とす

第十二章 運輸交通土木誌

印旛湖に注ぐ川流は高岡區にて上流の二派相合すれども舟運の便あるに非ず漁業の利あるにあらず實に水の流るゝのみなり

鐵道一條本村を貫くと雖乗降の便あるに非ず徒に火災を起さしめ子供等の危險物たるのみ
 縣道に添はず樞要里道に添はず數條の里道は雨期冬期泥濘脚を没して歩すべからず鐵道會社の架せる完全なる鐵道陸橋は辛じて村の美觀を添ふれども村内の架橋は寒風に堪へざるもの多し中稍大なる下勝田橋は下勝田上別所間にありて乾巽に架す

通信上の機關としては上勝田直彌高崎高岡の四區に切手賣下所あると共にポストの設あるに止るのみ郵便物は佐倉局の集配に屬し一日一回配達あるのみ
 第十一、和田村誌終

第十二 酒々井町誌

第一章 位置地勢土質地目誌

第一節 位置廣表區分

酒々井町は印旛郡の中央に位し西南は佐倉町に隣り東に成田町に接し東南は富里和田の二村に界し西北は印旛沼の東岸に接す域内酒々井、下臺、本佐倉、上本佐倉、馬橋、墨、尾上、飯積、中川、上岩橋、柏木、下岩橋、伊篠、伊篠新田、篠山新田、今倉新田の十六區あり東西一里九町南北三十二町面積約一方里あり役場は酒々井にあり郡衙まで一里一町四間とす

第二節 地勢土質地目反別

地勢平行にして林野相連り田畝其の間に散在す而して西北印旛沼に面する地方は最低地なるを以て年々水害を被ること多し土質概ね第四紀古層に屬するも第四紀新層砂質壤土を交へ地味甚だ肥沃なるに非るも皆耕作に適し陸田には穀菽桑園果樹蔬菜よく栽植し低地は水田の利を失はざるも一部分湖畔の地洪水收穫を害するを以て二毛作に適する所甚稀なり其の地目反別左の如し

(一) 國有地

(1) 社寺地	反別	六、七七〇
(2) 原野		七三三
(3) 其他		七、二〇〇

(二) 民有地

計	一四、七二〇	地價	一三、四〇二
田畑	三七八、五一五		三六、二三八
郡村宅地	三四七、一三〇		一三、九六七
池沼	六〇、〇二〇		三、八〇〇
山林	二八二		六、三〇三
山池	六九六、三三〇		三九、七〇〇
(4) 原野	三八、一〇二		五、九二〇
(5) 雑地	一、二五一		一八八、〇五七
(6) 雑地	一、五二一		六五、二九〇
(7) 計	一、五二一		六五、二九〇

第二章 水系誌

第一節 河沼池

河川の大なるものは高崎川を以て首とす水源を富里村高野に起し全村新橋より本町の尾上飯積墨の中央を流る本佐倉馬橋の境界を割断して和田村長熊に入り下流は鹿島川に合し印旛沼に投す幅三間延長二千三百三十六間とす其他酒々井區字根知山麓に起り耕地の中央を西流し上岩橋中川に入り印旛沼に投する幅三間延長千八百八十八間の細流あり又伊篠新田の狭谷津富里村七築の區境に起り北走縣道を横断して伊篠の中央を經公津村飯仲大袋の兩區境を流れ遠く印旛沼に入る幅一間延長九百九十間の細流あり

印旛沼は水源を本郡阿蘇村神崎に起し本町の西北部を流れ末利根川に入る延長十里と云ふ本町沿岸より對岸六合村平賀の距離を六百間とす

大池は伊篠字大池に在り面積一町歩あり谷津池は尾上字小池谷津にあり面積二段五畝なり